

内閣委員会議録 第二十一号

平成三十年五月二十五日(金曜日)
午前九時一分開議

出席委員

委員長 山際大志郎君

理事 石原 宏高君 理事 谷川 弥一君

理事 中山 展宏君 理事 永岡 桂子君

理事 松野 博一君 理事 阿部 知子君

理事 稲富 修二君 理事 佐藤 茂樹君

理事 遠山 清彦君

池田 佳隆君 泉田 裕彦君

大隈 和英君 大西 宏幸君

岡下 昌平君 加藤 鮎子君

金子 俊平君 神谷 昇君

亀岡 偉民君 小寺 裕雄君

古賀 篤君 杉田 水脈君

高木 啓君 武井 俊輔君

長坂 康正君 西田 昭二君

三谷 英弘君 村井 英樹君

大河原雅子君 篠原 豪君

福田 昭夫君 森山 浩行君

山崎 誠君 源馬謙太郎君

森田 俊和君 太田 昌孝君

濱地 雅一君 濱村 進君

中川 正春君 塩川 鉄也君

串田 誠一君 森 夏枝君

玉城デニー君

議員 岩屋 毅君

議員 中谷 元君

議員 佐藤 茂樹君

議員 石井 啓一君

議員 菅 義偉君

國務大臣 (内閣官房長官)

國務大臣 (国家公安委員会委員長)

小此木八郎君

國務大臣 (規制改革担当)

内閣府副大臣

内閣府大臣政務官

農林水産大臣政務官

経済産業大臣政務官

国土交通大臣政務官

兼内閣府大臣政務官

会計検査院事務総局次長

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(内閣官房内閣審議官)

政府参考人

(特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長)

政府参考人

(人事院事務総局職員福祉局長)

政府参考人

(内閣府大臣官房総括審議官)

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人

(内閣府政策統括官)

政府参考人

(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人

(宮内庁次長)

政府参考人

(警察庁生活安全局長)

政府参考人

(警察庁刑事組織犯罪対策部長)

政府参考人

(警察庁交通局長)

梶山 弘志君

あきもと司君

村井 英樹君

長坂 康正君

野中 厚君

平木 大作君

築 和生君

腰山 謙介君

原 邦彰君

平川 薫君

中川 真君

合田 秀樹君

井野 靖久君

田中愛智朗君

林 幸宏君

小野田 壮君

村上 敬亮君

西村 泰彦君

山下 史雄君

露木 康浩君

梶田 好一君

政府参考人 (総務省大臣官房審議官)

政府参考人 (法務省大臣官房審議官)

政府参考人 (財務省理財局長)

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官)

政府参考人 (スポーツ庁スポーツ総括官)

政府参考人 (文化庁長官官房審議官)

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官)

政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官)

政府参考人 (国土交通省総合政策局公共交通政策部長)

政府参考人 (国土交通省海事局次長)

政府参考人 (防衛省大臣官房審議官)

内閣委員会専門員

堀江 宏之君

加藤 俊治君

太田 充君

瀧本 寛君

齋藤 福栄君

永山 裕二君

小川 良介君

上田 洋二君

松本 年弘君

大坪新一郎君

槌道 明宏君

長谷田晃二君

委員の異動
五月二十五日

辞任

佐藤 茂樹君

濱地 雅一君

浦野 靖人君

同日

辞任

太田 昌孝君

森 夏枝君

同日

同日

補欠選任

遠山 清彦君

太田 昌孝君

森 夏枝君

同日

補欠選任

濱地 雅一君

串田 誠一君

辞任

串田 誠一君

同日

辞任

森 夏枝君

同日

理事佐藤茂樹君同日委員辞任につき、その補欠として遠山清彦君が理事に当選した。

同日

本日

の会議に付した案件

理事の補欠選任

会計検査院当局者出頭要求に関する件

政府参考人出頭要求に関する件

ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外七名提出、衆法第二〇号)

特定複合観光施設区域整備法案(内閣提出第六四号)

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○山際委員長 これより会議を開きます。
中谷元君外七名提出、ギャンブル等依存症対策基本法案を議題といたします。
本案に対する質疑は、昨二十四日に終局いたしましたので、これより討論に入ります。
討論の申出がありますので、順次これを許します。阿部知子君。

○阿部委員 立憲民主党の阿部知子です。

立憲民主党を代表して、自民党、公明党、維新の会提出のギャンブル等依存症対策基本法案に反対の討論を行います。

国民に大きな不幸と、社会に混乱、未来の子供たちにも逃れられない災いをもたらすギャンブル依存症の対策が長い間放置され、日本が依存症大国になってしまっていることは政治の怠慢です。

その上、さらに、ギャンブル依存症の原因となるカジノつき国際観光施設を許可しようとする政府の姿勢の以上、このギャンブル等依存症対策基本法がその露払いとしてしか位置づけられていない疑念は今も消えません。

短時間審議で、しかも参考人質疑で得た多くの知見が反映されることなく、とにかく基本法を通すというやり方は、アリバイづくりにはかならず、本格的な依存症対策の実現を阻みかねません。

以下、反対の理由を法案の内容に沿って明らかにいたします。

第一に、四野党案は、ギャンブル関連事業者に対し、第三条の基本理念で、違反の取締りの強化を強く求めています。

第二に、四野党案は、第十九条により、民間による支援を受けるギャンブル依存症の患者等及びその家族の経済的な負担を軽減するための施策を求め、また、第二十条により、国及び地方公共団体が、ギャンブル対策に関する活動を行う民間団体と、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他ギャンブル依存症の発生等の防止に関連する業務を行う機関等と、広く連携するよう規定しております。

参考人質疑でも、依存症の回復には、医療機関だけでなく、自助グループ等の民間団体による支援が不可欠であり、大きな役割を果たしていることが明らかになりました。しかし、そうした民間団体による支援を受けるための費用は基本的に自己負担となるため、それによって患者や家族の生活を圧迫し、支援を受けることを躊躇う者もおそれがあります。自公維案では、こうした視点

が欠けています。

第三に、四野党案では、附則第二項で、ギャンブル関連事業者のギャンブル依存症対策に係る費用負担の検討を求めました。依存症の発生原因となり得る事業を行っている主体に収益の中から資金を拠出させることは、公害の汚染者負担原則と同様に当然であり、十分な対策費用は施策の実施上不可欠だと考えます。

当初の自公案にはなかった、依存症当事者も参加するギャンブル等依存症対策推進関係者会議の設置を自公維案に盛り込んだことは、評価したいと思いますが、なお大きな違いが残っています。四野党案では、この関係者会議に事業者は含まれません。ギャンブルの有害性を遠ざける対策の一環として、事業者には別途、厳しい規制と施策への協力をしっかりと求めるべきです。

以上、反対討論といたします。(拍手)

○山際委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、自民、公明、維新提出のギャンブル等依存症対策基本法案に反対の討論を行います。

公営ギャンブルやパチンコが身近にある日本には、約三百二十万人とも推計されるギャンブル依存症を疑われる人がいるとされ、諸外国と比較してその割合が非常に高く、深刻です。ギャンブル依存症問題に対し、国が社会的課題として対策を行う必要があることは言うまでもありません。ギャンブル依存症対策で重要なことは、依存症の進行の防止や回復とともに、新たな依存症を生み出さないことです。

提出者は、この法案が依存症者を減らすことを目的にしていると述べるとともに、カジノ解禁が新たなギャンブル依存症者をふやすことを認めました。ギャンブル依存症者を減らす策を掲げること、新たなギャンブルであるカジノの解禁を認めることは矛盾しています。

にもかかわらず、本案の提出会派は、新たなギャンブルであるカジノ解禁を推進しています。二〇一六年にカジノ推進法を強行し、さらに、今

国会に提出されているカジノ実施法案に対しても、政府と一体となつて推進を図ってきたことは極めて重大です。

カジノ解禁とギャンブル依存症対策は全く相入れないものであり、自公維の案には同意できません。

ギャンブル依存症対策として必要なのは、ギャンブル事業者へ、射幸性の抑制や入場、購入制限、広告の規制など、依存症発生等の防止への取組を義務づけることであり、大半の依存症者の原因であるパチンコの賭博性を規制することです。ましてや、カジノを解禁し、新たにギャンブルができる場所をふやすなど、もつてのほかでありません。

以上申し述べ、討論を終わります。

○山際委員長 これにて討論は終局いたしました。

○山際委員長 これより採決に入ります。

中谷元君外七名提出、ギャンブル等依存症対策基本法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山際委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山際委員長 次に、内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参

画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官原邦彰君、内閣官房内閣審議官平川薫君、内閣官房内閣審議官中川真君、人事院事務総局職員福祉局長合田秀樹君、内閣府大臣官房総括審議官井野靖久君、内閣府大臣官房審議官田中愛智朗君、内閣府大臣官房審議官林幸宏君、内閣府政策統括官小野田壮君、内閣府地方創生推進事務局審議官村上敬亮君、宮内庁次長西村泰彦君、警察庁生活安全局長山下史雄君、警察庁交通局長栴田好一君、総務省大臣官房審議官堀江宏之君、法務省大臣官房審議官加藤俊治君、財務省理財局長太田充君、文部科学省大臣官房審議官瀧本寛君、文化庁長官官房審議官永山裕二君、農林水産省大臣官房審議官小川良介君、経済産業省大臣官房審議官上田洋二君、国土交通省総合政策局公共交通政策部長松本年弘君、国土交通省海事局次長大坪新一郎君、防衛省大臣官房審議官梶道明宏君の出席を求め、説明を聴取し、また、会計検査院事務総局次長腰山謙介君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○山際委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。おはようございます。

それでは、きょう、官房長官にお越しいただきまして、加計学園関連の愛媛県新文書にかかわり、お尋ねをいたします。

今週の月曜日、参議院予算委員会の国政調査権に基づき、愛媛県が提出をしました新文書についてであります。

この中では、やりとりにつきまして、関連する個人メモというのが添えられておりますけれども、その一枚の中に、「加計学園からの報告等は、次のとおり。」二〇一五年ですが、二月二十五日に理事長が首相と面談(十五分程度。理事長から、獣医師養成系大学空白地帯の四国の今治市に設置予定の獣医学部では、国際水準の獣医学教育を目指すことなどを説明。首相からは「新しい獣医大学の考えはいいね。」とのコメントあり。また、柳瀬首相秘書官から、改めて資料を提出するよう指示があったので、早急に資料を調整し、提出する予定。」このように記述がされております。

安倍総理は、今週の国会におきましても、その日、加計理事長と面会していただくと答弁をされておられます。愛媛県はこの新文書と総理の認識に違いがあるということでもあります。その点でも、政府として、愛媛県側に事実関係の確認を行うことが必要ではないかと思いますが、官房長官、お答えください。

○菅国務大臣 まず、御指摘の総理面会についてですけれども、総理御自身がさきの委員会、平成二十七年二月二十五日に加計理事長とお会いしておらず、念のため入邸記録も調査しましたが、加計理事長が官邸を訪問した記録は確認できました。加計理事長が官邸を訪問したとあり、医学部の新設について話をしたことはない、このように総理が説明をしています。これが全てであります。

その上で、愛媛県の作成した文書についてでありますけれども、政府の立場でそれはコメントすることは控えていると思います。

○塩川委員 入邸記録については確認できなかったという話ですが、ちよつと聞きますけれども、この入邸記録というのは、そもそも、この二〇一五年二月二十五日というのは、何か残っているものがあるんですか。残っているものがある

上で、確認したけれどもできなかったのか、そもそもないのか、その点、はっきりさせてください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。今御指摘のありました入邸記録でございます。この入邸記録とは、外部からの官邸への入邸に際しての訪問予定者に、訪問先への事前届出を必ず求めている訪問予約届というものでございます。これは、従来から国会で御答弁させていただいておりますが、使用目的終了後、遅滞なく廃棄という扱いになってございます。

総理の御答弁は、そういう遅滞なく廃棄する取扱いとなっているが、念のため確認したが、やはり確認ができなかった、こういうことでござい

○塩川委員 ですから、この訪問予約届について、二〇一五年二月二十五日は残っているんですか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。遅滞なく廃棄してございまして、確認できなかったということでございます。

○塩川委員 廃棄しているから、ないから確認できないと言っているだけで、その日についての記録があったらどうかという問題も出てきますし、当然、この訪問予約届だけではなく、官邸においてさまざまな来訪者があつた際に、関係者がきちつと記録をする、面談の記録などをとるといふことも当然あるわけで、これについては、中川委員を始めとして、今委員会でも繰り返し要求をしているところでもあります。

そういう点について、愛媛県側は文書においてきちつとした記録を明らかにしているのに、官邸の方というのは、この問題についての記録というのは何ら、文書で示すものも一つもない。こういう点で、総理が言っているからというだけの話であつて、これは説得力がない。政府としてコメントする立場にないという言葉でかわすような話じゃないと思うんですよ。

官房長官、改めてお尋ねしますが、政府

の信頼性が揺らいでいるという問題なんですか。コメントする立場にないかというので愛媛県の新文書について脇に置くような態度というのは、一層政府への疑念を拡大するだけであつて、これはしつかりと愛媛県側に確認をする、こういうことこそ必要なのではありませんか。

○菅国務大臣 今日までも、官邸の入邸記録については何回となく質問があり、そのたびにそのシステムについてお答えをし、しかし、念のために調べるべきだということも何回もありました。そういう中で、今回調べさせていただいて、なかったということでもあります。

また、これは愛媛県の文書でありますから、政府としてここはコメントするものではないと思

○塩川委員 いや、それぞれ、認識、事実関係について違いが出ていますから、まさに参議院の予算委員会が国政調査権で、提出された、責任ある、いわば公文書であるのがこの愛媛県の新文書であるわけで、そういう重みを持つて政府が受けとめているかどうかというのが問われているんじゃないですか。

国政調査権に基づいて出されたこういう新文書で、総理の言っていることと違うことが書かれている。その記録として出されている問題についての、事実として認められる、このことをやはり問われているわけですから、疑いがかけられているのはやはり総理の側であつて、これはしつかりと反証を示す必要がある。一言、会っていないと言

うだけではこれは納得し得ないわけで、何らかの物証を含めて反証を示してもらいたいですけれども。そういうことを示すということこそ政府に求められているんじゃないですか。

○菅国務大臣 ですから、総理御自身が答弁されたことがこれは全てだと思ひます。

○塩川委員 ですから、それが疑念を更に深めているということになっているわけですから、そういう点での政府の姿勢そのものが問われているわけであり

何らか記録なり文書なり証言なりで改めて事実関係をはつきりさせる、反証するというのは、政府がまさに求められている責任ですから、そういうものをしつかりと示すということこそ必要じゃないですか。

○菅国務大臣 御本人は、会っていないということ、そして、念のために入邸記録も調査をした、そういうことを答弁しているわけですから、それが全てじゃないでしょうか。

○塩川委員 いや、全然全てじゃないですよ。入邸の記録だけで何らかの物証になるわけではあり

そういう点でも、具体的に文書等で、記録等を出せないというのであれば、これはやはり関係者にしつかりと証言をしてもらうということこそ必要であるわけ

そういう点でも、柳瀬さん自身のあの参考人での答弁というのが、まさに会っている日付そのもののについても、二〇一五年の三月の二十四日に加計関係者と柳瀬さんが会つていたなんという記載もあるわけですからね。そういうのが実際に参考人へ答えたのと食い違つたわけで、こういった問題についてしつかり明らかにしてもらつても、柳瀬さんの証人喚問も必要です。一番の当事者である加計孝太郎さん、しつかりと国会に来てもらつて証人喚問に

また、この愛媛県の新文書を提出した中村時広愛媛県知事の参考人招致、こういうことは当然のことであるわけです。

そういう点でも、これは官房長官として、柳瀬さんにもう一回国会に出てもらつて証人喚問に

必要があるんじゃないですか。

○菅国務大臣 従来までも国会のことは国会でお決めたいただいておりますので、そのように国会でお決めたことだと思ひます。

○塩川委員 委員長、この柳瀬唯夫元総理秘書官と加計孝太郎理事長の証人喚問、中村時広愛媛県

知事の参考人招致をぜひ求めたいと思います。

○山際委員長 後ほど理事会で協議いたします。

○塩川委員 この愛媛県の新文書では、柳瀬氏が二〇一五年三月二十四日に加計関係者と面会していることが記載されています。また、加計理事長と安倍総理が面談したと記載されている二月二十五日にも、先ほど冒頭で紹介をしたように、柳瀬氏が同席していたと思われる記述があります。

この二つの日付について、これは内閣官房の総理秘書官を務めていたときの話ですから、内閣官房として、柳瀬氏にしっかりと確認してもらう必要があるんですが、この二つの日付について、実際どうだったのか、それについて答えてもらえますか。

○村上政府参考人 特区制度の運用に関する話ということで、内閣府の方で確認をとらせていただきましたけれども、まず、さきの参考人質疑において、柳瀬元秘書官は、後藤先生の御質問に対して、平成二十七年二月から三月ごろだったと思いますけれども、加計学園の事務局の方から、上京する際にお伺いしたいという申入れがあつて、官邸でお会いをしましたと。

蓮舫議員からの、加計学園関係者と会ったと言いますが、これ三月二十四日ではないですかとお尋ねに対しては、日付がどの辺だったかはちよつと私わかりませんというふうに答弁をしております。

また、五月二十二日に、記者からのお尋ねに対して柳瀬元秘書官は、御指摘の安倍総理と加計理事長の面会についてでありますけれども、私はもちろん同席をした覚えもございませんし、その話を伺った覚えもございません。また、総理から本件について指示を受けた覚えもありません、したがって、その文書に記載のありました、私が安倍総理と加計理事長の面談を踏まえて資料の提示をお願いした覚えもございませんと述べたと承知をさせていただきます。

今回、委員のお求めもありましたので、改めて柳瀬元秘書官に確認もいたしましたけれども、やはり、さきの参考人質疑や記者からのお尋ねに対してお答えしたとおりであるということでございます。そして、そのように内閣府としても本人に確認をしてございます。

○塩川委員 済みません、もう一回確認しますけれども、二月二十五日については、記者の間合せとの関係で、そういう、記憶がないという言い方なんですかね。三月二十四日についてはどういうふうに答えているんですか。その点、内閣府としてどういうふうに確認をしているんですか。

○村上政府参考人 それぞれについてお答えを申し上げます。

三月二十四日の関連ということですが、そもその発端となりました四月二日の面会に先立ち、二月から三月ごろにかけて加計学園の事務局の方とお会いをした記憶があるが、日付はつきりしない。これに対して蓮舫議員から、三月二十四日ではないですかと問われて、その日付については、どの辺だったか、ちよつと私わかりません、このようにお答えをされているというふうに認識をさせていただきます。

他方で、二月二十五日の方につきましては、これは御指摘いただいたとおり、記者からのお尋ねに対してお答えをしているというのが柳瀬元秘書官の認識でございます。こちらにつきましては、そもそも、総理が二月二十五日にお会いされている事実自体を否定されるコメントを出しておられるというふうに認識しておりますけれども、当然でございますが、そういった総理との面会については、もとより日付のいかんにかかわらず同席をしておりますし、したがって、その内容についても指示を受けた覚えもないというふうに本人が説明をしているというふうに内閣府として認識をさせていただきます。

○塩川委員 いや、本人がそういうふうに説明している内閣府が承知していると言ったわけでも、もう一回確認したのかという話なんです。二月二十五日に会いましたか、三月二十四日に会いましたか、単純な話なんです。内閣府と

して、これを柳瀬さんに聞いたんですか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

御通告を頂戴しておりますので、改めて、記者に対してそうしゃべったというだけではなく、その後、本人に確認をさせていただきますが、二月二十五日の総理面会の絡みにしては、そもそもそういった会議自体も承知をしていないし、自分はその場に同席していないし、それに伴う指示も受けていないということを、内閣府として直接本人に確認をさせていただきます。

三月二十四日につきましても確認をさせていただきますけれども、これにつきましては、後藤茂之先生や蓮舫先生からのお尋ねに対してお答えしたとおりでございます。四月二日の前に、二月から三月ごろだったか、加計学園の方と柳瀬秘書官本人がお会いをしたことはあるだろう、ただし、その日付については正確にはわからないということ、それが三月二十四日であるかどうかについては自分自身を確認する手段を持ち合わせていないという趣旨で、日付がわからない、このように認識をしているというふうに内閣府としても理解しております。

○塩川委員 ですから、もともと柳瀬さんの参考人での答えがあやふやだったんです。官邸で三回会いました、四月二日もありますけれども、二月か三月ごろという話と、六月という話でね。

二月か三月ごろというのは、そもそも幅がある言い方でおかしいなと思つていたんですが、今回の場合に当てはめてどうなのかということになってくるんですよ。じゃ、三月の二十四日というのがそれなのか、いや、そうではなくてまた別途あるのか、二月の二十五となるのか。

そもそも、官邸外で総理と加計さんが会つていう可能性も当然あるわけですが、そういうことを含めて、伝言ゲームみたいなやりとりでは全く納得がいかないわけで、内閣官房として、首相秘書官を務めているようなときに内閣官房が責任を持って調べる、内閣府に頼んで、内閣府が経産省の柳瀬さんに聞く、こんな伝言ゲームみたいなやり方じゃなくて、直接、事実関係を明らかにするということがやはり必要だ。そういうことを政府が責任を持つて行うということが必要なわけで、改めて柳瀬氏の証人喚問が求められているということを申し上げて、質問を終わります。

○山際委員長 次に、源馬謙太郎君。

○源馬委員 国民民主党の源馬謙太郎と申しませう。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

また、内閣委員会ですけれども、文科省からも参考人の方においでをいただきまして、ありがとうございます。また、村井政務官、長坂政務官にもお越しをいただきまして、ありがとうございます。

本日は、一般質疑ということですので、いろいろな、広範囲にわたつた質問をさせていただきますというふうに思つております。

まず最初に、漫画やアニメなどの海賊版サイトについてお伺いをしたいと思います。

私は、文科委員会に所属をしていたときも、この海賊版サイトに対する対抗策について質問をさせていだいてまいりました。

サイトブロックというものが先日発表されました、三つのサイトについてサイトブロックをする、こういつた方針が示されました。私は、日本のコンテンツ産業を守っていく、そういった視点でいうと、やはり、違法な海賊版サイトですとかそういうサイトは非常に日本の文化を害するものだと思うので、対抗措置をとらなきゃいけないということについては異論は全くございません。

サイトブロックも、本当は私はやるべきではないと思いますが、これは著作権を持つ作者の皆さんにとって大事な死活問題ですから、仕方ないという側面はあるのかもしれないというふうに思つておりましたが、それでもやはり、できれば立法化をして、サイトブロックに頼らない

何か方法を見つけないといけないのではないかなという視点で質問をさせていただいてまいりました。

この海賊版サイトの問題については、知的財産戦略本部あるいは犯罪対策関係協議が担当することとなりまして、文科省から一義的には内閣府が担当することというふうに承知をしております。この知的財産戦略本部、犯罪対策関係協議におきまして、海賊版サイトへの対抗措置としてサイトブロックを行うことが決定をした。

繰り返しになりますが、このサイトブロックというものは、あくまでも臨時的なものであるべきでありまして、国民の通信の秘密、これを侵害する可能性が多分にあつて、一つのサイトをブロックすることにとどまらずに、やはり、国民がどういった経緯でどんなサイトを見ているかという全通信の秘密が知られることになりまします。ここは非常に気をつけなきゃいけないということ。

あるいは、それと同時に、というよりもそれ以上に、誰がこの三つのサイトがだめなんだと決めるのか。政府が恣意的に、政府の判断で、このサイトはいけれどもこのサイトはだめだ、こういうふうを決めることが私は非常に危険なことではないかなというふうに思っております。中国でツイッターが見られないのと同様に、日本でも、このサイトはいい、このサイトはだめというのを政府が決める、時の政府が決めるということは非常に大きな危機感を持っております。

衆議院では四月十七日に可決をされ、参議院では五月十八日に可決をされて成立した著作権法の改正では、こうした海賊版サイトへの対抗策というのは残念ながら盛り込まれておりませんでした。

しかし、先日、本委員会において可決をされましたTPP関連法案の中にも、著作権の改正が含まれておりまして、この中に著作権侵害罪の一部非親告罪化というのが盛り込まれておりますが、これは、この海賊版サイトに対してどのような効

果、海賊版サイトを撲滅していくためのどのような効果があるのかをまずお伺いしたいというふうに思っています。

○永山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の著作権等侵害罪の一部非親告罪化についてでございますが、法律上、三つの要件を課しております。

一つ目が、侵害者が、侵害行為の対価として財産上の利益を得る目的又は有償著作物等の販売等により権利者の得ることが見込まれる利益を害する、そういう目的を有していること、これが一つ目です。二つ目が、有償著作物を原作のまま譲渡したり送信したりする行為、また、そのための複製行為、そういう侵害行為であること。また、三つ目として、そういう有償著作物の提供又は提示により権利者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合であること。この三つの要件全てに該当する場合にいわゆる非親告罪とすることとしたものでございます。

これによる海賊版サイトに対する効果ということでございますが、この非親告罪化に伴いまして、国民の規範意識の観点から容認されるべきでない悪質な侵害行為が、権利者が告訴をしないために放置されたり、また、刑事訴訟法上、告訴期間というのがあることになっておりますので、そういふ告訴期間の経過により告訴ができなくなるといふ事態が避けられることによつて、海賊版対策の実効性が上がることにつながるというふうに考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。

その三つの要件を満たせば非親告罪化できるといふことだと思えますが、先日、五月十五日の新聞報道で、大手出版社が著作権法違反の疑いで漫画村を刑事告訴したというふうに報じられました。これがこの三つの要件を満たしていれば、今後はこうした告訴がなくても捜査機関は捜査に踏み切れる、そういう理解でよろしいんでしょうか。もう一回教えていただきたいと思えます。

○永山政府参考人 いわゆる非親告罪は、起訴の要件として権利者の告訴を不要とするものでございまして、捜査開始の要件自体を定めるものではございません。

捜査につきましては、著作権法上、特段の定めはございません。したがって、原則どおり、刑事訴訟法の定めによることとなりますので、文化庁として具体的にお答えする立場にはないんですけれども、刑事訴訟法においては、非親告罪に係る捜査の着手について、権利者の告訴が必要、そういう旨の規定は見当たらないというふうに承知しております。

○源馬委員 ありがとうございます。

非親告罪化されるということで、私も、この海賊版サイトのような悪徳サイトに対する一定の抑止力も働くのではないかなというふうに思っておりますが、ただ、心配な点もありまして、パロディーとか二次創作等の二次的著作物に対しては、非親告罪の対象外となるとされております。

この二次的著作物ですけども、何か、ある著作物をもとにして制作をされた、例えば好きなキャラクターの絵を描いたり、そういったことも一つの二次創作に当たるわけでありまして、けれども、例えば、漫画のファンサイトで、原作漫画をもとにして独自のストーリーをつくったりして小説にしたり、それでみんなで楽しむというケースもあると承知をしております。

私も好きな漫画で「スラムダンク」という漫画がありますが、この漫画の「スラムダンク」の続編というの、いろいろな形で独創的なストーリーがつくられていたりとかして、それを楽しんでいるところもあるというふうに思っています。

一方で著作権はしっかり守っていかなくちゃいけません。同時に、やはりこうしたコンテンツ産業で、国民がより、漫画だけではありませんけれども、そうした創作物に深い愛情を示していくことがこの二次創作に当たると思えますけれども、例えば、この非親告罪化されるということにおいて、例えばコミケのような、漫画やアニ

メ、ゲーム、その他周辺ジャンルの自費出版の展示販売会において萎縮効果が生じないのか、それが一つ心配がございます。

つまり、原作に対して何らかの手が加えられている二次的著作物に対して、非親告罪は適用されずに親告罪のままになっている、こうした観点から考えて、海賊版サイトを運営するような業者について言えば、例えば、原作に対して何らかの創作を加えて、それを、二次創作である、これは二次創作なんだということを主張して海賊版サイトに載せるといふようなことも想定されますけれども、このようなケースにおいてはどのように対応されるのか。

また、二次的著作物に対してはこの非親告罪が適用外とされていますけれども、今私が例示したようなもののほかに、二次的著作物、どういったものがこれは非親告罪が適用外になるということなのか、その定義というのか範囲を教えてくださいたいと思います。

○永山政府参考人 まず、御質問の中の二次的著作物の定義でございますが、著作権法に規定がございまして、著作物をまず翻訳したり、編曲したり、変形したり、脚色したり、映画化したり、そういう翻案することによつて創作した著作物について二次的著作物というふうに定義してございます。

今回、著作権等侵害罪の一部非親告罪化に当たりますのは、委員御指摘のように、コミックマーケット等の同人誌の即売会、また、パロディーなどの二次創作活動への萎縮効果が生じないように、非親告罪とする範囲を、さきに三つの要件を申し上げましたが、そのように限定したという経緯がございます。

御指摘のように、ある著作物について、権利者に無断で今申し上げた二次的著作物を創作することによつて権利を侵害した場合には、さきに御説明した三つの要件のうち、原作のままという要件を充足しないため、非親告罪にはならないということになります。

ただ、もつとも、こうした場合でございまして、権利者からの告訴があれば、当該侵害行為につきまして公訴を提起することは可能でございいますので、これによって適切な対応はとられるというふうに考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。

引き続き、日本のコンテンツ産業を守っていくために、作者の権利をしっかりと守っていくことと同時に、時の政府の恣意的な介入で、これはよし、これは悪いというような判断がされないような立法措置をしていただくように、これからも取り上げてまいりたいというふうに思います。

続きまして、国家戦略特区について質問をさせていただきます。

国家戦略特区が施行される前には、例えば、小泉政権時の、構造改革の目玉として創設された、規制緩和のみで財政措置の伴わない構造改革特区と、菅内閣時代の、規制緩和に加えて、金融、税制、財政上の支援措置を総合的に講じて、国際競争力の強化と地域活性化の二つを目標とした総合特区制度、この二つの制度があったと承知をしております。

国家戦略特区は、今のこの第二次安倍政権、安倍内閣の成長戦略である日本再興戦略において、大胆な規制改革等を実施するための突破口として、成長戦略の柱の一つと位置づけられていると承知をしております。

この構想は、産業競争力会議において、民間議員から、アジアで最も起業しやすい国を目指した特区の創設を要望したことがきっかけとなったというふうに理解をしております。

この日本再興戦略における国家戦略特区の位置づけと関連するKPIにおいて、二〇二〇年までに世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて先進国で三位以内に入ることを目標としてきたと承知をしております。しかし、現在、日本は、OECD加盟国三十五カ国の中で、二〇一三年と二〇一四年は十五位、二〇一五年は十九位、二〇一六年は二十四位、二〇一七年は二十六位とだんだん

後退しているというふうに理解をしております。このKPI設定に対する今の日本の現状について、政府の見解を教えてくださいたいというふうに思います。また、二〇二〇年までに三位以内を目標としたこの目標について変化はないのか、改めて伺いたいと思います。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

国家戦略特区は、居住環境を含め、世界で戦える国際都市の形成、医療等の国際的イノベーション拠点整備といった取組を通じて、世界で一番ビジネスのしやすい環境をつくり上げるべく、大胆な規制・制度改革に取り組んでいるところでございます。

その進捗を図るための一つの指標といたしまして、委員御指摘の世界銀行のランキングを活用しておりますけれども、二〇一八年版では、前年の二十六位から、若干ではあります二十四位に上昇し、個別項目で見ますと、建築許可取得や資金調達などの項目が改善したところでございます。他方、行政手続の数や所要時間などの面では、他国と大きな差がございまして、残念ながら順位の押し下げ要因となっております。

本ランキングは、規制改革全般や行政手続の簡素化のKPIとしても位置づけられているほか、昨年策定された未来投資戦略二〇一七においても、引き続き、先進国で三位以内に入ることが目標とされているところでございます。

今後とも、その目標に向けて、ビジネス環境のさらなる改善に、国家戦略特区の手法を活用しつつ取り組んでまいりたいと考えております。

○源馬委員 ありがとうございます。

そもそも、私は、国家戦略特区じゃなくても、日本がアジアで最もビジネスしやすい国、アジアだけではなくて世界じゅうでビジネスしやすい国になるべきであって、特区の中だけというところではなくていいんじゃないかなというふうに思っています。つまり、特定の地域に国家戦略特区ということではなくて、本来の意味で言えば、日本全国津々浦々、規制緩和をしていって、そし

て、起業しやすい、またビジネスしやすい地域をふやしていくというのが、本来あるべき目標なのではないかなというふうに思っております。

そういった環境の中ですが、周辺の東南アジア諸国もどんどん日本に迫ってきておりますし、また世界の企業が、日本でビジネスがやりにくいなと思われないような環境づくり、これをぜひしていただかなければいけないというふうに思っております。

最近、国家戦略特区というと、何となく、愛媛県の加計学園のことが取り上げられることが多くなりまして、そのものに対するイメージというのが少し変わってきてしまっているのかなというふうに思います。

特区に関する重要なことを審議する国家戦略諮問会議におきまして、最終的な決定権は内閣総理大臣にあるという枠組みの中で、先ほどサイトプロッキングでも言いましたけれども、時の政府がよしあしを決めるということが、物すごく大きな、今、国民に対する、疑念を持たれている一つの要素になっているのかなというふうに思っております。

繰り返しますが、私は、こうした、規制緩和をしていくこと、ビジネスしやすい環境をつくっていくことというのは本当に大事なことでございまして、本来は全国全てがこうした地域になるべきでありまして、それぞれの地域ができることをふやしていく、規制をどんどん緩和していく、それが必要であるというふうに思っております。

ただ、現実問題、それをいきなり全国でやっていくというのは難しいので、国家戦略特区で、その成果を見ながら、どこに課題があったのか、こういったことを検討していくのが本来の筋だと思っておりますが、一方で、この国家戦略特区の進捗ですとか成果、あるいは課題というのが検証されにくいところがあるのではないかなというふうに思っております。

具体的にどれぐらいの経済効果が数値的に出てくるか、これは難しいところがあると思っております。

けれども、もう少し国民にとってわかりやすく、この国家戦略特区ではこういうような効果が出たんだというような、何か成果の見える指標なり目標設定なりがあると非常に国民にとってわかりやすいと思いますが、この点について、何か指標があるか、政府の見解を伺いたいと思います。

○長坂大臣政務官 ありがとうございます。お答え申し上げます。

国家戦略特区におきましては、各特例措置ベースで見ますと、具体的な改善効果が上がり始めております。

例えば、都市公園の中への保育所の設置を認めました都市公園法の特例によりまして、特区で十八の施設が公園内に設置されまして、約千八百人の保育定員を確保する実績を上げた結果、さらに、その効果が認められまして全国展開されております。

また、都市再生プロジェクトにおける都市開発事業では、昨年度までに認定をいたしました二十四プロジェクトの経済波及効果が約八兆五千億と見込まれております。

また、国家戦略特区では、政策評価の測定指標といたしまして、国家戦略特区で認定された事業数の累計を用いておりますけれども、昨年度は、目標値の二百六十五件を上回る二百八十三件を達成いたしました。

このように、国家戦略特区の取組は着実に成果を上げておりますが、その成果の発信につきましては、必ずしも委員御指摘のとおり十分ではないと考えております。

このため、引き続き岩盤規制改革に積極的に取り組むとともに、国民の皆様にとつてわかりやすく、その必要性をしっかりとアピールできるように目標設定や管理をどのように行っていくか、今後検討してまいりたいと考えております。

○源馬委員 ぜひ、その意義とそれから成果、こういったものが国民にもしっかりとわかるように、それがあんならわかるようにしていただきたいと思います。

また、国家戦略特区にはたくさんメニユーがあつて、それぞれそのメニユーが本場に必要であつて、どう効果的なのか、またあるいは、このメニユーが活用されているのかどうかということも、やはり国民にとつて少しわかりにくいのが現状ではないかと思ひます。

この追加のメニユーについては、民間事業者や地方公共団体から広く募集されて、そして、国家戦略特区ワーキンググループによつて選定をされて、ヒアリング、諮問会議による調査審議、こういった流れであるというふうに伺ひましたけれども、つまり、メニユーに取り上げられたということとは、市場のニーズがあると判断したということだと思ひますけれども、これまで、この設定されたメニユーの中で、いまだに採用されていないメニユーというのがたくさんあるというふうに聞いております。

六十四のメニユーのうち十六個がまだ採用されていないということですが、この背景は一体どういったことがあるんでしょうか、伺ひたいと思ひます。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

国家戦略特区制度は、全国措置されたものを含めると、これまで八十九の規制改革事項を措置し、それらを活用した二百八十三の事業を実現してまいりました。また、そのうちの二十五のメニユーについては、既に全国措置化されております。

個別事案に即して見ますと、企業による農地取得の特例や農地区域内における農家レストランの設置といった農業関係の特例措置は、耕作放棄地の解消や農業の六次化の推進に著実な成果を上げています。また、特区制度によつて最初に切り開かれた民泊サービスや古民家を活用した宿泊サービスといった地域資源を活用した新たな観光市場の開拓、家事支援人材、農業支援人材などニーズに着目した外国人の積極的な活用の促進、先ほども例に挙げました公園内における保育園設置の解禁や地域限定保育士の創設などによる待機児童問

題の解消への貢献など、さまざまな角度から新たにビジネスを起こしやすい環境の整備に大きく貢献しているものと考えております。

ただし、昨年、法改正で措置されましたクールジャパン、インバウンド分野の外国人材の受入れや、昨年十一月の施行通知で事業の要件が定められたテレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導などは、現在、初活用の実現を目指して具体的な調整に入っているところでございます。中には、その調整が大詰めを迎えているものもございます。

いずれにいたしましても、これまで国家戦略特区が実現してまいりました岩盤規制改革の成果については、更に広く活用が進むよう、各自自治体や関係省庁とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○源馬委員 済みません、一つちょっと個別に伺ひたいんですが、これは多くの議員の皆様も関心を持っておられると思ひますが、障害者雇用に係る雇用率算定の特例拡充といったものについて、二〇一六年五月に国家戦略特区のメニユーに追加されたとお伺ひしましたけれども、中身と、それから、このメニユーに対して今手を挙げているところがあるのかどうか、こういったことも少し教えていただければと思います。

○村上政府参考人 個別ケースですので、私の方からお答え申し上げます。

先ほどの御質問にもつながる問題意識ということで御質問いただいていると認識してござい

ます。措置そのものの内容は、個々の企業、障害者雇用促進法により、一定割合以上、大体二％内外だと思ひますが、規模に応じて障害者の雇用が義務づけられております。

他方で、中小企業につきましては、なかなか一社単独ではそれを達成することが難しいということで、既に事業協同組合等につきましては、組合員全体での障害者雇用率を通算できる特例制度が一般的にもあるというふうに承知をしております。

ですが、協同組合系でございますと、同業者でありますとか、それから同業で事業を営んでいるケースでないとか、なかなかそういう通算できる組合がつかれないということで、今回の国家戦略特区の特例は、有限責任事業組合、LLPがほぼメインとして、この通算を目的としても事業会社を設立できる、異業種でも設立できるということで、しかも事業協同組合等と比べれば設立手続も簡単だ、このようにすれば中小企業の方にもより柔軟に障害者雇用の促進を進めていくことができるだろうという狙いを持って導入をされた措置でございます。

正直に申し上げます。実は一社、既に検討していただいている事業者は、特定は差し控えていただきますが、あるんですけれども、なかなかLLPの設立、有限責任事業組合の設立のところのアレンジに、これはどうしても、参加される方全員の同意がないと法人設立できないものですか、このところ、最終的な調整で御苦労されておる、その結果、まだ申請がないということでございます。

なかなか、個別の事業者のアレンジまで首を突っ込むということは、我々、立場上、難しいところがあるものから、残念ながらもまだ申請ができていないということではございますけれども、そういうことを促す、ないしは、お助けできるところがあれば、積極的にアドバイスも含めて対応させていただきたい、このように考えてございます。

○源馬委員 ありがとうございます。

ちよつと時間がなくなつてきましたので、続いて、経済財政政策について伺ひをしたいと思ひます。

少し前まで、国の財政を考えたときに、いわゆる国の借金がこれぐらいあつて、それを一人頭にするとか何百万円の借金があるんだ、こういったことをよく言われることがありました。

私も、これが必ずしも正確であつて、例えば、国民一人当たりの借金が幾ら幾らだから大変なん

だということにはもう手を挙げて賛成するわけではありませんが、一つ、ただ、財政均衡、借金をふやし過ぎないということとはやはり日本にとつて重要なことであることは間違いないというふう

に思つております。国債をどんどんどんどん発行していつて、それをまるで日本銀行がファイナンスしていくこと、これは健全な状況ではないのではないかなというふうに思つております。

○林政府参考人 お答えいたします。

本年一月中長期の経済財政に関する試算では、二〇一五年度の基礎的財政収支は、十五・三兆円、GDP比にして二・九％の赤字となつております。二〇一八年度につきましては、最新の予算などを反映したところ、十六・四兆円程度、GDP比にして二・九％の赤字となる見込みでございます。

二〇一九年度以降は、歳出改革を織り込まない、いわゆる歳出自然体のもとで試算をしておりますが、実質二・一、名目三・一以上の成長を実現するいわゆる成長実現ケースでは、二〇二七年度において、〇・八兆円程度、対GDP比で〇・一％程度の黒字となる見込みとなつてございます。

○源馬委員 基礎的財政収支の黒字化のめどを二〇二〇年度から先送りすることを決められて、そして、二〇一九年十月に消費税率の引上げの際に、借金返済に充てる予定だった財源を子育て支援ですとか教育の無償化に振り向けるということになりました。

私は、繰り返しますが、基礎的財政収支が黒字になればいいというふうには思つていないわけではあります。ただ、やはり、こもろしく大事な指標の一つとして堅持をしていく、そういった当初の政府の目的もあつたわけで

すし、ここは見失つてはいけないうふうに思つております。

最後に、政府が考えられている財政健全化への道筋についてお伺いをしたいというふうに思っています。

○村井大臣政務官 源馬議員から、PB黒字化について御質問をいただきました。

今般、少子高齢化という壁に立ち向かい、人づくり革命を力強く進めていくため、国民の信を問ひ、理解を得た上で、消費税率引上げ分の使い道を見直すことといたしました。

具体的には、子育て世帯への投資として一・七兆円、また社会保障の充実として一・一兆円の合計二・八兆円と、社会保障の安定化、財政の健全化二・八兆円と、おおむね半分ずつ、バランスよく充当することとしたところでございます。

この結果、委員御指摘のとおりでございますけれども、PBの黒字化の達成時期に影響が出ることから、二〇二〇年度のPB黒字化は困難となるものでございます。

ただし、財政健全化の旗は決しておろさず、PBの黒字化を目指すという目標自体はしっかりと堅持をしてまいります。

お尋ねの今後の取組といたしましては、骨太方針において、PB黒字化の達成時期及びその裏づけとなる具体的な計画をお示しいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後も財政健全化にしっかりと取り組んでまいれる所存でございます。

○源馬委員 ありがとうございます。

○山際委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一です。

きょうは、高齢運転者の交通事故についてお伺いしたいと思います。

ともできないような地域でございますので、運転をしてもらっているわけですが、大変そういう意味では心配をしているところだとして、どうしたらいいかなというふうにも思っているところなんです。

○村田政府参考人 お答えいたします。

平成二十九年における七十五歳以上の高齢運転者による交通事故は、四百十八件でございます。

しかしながら、近年の傾向を見ますと、七十五歳以上の運転者によります死亡事故の件数はほぼ横ばいであるものの、全体の死亡事故の件数が年々減少しているため、全体の死亡事故に占める七十五歳以上の運転者によるものの割合は増加傾向にあるところでございます。

また、免許人口当たりの死亡事故件数を見ても、七十五歳以上、七十五歳以上の高齢運転者についても減少傾向にはございますが、引き続き、七十五歳未満の運転者と比べますと二倍以上となっているところでございます。

次に、死亡事故を類型別に見ますと、七十五歳以上の高齢運転者は、七十五歳未満の運転者と比べますと、車両単独の事故による死亡事故が多く、特に、工作物に衝突する、あるいは路外逸脱事故が多く発生しているところでございます。

また、人的要因を見ますと、七十五歳以上の高齢運転者は操作不適が最も多く、特に、ブレーキとアクセルの踏み間違ひにつきましては、七十五歳未満の運転者と比べて高い水準にございます。

さらに、死亡事故を起こしました七十五歳以上の高齢運転者は、認知機能検査の全受検者と比較いたしますと、直近の認知機能の結果が認知症のおそれありの第一分類や認知機能低下のおそれありの第二分類であった者の割合が高いことから、

死亡事故に認知機能の低下が影響を及ぼしているということがうかがわれるところでございます。

○串田委員 今、いろいろと事故がふえてきた。高齢化社会になったということで、これからどうしたらいいのかなというのがありますし、よく、コンビニに突つ込むという事例を見るのは、慌ててブレーキを押したところ、実はそれがアクセルだったというような、逆なこともあるみたいなんですけれども。

それで、対策というのはどのように考えているのでしょうか。

○村田政府参考人 お答えいたします。

高齢運転者による交通事故情勢等に鑑み、これまで累次にわたり道路交通法の改正が行われ、高齢運転者の交通事故防止対策が強化されてきたところでございます。

特に、運転免許制度について言いますと、平成九年の道路交通法改正で、七十五歳以上の運転者に対します高齢者講習や免許証の自主返納制度が導入され、平成十三年の改正では、高齢者講習の対象年齢が七十歳に引き下げられたところでございます。

さらに、平成十九年改正では、七十五歳以上の運転者に対する認知機能検査が導入されました。

最近では、平成二十七年改正で、認知症対策の強化のため、認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された者につきましては、医師の診断を受けることが義務づけられるなどされ、平成二十九年三月から施行されているところでございます。

今後とも、高齢運転者の事故情勢等を踏まえまして、適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

○串田委員 今、いろいろ対策を説明していただきましたが、私も含めて、いろいろと考える人が多いと思うんです。家族の声はどんなようなことが寄せられているんでしょうか。

○村田政府参考人 お答えいたします。

警察におきましては、高齢運転者及びその家族

等からの相談を受け付けるため、運転免許センター等に運転適性相談窓口を設置しております。

また、家族からは、例えば、運転するのは危ないと言いつても納得してくれない、どうしたらよいかといったような相談があるところでございます。

運転適性相談では、高齢運転者御本人と面接いたしまして、加齢に伴う身体機能の低下が運転に及ぼす危険性を説明するなどして、御本人が納得した上で、運転免許証の自主返納を促すなどしているところでございます。

また、最近では、認知症等にきめ細かに対応するため、相談窓口保健師や看護師といった医療系専門職員の配置を進めておりまして、その専門知識を生かした対応を行っているところでございます。

今後とも、相談体制の充実に努めまして、高齢運転者及びその家族からの相談に適切に対応してまいりたいと考えております。

○串田委員 そういう相談窓口があるということをお聞きしまして、家族の中で話をしたら、年寄りですから、うるさいとか、俺の自由にさせてくれとか、そういう声もあるかと思うので、そういう第三者が説得をしてくれるということは大変心強いかなと思うので、大いに活用をしていただきたいと思ひます。

ところで、今、テレビでCMを見ますと、自動的に車がとまるとか、いろいろなそういう安全装備というのが非常に完備されてきたんですが、高齢者に対しては、車自体が安全装備を備えているものに限るといふような、免許を奪うというのではなくて、いろいろと発明されているわけですから、そういう制限というものを加えるという検討はないんでしょうか。

○村田政府参考人 お答えいたします。

高齢運転者による交通事故の発生状況等を踏まえまして、昨年七月、政府の交通対策本部におきまして、高齢運転者による交通事故防止対策について決定されたところでございます。

この決定では、安全運転サポート車限定免許の

導入といった、高齢者の特性等に応じたきめ細やかな対策の強化に向けた、運転免許制度のさらなる見直しについて検討することとされておりま

警察におきましては、政府の決定を踏まえ、現在、調査研究会を開催し、高齢者の運転能力に応じた限定条件付免許制度の導入の可否について、さまざまな観点から検討しているところでござ

○串田委員 ぜひそういうことを取り入れていただきたいと思うんですが、そういうことも踏まえて、自分が運転するのが怖い、そういう高齢者が返納したとき、非常に移動手段というのが困ると思うんですが、その点についてもやはり用意をしていかなければいけないのかなと思うんですが、その点についての対策というのはあるんでしょうか。

○松本政府参考人 お答えいたします。高齢化が進行する中、免許を返納した方を含む高齢者の移動手段の確保は重要な課題であると認識しております。

このため、国土交通省では、コミュニティバスや乗り合いタクシーの運行に対する支援を行っているほか、公共交通機関の高齢者向けの優遇措置の導入促進や自家用有償旅客運送の導入円滑化、地域の互助による輸送の実施に必要な枠組みの整備等を行っております。

さらに、地域の実情に応じたさまざまな創意工夫が円滑に進むよう、地方公共団体に対する人材育成やノウハウ面での支援に取り組んでおります。

こうした施策を通じて、引き続き、高齢者の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

○串田委員 最後に、今、非常に難しい事案だと思うんですが、大臣としてのこの防止対策等についての所感というか認識をお願いしたいと思います。

○小此木国務大臣 おはようございます。

委員の御懸念の高齢運転者の事故等、増加をしておりますし、これからもその増加が見込まれるところで、今、事務当局からさまざまな対策について説明をさせていただきました。

警察においては、これまでも累次、高齢運転者対策を強化しています。

話がありましたように、運動機能の低下、アクセルとブレーキを間違えてしまう、あるいは認知機能の低下という結果も出てまいりました。

昨年三月には、認知症対策の強化等を内容とする改正道路交通法が施行されたところであります。加えて、昨年七月には、政府の交通対策本部において、高齢運転者による交通事故防止対策について決定されました。

政府の決定を踏まえ、警察において、改正道路交通法を的確に運用するとともに、高齢者の特性に応じたきめ細かな対策についてさまざまな観点から検討を進めるなど、高齢運転者の交通事故防止に向け、総合的に取り組むように指導してまいりますし、話にもありました、家族での、声をかけること、社会でそういったところを、しっかりと声をかけながら、防止に努めてまいりたい、指導してまいりたいと思います。

○串田委員 ありがとうございます。高齢化社会に向けて、安全な対策をよろしく願っています。

ありがとうございます。

午前十七時七分休憩

○山際委員長 午前十七時五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十七時五分開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。玉城デニー君。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

国の施策に関する件、きょうは、公文書管理について、これまでもたびたび伺っております

が、重ねて伺いたいと思います。

といいますのは、財務省は二十三日、学校法人森友学園との国有地取引が国会で問題になっていた昨年二月以降、交渉記録を意図的に廃棄していたと衆議院予算委員会の理事懇談会で明らかにしています。記録が残っていないとした佐川宣寿当時の理財局長の答弁に合わせるためだったということです。

決裁文書の改ざんと同時期に並行して文書を破壊していたということが行われておりまして、取引の経緯を隠蔽しようとしていた財務省の悪質性が浮き彫りになったというふうに言われております。

官房長官、財務省だけではなく、今度は愛媛県からは、総理と加計学園理事長が面会をしたという文書も明らかになっていきます。愛媛県の中村知事は、我々は何も改ざんする必要がない、ありのままの報告書類ですと述べ、信頼性の高い記録だと説明をしております。

さらには、防衛省がないとしてきたイラク日報が見つかつた問題です。これは、日報探索の当時の稲田防衛大臣の指示の曖昧さが指摘されたというところですが、しかし、問題は、政治家が実力組織を統制する、民主主義の根幹であります文民統制、シビリアンコントロールの根幹が揺らいでいるということです。

公文書をきちんと管理するということは、これはもう言うまでもありません。これまでにもたびたび確認してきたことですが、改めて菅官房長官に伺います。国会答弁と、公文書が、現物が存在しているということの整合性について、どのようにお考えでしょうか。

○菅国務大臣 まず、森友学園の交渉記録について、麻生財務大臣の指揮のもとに財務省において調査を進め、見つかつたものは全て国会に提出されたものと承知しております。

交渉記録は残っていないとした答弁と事実が異なっていたこと、また、国会答弁との関係で文書が廃棄されていた点について、不適切であると考

えております。麻生大臣の指揮のもとで、引き続き徹底した調査を行い、再発防止に努めていたきたいと思います。

また、防衛省においては、先日、大野防衛大臣政務官を長として、調査チームの調査結果に加え、関係者の処分及び再発防止策について公表されたものと承知しております。小野寺大臣の強力なリーダーシップのもと、再発防止策を確実に実行に移し、防衛省・自衛隊に対する国民の皆さんの信頼回復に全力を注いでもらいたいと思います。また、愛媛県の文書について政府の立場でコメントするのは控えたいと思います。

いずれにしても、一連の公文書をめぐる問題については、現在行われております調査や事実関係の調査、解明を踏まえ、更に問題点を洗い出した上で、公文書管理のあり方について、政府を挙げて見直しを行ってまいりたい、こういうふうに思います。

○玉城委員 この場合、私が問題として捉えているのは、片方には公文書が残っている、しかし片方にはそれを証明する公文書が残っていない。残っていないということが正しいのか、公文書を残しているのが正しいのか、これについて明確な御答弁がないんです。

どちらが正しいのであれば、では、どちらがより整理として正しい、論理として成り立つのかというところを、その整合性を問わないといけないわけですね。これがずっとこの国会の答弁で曖昧になつている、それは非常に問題だと思えます。

担当大臣にお伺いいたします。

たびたびお伺いしていますが、省庁内における公文書管理の責任、今回は、財務省、防衛省、そして都道府県のそれぞれの文書管理のあり方は、それぞれに捉え方は違ふのかもしいないんです。が、しかし、文書にして残す、このことが今回、残してある文書が後から出てきて、実は答弁したことが全くの間違ひだったということも明らかになつていくわけですね。

そうすると、公文書を管理する責任性がしつ

りと明確にされなければいけないと思います。公文書管理の責任性が明確になれば、答弁が意図的に隠蔽を目的としていたものであったか、あるいは、公文書を破棄して、あつたはずのものをなかつたものにしてしようとしていた、そういう罪に問われる行為だつたのではないかということもより明確になつていくわけですね。

公文書の管理の責任性、梶山大臣にお伺いいたします。

○梶山国務大臣 先ほどお話のありました財務省の件についても、不適切であつた、私は、まずそういう思いを持っております。

その上で、昨年末に改正をしました行政文書に関するガイドライン、そして、文書管理の責任体制を明確化する観点から、文書の作成、保存等の各段階における課長級の文書管理者による確認を義務づけたところであります。

本年四月から各行政機関において改正ガイドラインを踏まえた新たなルールが施行されているところであり、確実な運用に取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、またいろいろな新たな事案も出てきておりますので、それらも踏まえて、今何もしていないわけではなくて、いろいろな検討もしておりますけれども、各省の調査が出てきたところで、しっかりと防止策も含めて対応してまいりたい。政府を挙げて対応してまいりたいと考えております。

○玉城委員 私は、今の大臣の答弁にあつたように、きちんと全ての調査を行い、事の経緯を明らかにして、やはり公文書に残しておいたことは正しかつたということをしつかりお示しいただきたい。役所で仕事をされる職員の皆さんが、自分がやつていいる仕事、本当にこれが道理が通つていのか、倫理に沿つていのか、そういうこと、個人が行つていいる仕事そのものに對する捉え方が全く違つてくると思うんですね。ですから、そこはしっかりといただきたいと思います。

公文書の管理を明確にし、ここに残してあるこ

とは間違いないことだということをしっかりと示した上で、では、国会で答弁されたことはどういふことだつたのかということをお問なければいけない。それは政治家の責任です。

ですから、政治家の責任は、当然、その御本人が職を辞すること、あるいは議員であることを辞することも含めて、出処進退は、政治の責任のとり方を明確にしないと、役所の責任だけにしていけないと思うんですね。

日大アメフト部の選手が相手の関西学院の選手にけがをさせた件で、本人は名前も顔も出して謝罪をしています。そして、指示があつたと明確に言つています。これは、御本人が、間違つたことをした、しかし、それは命令を受けてしまつて自分がやつたことではあるけれども、やつた自分には責任をとらざるを得ないということで出てきたんですね。ところが、指示をした人、その一番トップの人は、私はそんなつもりはなかつたと言ひ、その指示を伝えた人は、私は指示を伝えましたと言ひ。おかしい話ですね。

やつた本人は、さまざまなプレッシャーを受けて私がやりましたということを言つていいるにもかかわらず、その上が責任をとらない、こんなことがあつてはいけません。何らかの、彼が本来やるべきではなかつた行為をやつてしまつたことを悔いていいるのであれば、間違ひなくそれは指導者である私の責任です。このことを明確にしないと、その指導者を信じるのか信じないのかということの、教育の問題にもかかわります。倫理の問題にもかかわります。

安倍総理大臣は、なかつたことがあつたことを証明しなさいというのは悪魔の証明だと言ひました。しかし、あつたことをなかつたことと言ひるのは悪魔の所業です。

悪魔の所業が何を意味するか。あつたことがなかつたことにすることは、あの人は悪い人よ。我々は、普通に大人として、自分の子供、周りの子供たちに、あつたことをなかつたことにするのほうをつきだといふ教え方をします。だから、

あつたことは正直に言ひなさい、思つていいることを正直に伝えなさい。この正直こそが、物事をしっかりと人間として捉えていく一番の眞の倫理観だと思ひます。

それが、今、国会でないがしろにされている。だから私は、繰り返し、公文書の管理と責任、それをきつちり明確にした上で、では、今行われていいることはどう責任をとるのかということをしつかりするべきなんですね。

そして、愛媛県には文書があつた、しかし、面会記録はない。総理は、会つた記憶はない。記憶で答弁されても困るんです、片方はちゃんと残してあるわけですから。ということは、私は、省庁間の文書管理に関する責任に関連性を持たせるべきだと思ひます。

例えば土地の売買取引をしたのであれば、国交省であれ航空局であれ財務省であれ、あるいはその中間に立つた大阪府なり大阪市なり、森友学園でいえばそうですね、加計学園でいえば、愛媛県、今治市、財務省、それぞれの省庁間できちんとお互いにこの文書がありますね、確認しておきましようねという責任も関連性を持たせるべきだと思ひますし、同一案件に関連して、内容が同じであれば、公文書等の共同管理の責任と必要性も私は問われるべきだと思ひます。

片方にはちゃんと残つていいる、しかし、片方に確認がされていいない、だから確認されていいないこともよししようとするのであれば、残してある文書の責任性が毀損される、ないがしろになるといふことになるんです。

大臣、その件についてお伺ひしたいと思ひます。

○梶山国務大臣 公文書管理法において、各行政機関の業務プロセスを最もよく理解をする当該行政機関において、みづから定める行政文書管理規則にのつとつて、責任を持つて文書管理を行う仕組みとなつております。

仮に、今委員が御指摘になつた、複数の省庁が同一案件にかかわる場合であっても、例えば当該

案件に係る業務の性質、内容や立場等が各行政機関によつて異なる場合もあるため、各行政機関において管理することが基本となつていいると思つております。

その上で、国民に對して説明する責任を全うするために、公文書管理法の趣旨に鑑みて、作成する行政文書には正確性が求められるということでありまして、昨年末に改正しましたガイドラインにおいて、各行政機関の外部の者との、省庁間もそうですね、打合せの記録の作成に当たつては、相手方の確認等により正確性の確保を期することとしたところであります。

また、意見が違ふ場合においても、合意ができない場合でも、それぞれの省庁において、複数の方の確認の上にそういった文書を残すようにというガイドラインをつくつたところであります。それらを徹底してまいりたいと思つております。

○玉城委員 眞摯な御答弁、ありがとうございます。

私は、安倍総理と麻生財務大臣の辞任を要求して、質問を終わります。ありがとうございます。ニフエーデービタン。

○山際委員長 午前十一時三十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十時二十六分休憩

午前十一時三十五分開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川正春君。

○中川委員 中川正春です。

それでは、質疑を始めていききたいというふうに思ひます。

ちよつと事前の通告にはない形なので恐縮なんです、一つは、米朝の会談の延期ということが急に入つたということ、これについて一つお尋ねをしたいのと、それからもう一つは、公文書管理について、前からの課題なんですけれども、お尋

ねをしたいと思ひます。

韓国は、トランプ大統領の発言を受けて、緊急に、大臣会合を緊急会合として開いて、そして対応を議論するという態勢をつくっています。

恐らく日本にも事前に通告があつて、こういう形でやっていくからという説明はあつた上でのあの発表だと私は信じていたんですが、事前に通告があつたのかどうか、そして日本としての受けとめとその対応、これについてまず回答ください。

○菅国務大臣 まず、私、記者会見でも申し上げたんですけれども、重要なことというのは会談が行われることという事でなくて、まさに核、ミサイル、そして我が国にとつては最も大事な拉致問題、こうしたことが前進することが大事だということふうに思っています。

そういう中で、常日ごろから、米国そしてまた韓国と緊密に連携をしながら、北朝鮮問題については対応をいたしております。

今の、事前にという話については、外交上、控えさせていたしております。

○中川委員 恐らく、事前に通告がなかったから、外交上、控えさせてもらいますということなんだらうというふうに解釈をしますけれども、非常に残念ですし、日ごろから、安倍総理とトランプ大統領の個人的な関係、これだけ緊密なんだという、その割には、この話もそうですし、自動車関税をまた上げようじゃないかという揺さぶりみたいなものももう一方で出てくるという形、これは、やはりアメリカという国に対して私たちがどう対応していくかということを中心に今考え直す時期が来ているんだというふうに思ひます。そのことも指摘をしておきたいというふうに思ひます。

それからもう一つ、公文書の関係です。

四月二日の柳瀬さんとの加計それから愛媛、そして担当市の、それぞれの担当者がしっかりとメモをとつて、そのところが発表されて、今、一つ一つが、何が起つていたかということが明らかになつてきているんですが、客観情勢から見ても、

やはり内閣官房あるいは官邸のサイドでも、ちゃんとメモがあつて、そのとき何が話し合われていたかということ、こんなものは当然あるんだらうということだと思ひます。

それで、総理に申し上げた、総理も反証すべきじゃないかというところはこのところでありまして、自分がコミットしていないということに対して、これだけ客観情勢が出てきた中で、コミットしていないということであるとすれば、その根拠というのをやはり総理自身も示す責任があるということをお願いするんですが、具体的にはこういうことなんですか。

だから、内閣あるいは官邸の方がつたメモを表に出さない、こういうことを委員長を通じて何回も何回もお願いをし、そして、官房長官にもそのことを以前にこの席で話をしたというふうに思ひますが、返つてきた答えは、メモをとっていないというような答えが返つてきたので、そんなばかな話はないというふうに思ひます。これは、やはり担当者がそんなくしているんです。だから、またうそを言っているんだというふうにしかとれない、これは客観的に見て。

だから、官房長官の方から直接、しっかりと調査をして、そして、メモはその二日だけの話じゃなくて、これまでさまざまに、総理自身も会つた会われないという話があるわけですから、それも含めて表に出すということ、これを官房長官の方から直接指示をしてもらいたいというふうに思ひます。

○菅国務大臣 お会いをしていないことについて、メモを出すことはできないと思ひますよ。

○中川委員 だから、私が言っているのは、委員長から言つて、メモを出さない、あるいはメモがないと言っているの。これまで同じようなことを繰り返してきたんですよ。国会の方から、あるいはマスコミの方から、それぞれに、メモを出せと言つて、ないんだ、あるいは、メモをとらなかった、公文書として残っていない、そんなことがずっと繰り返されてきて、最終的には、いろいろ

なものが出出てきている。やはりあつたんだ、捜したらあつたんだ。

その捜すルートというのがやはりそんなくするからこういう形になるのであつて、官房長官の方から直接、捜さないという指示を出すということ、それがそんなくを切るということだと思ひます。もう一回官房長官の方から出して下さい、こういうことを言っているんです。

○菅国務大臣 委員の言われている、愛媛県ですよ、愛媛県は、公文書じゃないと言つています。備忘録、愛媛県でついていた文書だということでありまして。

総理は、お会いしていないということをお願い申し上げておきますし、首相動静にも載つていなかった、そしてまた入邸記録からも確認できなかった、このように申し上げているところです。

○中川委員 こんな押し問答をすればするほど疑惑は深まるということを指摘しておきたいというふうに思ひます。

じゃ、通告に従つて議論していきたいと思ひますが、大分時間を使つてしまつたので簡単にいきます。

今回、ギャンブル依存症の議論がありまして、ギャンブルの定義そのものが、IRのカジノも含めてそれぞれ変わつてまいりました。民間でやっているパチンコや、あるいは宝くじや、またさまざまな行為そのものを、恐らく、賭博行為として一つの法案の中で共通項としてくつて、その定義の中で、それぞれ対応と、いわば業界自体の管理をしていくというようなことがそろそろなければならぬことになつてきたんじゃないかというのが私の問題意識です。

その上で、これまで、競馬であるとかあるいは競艇、またモータースポーツ、またそれぞれの分野、これは省庁がそれぞれかわつていまして、その省庁の中の一つの法体系の中で、事業法みたいな形で管理をしてきた、こういうことであります。それだけに、指摘をしておきたいのは、分配金

のあり方とかその用途とか、あるいは、どこがそれを受けてどう使うかというのが、それぞれの形態で違ふんですよ。こういう形になつてくるから、依存症のときの議論で出てきたんですけれども、トータルで依存症というのをどのようにコントロールしていくかということ、これがやはり一つの法律として必要ですねということの問題意識が出てきたんだというふうに思ひます。

しかし、あの依存症は対症療法であつて、事業者に対してどのようにそれぞれ制御していくかというところであるとか、あるいは収益金をどういうふうに変換していくかということであるとか、それからその予防に収益金をどう使うかというふうなこと、これは改めてギャンブルというものを共通項として見ないと、なかなかトータルでその対策、対応というのを考えることができないということ、これが一つです。

それからもう一つは、公営ギャンブルということとこれまでそれぞれの体系があつたんですが、今回、IR法の中にはカジノという、これは公営ではなくて私企業がやるんだということが前提になつていくんですね。これが、IR法の体系の中でこれをどう制御していくか、こういう法律体系の縦割りになつたんですが、では、パチンコはどうなんだということですか。

これは、風営法でこれまでやつてきて、しかし、これは賭博じゃないんだ、いわゆる時間の消費を中心とした遊技としてこの定義があるんだというところなんです。現実問題としては、これはIR法の中でカジノ事業者の定義があるんですけれども、カジノ事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の施設において、その場所に設置された機器又は用具を用いて、偶然的な事情により金銭の得喪を争う行為、これはまさにパチンコじゃないかというふうに思ひますね。

そういう形で、いろいろのものが錯綜してきたということ、それを前提にする、そろそろトータルとしてどこかがこれを担当して、いわゆるカジノ行為というのか賭博行為というのか、これを

全体として見ていく省庁が必要であるし、それをトータルで管理をする法律が必要になってきたのではないかということ、これが私のきょうのポイントなんです。

各省庁、それぞれお呼びをいたしますが、簡単に、それぞれの事業法の成り立ちというが、根本にある考え方というのをちよつと順番に説明してもらえますか。

○野中大臣政務官 では、農水省からは競馬についてお答えをいたしますが、競馬も、中央競馬、地方競馬、それぞれありまして、中央競馬が日本中央競馬会、そして地方競馬が地方公共団体が実施しております。

分配でございますが、中央競馬については、馬投票券の売得金の百分の十を国庫に納付し、約七五％を払戻金として交付し、約一五％を競馬開催経費等に充てた後、剰余金が出ている場合は、その二分の一を国庫に納付しております。

地方競馬については、こちらは、馬投票券の売得金の約七四％を払戻金として交付し、約一・三％を交付金として地方競馬全国協会に納付し、約二四％を競馬開催経費に充てるとともに、地方財政法の規定に基づき約〇・一％を地方公共団体金融機構に納付した後、剰余金が出ている場合は、構成団体の財源に充てております。

我々は、こうすることによって、馬の改良増殖、その他畜産の振興に寄与し、また地方財政の改善を図つてまいっております。

○山際委員長 平木経済産業大臣政務官、簡潔に御答弁ください。

○平木大臣政務官 経産省が所管しております競輪、オートレースのそれぞれの法目的であります。機械工業の振興、公益の増進及び地方財政の健全化でございます。地方自治体の主催するレースの投票券の発売額が売上金となっております。売上金の分配でございますが、それぞれの根拠法令におきまして、的中者への払戻金、競輪、オートレースの振興法人への交付金が定められておりまして、払戻金については、売上げの七〇％

以上八〇％以下の範囲内で施行自治体が定めることとされております。実際には、競輪はおよそ七五％、オートレースはおよそ七〇％となっております。

また、交付金についてでございますが、こちらはレース開催ことの売上金額から法定の計算方法に基づいて算出をしております。その結果、競輪は売上げのおよそ一・九％、オートレースでは約二・一％となっております。

また、残りの金額につきましては、開催経費や地方財政法に基づく地方公共団体金融機構への納付金等に充てられるとともに、更に剰余がある場合には、施行自治体の収益となつているところでございます。

○築大臣政務官 モーターボート競走は、国土交通省が所管をいたしておりますが、モーターボート競走法に基づきまして、海事関係事業の振興及びその他公益事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために実施されております。

モーターボート競走の売上げの分配につきましては、まず、同法に基づき、その約七五％は舟券的中者に対し払い戻されます。施行者は、残りの約二五％から開催に必要な経費を除いたもののうち、同法に基づき、海事関係事業の振興等に充てるとともに、売上額に応じて船舶等振興機関に交付することとされており、平成二十八年度は売上額の約二・八％を交付しております。

このほか、地方財政法に基づきまして、地方公共団体金融機構へ売上額の約〇・二％を納付しております。

○小此木国務大臣 風営法について、もう委員から説明をいただいたというふうに思つております。

風営適正化法は、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的に、風俗営業の健全化の観点からパチンコ営業を規制しているものであり、風営適正化法にパチンコ営業の収益を公益目的に用いることを定める規定はない。

委員は、いろいろな、ばくちと思われるようなスポーツが法律で認められていて、その収益をいろいろなところに還元するべく、また、パチンコもそういうふうなことになる方がいいんじゃないか、整理をした方がいいんじゃないかという思いだ。ちよつと受けとめましたけれども、まだまだそれには多くの意味から検討が必要だと今考えているところがあります。

○中川委員 時間が来たので残念ですが、IR法では公益に使えないというところになつておりまして、国に、一般会計へも行って、中央競馬が持つていつている。あるいは、モーターボートの場合は……

○山際委員長 時間を過ぎていくから、やめてください。

○中川委員 日本財団が持つていつている。これはさきさま、本当にさきさまなんです。

トータルでどういう形が一番いいかということ、これを一つの法として、包括的な法律としてやる必要があるということ、これを指摘させていただいて、きょうの質疑は終わります。

以上です。

○山際委員長 次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 篠原豪でございます。きょうは、質問の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

先日、毎日新聞の主筆を務められて、そして、十年にわたるがんの闘病生活をされた、二ニュース番組のアンカーを務めた岸井成格さんが亡くなられました。

保守本流の政治記者でありながら、権力に應ずることなく、建設的な権力批判の原理を保持し続けたその生きざまに、大変勉強になるものがあったと思います。そして、その姿はジャーナリストの矜持であり、そして私も、野党政治家の末席を暖める者として、政治は国民のためのものであるという思いをしっかりと継いでいきたいと考えています。

晩年危惧されていたのは、自民党から保守らしい保守が消えて、教育であるとか行政であるとかメディアの統制に動くことにはためらひを感じず、むしろこれを積極的に肯定しているのではないかと、そういったものが、今日の森友、加計問題の背景にはこの政権や与党の体質が関係しているようにも思えます。

一昨日、財務省は、森友問題に関する膨大な記録を提出いたしました。同時に、森友学園との国有地取引が国会で問題になつていた去年二月以降、交渉記録を意図的に破棄したことも明らかにしました。これは、記録が残っていないとした当時の佐川理財局長の答弁に合わせるためということで、公文書の改ざんと全く同じ理屈の問題です。

公文書の改ざんや破棄を行ったのは、財務省の理財局、近畿財務局の職員さんです。当の本人には何の得にもならない行為でありました。むしろ、刑事責任を問われかねない行為と知りながら、やらざるを得ない状態に追い込まれたという事件だと思ひます。つまり、官邸による行政の統制がここまで来てしまったのかということいろいろと言われているわけでありまして。

したがって、財務省提出の国有地取引に関する記録文書に安倍昭恵さん、首相夫人の名前が出てくるのは財務官僚のそんたくの政治的背景を雄弁に物語るものであり、安倍昭恵首相夫人の責任は極めて大きいんだらうというふうに思ひます。

そこで、何つてまいります。

まず、一連の森友文書が提出されたことで、昨年の二月二十四日の衆議院予算委員会、当時の佐川理財局長から、交渉記録は保存期間一年未満とされておられ、そして、略しますけれども、中略をした後、本件につきましては、平成二十八年六月の売買契約締結をもちまして既に事案が終了してございますので、記録が残っていないとした答弁は虚偽だったということになります。政府はそれをお認めになるか、まず菅官房長官にお伺ひします。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今委員から御指摘をいただきましたとおり、一昨日、二十三日、森友学園との交渉記録というものを提出させていただきました。

これは基本的には、調査をいたしました結果、職員の手控えとして紙媒体であったりあるいは個人のパソコンの中というところで残っておったものを、押収されておった文書の写しを入手するなど、捜査当局の御協力も頂戴をして提出させていただいたものです。

これまで、昨年の通常国会以来、国会で御答弁申し上げたことと事実が異なる答弁をしていたというところでございます。大変申しわけありません。深くおわびを申し上げます。

○篠原(豪)委員 答弁は虚偽でありますので、こういった虚偽の答弁をもとにずっと議論が続いているということでもあります。本日に、今の政府として財務省の対応はこれでいいのかということでもあります。

委員会質疑に係る政府答弁原稿は、これは公文書として十年間保存されるということになっていきます。そして、二月の十五日から二十四日当時の答弁原稿について、我が党の議員が資料請求をしても、いまだに出てきません。なぜ出てこないのか、理由を教えてください。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

今、委員御指摘の想定問答の話がございました。

昨年この時期、その時期もそうでございますし、森友学園について相当厳しく御指摘をいただいた時期においてたくさん御質問も頂戴をしておるといふ状況で、当時の理財局長、政府参考人が答弁するに際して、部下職員が想定問答をつくってくれます。

ただ、現実には、当時であれば、一番スタートした最初のころで、十分これまでの蓄積もない中でということと、想定問答は用意するんです。が、ぎりぎりになってからしかできないものですから、そうすると、実際にはその想定問答で、答

弁する局長として、それでは不十分だ、こうしないといけないということは当然あります。それは最終決裁者ですから。ただ、物理的にその紙自体を直すような時間もないということが基本的に多いでございますので、その一年後の私もそうでございます。その紙自体、想定問答自体を直してやるということは、実際上、部下職員の負担も含めて、物理的にも時間が間に合わないのです。そうすれば、答弁する局長自身が自分の頭の中でちゃんとそれを訂正した上で答弁する。答弁したこと自体は、その答弁の内容は議事録に残っておりますので、それが政府として、あるいは財務省理財局としての最終的なものでございまして、想定問答はあくまでその手前の参考資料にしかすぎない、最終責任はその答弁そのものだということでございます。

○篠原(豪)委員 梶山大臣にお伺いします。公文書です。公文書を出さないという今の理由は認められるのですか。

○梶山国務大臣 公文書管理法におきましては、各行政機関の業務プロセスを最もよく理解する当該行政機関が責任を持って文書管理を行う仕組みとなっております。参考資料という言葉の趣旨も含め、財務省が作成した文書の取扱いについては、財務省の判断ということで、財務省にお尋ねをいただきたいと思います。

○篠原(豪)委員 公文書を担当される大臣ですから、だから、これは全体にかかわることなので、あつち聞いてくださいという話では、役割として本日に、今までのいろいろな議論させていただく中で、大変に真摯にここまで議論させていただいていると思っております。

ですので、もう一度お伺いしますが、ぜひ、今回の答弁がこの国のことを決める可能性があるんですよ。なので、しっかりと慎重におっしゃっていただければと思います。

○梶山国務大臣 公文書管理法があつて、その下にガイドラインがあります。その中で決めているのは、法律の制定又は改廃及びその経緯に係る文

書、想定問答は三十年の保存期間がある。そのほかに、今、一般の問答については十年の保存期間ということと定められているのは、委員の御指摘のとおりであります。その扱いについては、情報公開法も含め、財務省、また情報公開法を所管する総務省の所管であり、その判断であると思っております。

○篠原(豪)委員 これを見ないと、当時のことがよくわからないんですよ。たつた十日間なんですよ。たつた十日間のものを、別にそれは、直してどうか、最終の答弁がどうかじゃなくて、これは文書として存在しているもので、そこにはしっかりと書かれていると思うんですよ。書いていることが事実であつて、それがこれまで国会で議論をされてきて、正直言つて、本日のことを言つてこなかったわけです。

なので、もはや、文書を見ないと、その当時のことはわからないんです。これは公文書であり行政文書であるから出してくださいと言えばそれで済む話だと思ふんですけれども、もう一度お願いします。

○梶山国務大臣 私どもは公文書管理法の所管の官庁でありますけれども、その体系において保存期限を、しっかりと年限を規定しているということでもあります。

その文書の取扱いについては、またその体系であります行政文書管理規則というものがあつて、それぞれ役割が判断ということになっております。

○篠原(豪)委員 官房長官、もしよろしければ、官房長官から命じていただければこれは解決すると思うんですが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、所管大臣が申し上げたこと、それを尊重します。

○篠原(豪)委員 これは、ぜひ、もう一度考え直していただいて、出していただければと思います。

じゃ、聞き方を変えたいと思います。私たちが三月十二日に十四の決裁文書をお示し

いただいて、十四日にもいろいろとヒアリングをし、そして三百六十近い訂正があつて、これが最終のものであるということと財務省さんは私たちに説明をいたしました。これは与党の皆さんにもそれでしっかりと説明して、与党の皆さんが、説明をしつかりしなきゃだめだ、こうやって言っていたことによつて前に進んだと思つていま

その中身がどこから見つかったのかという話をしているんですけども、これは、その後、捜して出すというふうになつていったんですが、どのような形で報告がなされているのかどうか、一度確認します。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

三月十二日に、書換え前のものと書換え後のものを比較するような形で資料を提出させていただきました。

委員の御質問は、書換え前のものがどこから出てきたのかということだと思っております。

書換え前のものは、基本的に、個人の手控えとして紙媒体あるいは個人のパソコンの中ということですが、基本的には地検の方に押収をされておりましたので、捜査当局の御協力も頂戴をして、そこでコピーをして、そのものを、資料で申し上げますと左側の書換え前というところに張らせていただけて提出させていただいたというのが事実でございます。

その上で、あとは、この文書に係るところのさまざまな指揮命令系統なり経緯なりというものは調査して報告をするということをお約束しております。まだ時間がかかつておつて大変申しわけありませんが、できるだけ速やかに報告をさせていただきます。速やかに報告するというところで作業をしておるということです。

○篠原(豪)委員 済みません、できるだけ速やかというの、財務省さんの中では、三月十二日なんです。きょうは五月二十五日です。きょうは何月何日ですか。きょうは五月二十五日です。それは速やかでございますか。会期末まで近づいてき

ているんですが、いつお出しただけですか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

私も財務省の大臣官房の方において責任を持つてやっておりますが、できるだけ速やかに速やかにと申し上げております。これだけ国会でも御指摘をいただいていますので、速やかに提出したい、提出しなければいけないというのは、それはもう痛切に感じております。

ただ、現実の問題として、現実、まだ地検での捜査が行われておりまして、地検の捜査より前に提出するというのも論理的には可能かもしれないけれども、地検の捜査が続いている段階において、私どもとして、最終的には、その事実関係確認ということ、誰がどういう責任で、それは、捜査であればそれが最終的には刑罰ということだと思えますし、我々の世界では行政処分ということにつながる話でございますので、そこところは、現実の問題としてはなかなかそこに至っておらないということでございますが、我々として、何らかの理由をもつて遅くしたいなどとはかからも思っておりませんので、そういう意味で、速やかに提出したいということを申し上げております。

○篠原(豪)委員 速やかに出す、だけれども、捜査当局が捜査中だから出せない。どこが速やかですか。そういうのを速やかというんですか、日本語で。そういうのを速やかでいいんですか。速やかという日本語自体が変わってしまう。そういうことです。

では、もう一度伺いますが、NHKで放送されて、本省の理財局からメールなどで近畿財務局にいろいろ指示をした、ごみを割増して、それを近畿財務局、やってくれというメールがあったと。

前回のお話のときには、そのメールは今確認中であると御自身がおっしゃっているんですよ。確認は終わりましたか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

委員、NHKの報道云々というお話をされま

した。NHKの報道でありましたのは、基本的に、ごみ、地下埋設物の処理について、残っており地下埋設物をきちんと処理したということについて口裏合わせをしようとした、それで、トラック何千台分も行ったような気がするというようなことを言ったということを本人にも確認して、そういうことを申し上げたということでございます。

メール云々というお話は、報道の中でメールという話があったことは承知しておりますが、今申し上げたことは、近畿財務局に言うんじゃなくて、本省の職員が先方の弁護士さんにそういう話をしたということで、本省の中で一定のやりとりをしてということでございます。それともまた、本省の中においてどういう指揮命令系統なり、どういう責任を持つてということでございます。ある意味で、大変申しわけないことですが、書換えなり、あるいは今回提出をさせていただいた交渉記録を破棄しようとしたということも含めて、同じ二月下旬から四月にかけてということで、本省の理財局を中心として行われたことでございまして、そういう意味での責任関係ということを含めて調査して報告をするということをし上げています次第だということで御理解を頂戴したいと思えます。

○篠原(豪)委員 いや、それはそうじゃなくて、メールを見ましたか。メールを確認していると言っていたんですが、その確認は終わりましたかという事です。メールを確認するのに何年かかるんですか、たった一つのメールを。それを出していたら、わかるじゃないですか、いろいろ、何が書いてあるか。あるんですよ。だって、御自身で確認中だと言っていたじゃないですか。たったそれすらもできないんですか。おかしいですよ。

そのメールは、じゃ、そう言われているメールは見たことがあるんですか、自分の目で。お答えください。

○太田政府参考人 先ほど来御質問をいただいているところの確認云々でございますが、私は、少

なくとも、御答弁を申し上げているつもりは、同じ人間で答えていますので同じでございますけれども、基本的に、そのときにどういうふうな指揮が、あるいは話合いがなされたかということを中心と調べて御報告を申し上げるということを申し上げているつもりでございます。

基本的に、話は、特に、例えば本省の中であれば、対面をして話をする、あるいはぎりぎり電話をして話をすることが中心でございます。それから、仮にメール云々ということがあったとしても、そのメールが、メールというのは何らかの形で残るのでそういうことだと思えますが、メールというのは片一方の人間が片一方に物を送るだけというものでございますが、送られた相手方の反応というのは基本的にそれはまた別の問題でございますので、基本的に、そういうことが行われたかは調べて、調査をして御報告申し上げますというのを申し上げているということでございます。

○篠原(豪)委員 委員長、聞いたことに答えるように言ってください。メールを自分で確認したかどうかだけ聞いているんですよ。お願いします。

○山際委員長 もう一度答弁してください。

○太田政府参考人 経緯あるいはその間の状況を確認して、事実関係を確認して御報告を申し上げますというふうに申し上げます。

メール、メールと。NHKのおっしゃったメールがどのメールを指しているかということとはわからないわけですから、それも含めていろいろな情報伝達の手段があるわけで、それも含めて調査をして、最終的に報告をする申し上げているということでございます。

メールを見たかとおっしゃっておられるのはよくわかっておりますが、そのメールは何を指しておるかもよくわからないわけでございます。それから、そういうものも含めて、メールあるいは電話、対面の会話というものはあるわけです、それも含めて、誰がどういう責任でということを中心と調査して報告をするというふうに御答弁を申し上げます。

一四

○篠原(豪)委員 いや、ごみの増量を依頼した、本省から近畿財務局にそれを書いているメールがあるかということをお聞いているんです。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。今委員の質問はこれまでとちよつと違つておりまして、ごみの増量を近畿財務局に依頼した。そういう話は、ごみの増量を近畿財務局に依頼したというこの話は、今まで出ておりませんし、私どもも承知をしております。

今の話は本省が近畿財務局にごみの増量を依頼したという話でございますが、そういう話は聞いたことがございません。

○篠原(豪)委員 いや、それはそのままの書き方じゃないですが、そういう趣旨の依頼をしたメールはあるのかという話です。じゃ、なければ、ないと言ってください。そういう趣旨のものがなければどうですか。

一言一句、インカメラ審査のために、このところを指定していないから、全部ざばりそのものを指定しないから答えられませんし、そんなことは答えるつもりはないなんというのはおかしいですよ。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。趣旨のと言われれば、それは、その趣旨をどこまで捉えるかということも含めて、いずれにせよ……(発言する者あり)きちんとお答えを申し上げます。

ずうつとお答えを申し上げているのは、そのところも事実関係をきちんと調べてそれは御報告を申し上げなければいけないので、御報告を申し上げるということを申し上げております。

○篠原(豪)委員 じゃ、いつまでに出していただけるのかと話せば速やかになつて、いつ出さなくてもいいし、捜査中だということ、これは出さないということじゃないですか。

委員長、これをすぐ出させるように、ちよつと要求していただいてよろしいですか。約束している文書がどこから、この十四文書が

どういふ経緯で見つかったのか、そして、報道にあつたようなメールがあるかどうか確認をしますと言つて、速やかにやると言つて、全然やらないんです、二月月以上。

ですので、この委員会にしっかりと報告を速やかにしていただけるよう命じていただけませんかでしょうか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、昨年の二月下旬から四月にかけて、決裁文書を書き換えたという基本的な同じタイミングにおいて、今委員がおっしゃられるようなというNHKの報道にあつたようなこと、あるいは今回の森友学園との交渉記録を破棄しようとしたこと、いずれも、同じタイミングにおいて、同じような人物のことによつてやっておりますので、それを全て、あることが、別の話ではなくて同じ流れの中でやっておりますので、そこをきちんと調べて御報告申し上げます、本日の委員会のしばらく前の御質問のところに、速やかにじゃああれだと、それは捜査との関係をお願いしましたが、そこできちんと御報告を申し上げますと申し上げます。

○篠原(豪)委員 三月十二日に私も、それも野党から、六党で、出して下さいと言つて、出しますと約束しているんですよ。で、出さない。メールも確認中でよくわからないし、出さない。

これはけさの新聞ですけれども、昭恵氏写真、これは東京新聞ですが、提示記録なし、財務省、再調査をする、森友交渉文書。

問題となっているのは、二〇一四年四月二十八日の学園側と財務局側との打合せ。学園側は、三日前に学園が運営する塚本幼稚園を訪れた昭恵氏の名前を挙げ、購入を前提とした国有地の借受けなどを要請した。

財務局はその後、本省と相談をし、学園の要望に応じることを決めている。財務局が一四年六月三十日付で作成した改ざん前の決裁文書にも、平成二十六年四月二十八日から平成二十六年五月二

十三日、本省相談メモ、法律相談結果等参照と記載されていた。しかし、二十三日に公表された本省相談メモは、一四年五月八日から二十三日の間の四日間分だけで、四月二十八日は交渉記録も本省相談メモもなかった。

重要な記録が抜け落ちていたのではないかといいことで、財務省さんは、今回の調査では見つからなかった、これは再調査をするということですよ、いいんですか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

委員御指摘のものは、平成二十六年の四月二十八日という日付で書換え前の決裁文書を御提出させていたところ、そこに今委員がお話になつたような記述がございましたので、そのことを指して以降の話だと思っております。

今回、交渉記録を提出させていただく、あるいは本省相談メモを提出させていただくに際して、あるものは全て提出をしないといけないという観点から当然のように作業いたしましたし、あるいは、今委員が御指摘になられたところは、それまでの国会審議あるいはメディアの報道等々からしても、そういう関心を持たれる部分であるということも、我々も重々承知をしておりますので、何としても捜し出そうと思つて捜して作業した上で、現時点のような状況になっております。

なお捜さないといけないということは先日の野党のPTでも御指摘をいたしておりますので、捜す努力はいたしますが、それはある意味では、こういう状態になるとそういう御指摘をいただくことは我々も当然重々承知をして、だから、やつた上でということでございます。その上で、物そのものを捜すこと、それから、物そのものを本当につくつたのかどうかということを調査せよということ、野党のPTでも御指摘をいただいておりますので、そういうことも含めて調査をするということをお願いしているという次第でございます。

○篠原(豪)委員 財務省さんは、保存期間が必要というものは改ざん、期限切れは廃棄、財務省、隠蔽手段使い分け。

こういうふうな、財務省による学校法人森友学園への国有地の取引に関する文書の隠蔽は、野党からの追及が激しさを増していた去年の二月以降の国会審議中に行われた。公文書は中身の重要度で保存義務の期間が異なっており、財務省は、まだ保存が必要な文書は改ざん、保存期限が切れたものは意図的に廃棄という形で隠蔽工作を使い分けてきた。

別に、印象操作じゃないですよ。これはこのまま新聞の見出しを讀んでいるだけです。

こんなことを言つていて、今の態度で、何も出さないです。何も出さないんですよ。大臣、出さないんですよ、財務省さん。先へ進まないんですよ、議論が。

ですので、これは公文書、行政文書ですから、速やかに出せるものはあるわけなんです。あるんですよ、メールだつて行政文書ですから。このことについてどう思われますか、今の話を聞いていて。

○梶山国務大臣 私どもの役割は、公文書を適切に作成する、そして、その行政文書については適切に保存等の管理を行うこと、それらについてしっかりと全体を管理していくことだと思っております。

また、私の所管外ではありますが、先ほど申しました情報公開法について言えば、情報公開法に適切に対応する上で行政文書の適切な保存等の管理は非常に重要であると思っております。

○篠原(豪)委員 何とかしていただかないと困りますね。このままでは審議ができません。中身がわからないので、できないんですよ。

民主主義、何で公文書があるかといえば、健全な民主主義を支える根幹であり、国民主権にとり、後世の国民に説明する責務を全うする、まあ、一条に書いてあることですけれども。

そういったことを、これ出さないで、何にも説明できなくて、これは本堂に堂々めぐりさせて許されるような話じゃなくて、やはりここまで問題が大きくなっているの、本堂に、これはもう

一回、官房長官からも言っていたかと思うんです。速やかにと言つていますが、一度、ここでぜひちよつと一言、速やかに出すということについて指示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 先ほど来言われていること、だといふふうに思っています。

いずれにしろ、出せるものは出すということが基本だと思います。

○篠原(豪)委員 すぐ出せますから、出して下さい。あるかないかじゃなくて、出せるんですよ。

森友問題のおとこの文書、ここには、安倍昭恵首相夫人付の職員だった谷氏の、「知り合いの方から、社会福祉法人同様、優遇を受けられないかと総理夫人に照会があり、当方からお問い合わせさせていただいたもの。」と財務省に説明した記録が残っています。これは、定期借地の賃借料について社会福祉法人並みの優遇措置を昭恵夫人を介して要求したことを証明しているんだと思いませんか。これは指摘されているとおり。

安倍首相は、単なる制度上の問合せで、交渉ではない、このように答弁していますけれども、この問合せの時期は、昭恵氏が学園の幼稚園で講演をし、新設予定の小学校の名誉校長就任を引き受けた後で、財務省側のそんたくを引き出すには十分な動機となると思っています。

このときに財務省は現行ルールの中で最大限の配慮をしていると述べていますが、最終的には、翌年、財務省側が、言葉どおり、ごみ問題を口実として土地の売買価格を劇的に引き下げることで森友学園の要望に応えたことを考えると、この一連の財務省の対応はやはり昭恵夫人の影響力下に行われたと考えるのが常識ではないかと思うんですが、官房長官、これはどういふふうに御認識されていますでしょうか。

○菅国務大臣 私は、たしか、一年ほど、大分前に何回か国会で答弁をしたことがあります。そのときは、制度の問合せであつた。ゼロ回答であ

る、そういう答弁をさせていただいています。

○篠原(豪)委員 制度上の問合せで、交渉ではないと答弁しているんですけれども、この時期は、今言ったように、幼稚園で講演をして、新設の名誉校長を引き受けた後で、そして今回の書いてあるものを見れば、それこそ、社会福祉法人同様、優遇措置を受けられないかといったことを言っているわけで、それは全く、制度上の話かといえ、制度上の話じゃなくて、結果としてお金が安くなっちゃっているんですよ。違いますか。

○太田政府参考人 お答えを申し上げます。

総理夫人付からお問合せがあったのは、介護施設等々についてそういう優遇措置があるので、学校法人についてはそういうことがないかという問合せで、介護離職ゼロという政策のためにそういうことをやっているのであって、学校法人についてはそういう適用はないということをお答えしているというのがその交渉記録でございます。

それは平成二十七年の秋の段階の話でございます。委員のおっしゃる売却のときの価格の話は、二十八年の三月になって、それまで私もが承知をしていたものとは質、量ともに異なる地下埋設が発見されて、その扱いということで処理をさせていた結果として、最終的に一億三千四百万という売却価格で売却をさせていただいているということでございます。

○篠原(豪)委員 それもこれも、どういう文書が残っているのかということがわかればわかることだと思えますので、出していただいて、そのことをしっかりと証明できるのであれば別に何も隠すことはなくて、出して、実際にこれはないんです、そうじゃないんですということを言えбайいんですけれども、出さないからわからないじゃないですか。

なので、口で言っているのは、もう今まで何度も、言ったことがころころ変わっているわけですよ。変わっていつて変わっていつて一年間、つき合っている方も、国民の皆さんも、我々国会の立法府としても議論が成り立たない。です

ので、それを出していただきたいと思えますし、これはすごい大事だと思っています。

更に言えば、公文書を破棄している、これは許されるものじゃありません。大阪地検特捜部は、破棄したとされていた森友学園との交渉記録について、公文書等毀棄罪などの容疑で告発を受理して捜査をしていますけれども、この公文書の改ざんとか隠蔽のために公文書廃棄、こういうことが本当に許されているのかという話なんです。これはどういふふうに関山大臣は思っているのでしょうか。

○梶山国務大臣 それぞれに保存期間が定められておりまして、保存期間内の廃棄であれば非常に不適切であると思っております。

○篠原(豪)委員 本場に不適切も不適切で、不適切だらけなんです、解釈を勝手に新解釈にしちゃったりして、もともとこの国は公文書管理法というのがちゃんとありますから、ころころころと解釈を変えて、どんどんどんどんその趣旨から離れていくというのじゃ困っちゃうわけですね。ですので、それは大事だと思っています。

それで、この交渉記録の破棄を指示したのは誰か、そしてこの決裁文書の改ざんに当時の佐川局長がどのように関わったのか、関係職員から聞き取り調査を行い、その結果を大阪地検の捜査の結論を見て発表して、同時に関係職員の処分も行うとされていますけれども、その懲戒処分の内容については、それこそ妥当かどうかというのはどういふふうに判断をするのかということであります。

これはちよつと人事院さんに聞きたいんですけども、財務省さんが何らかの処分をすると言っていますが、過去の事例と比較してそれが公平であるかどうかというのはどういふふうに考えていくのか、そして、そこに対して違うことがあればどのように独自に懲戒処分を言っていくのかということは今回の件でどう考えているか、教えてください。

○合田政府参考人 お答えいたします。

国家公務員につきまして服務義務違反があった場合の懲戒処分につきましては、その所属の職員の服務を統制することにも事実関係を十分に承知し得る立場にある任命権者におかれまして、事実関係を確認の上、適切に御判断されるべきものでございます。

お尋ねの事案につきましては、現在、御指摘のように財務省において事実関係の調査を行っているということでございます。それに基づいて財務省におかれまして適切に判断されることになるということでございます。

○篠原(豪)委員 ということは、これは人事院としては何もしないということですか。

○合田政府参考人 お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、職員の懲戒処分につきましては、まずは任命権者におかれまして事実関係を十分把握して適切に御判断いただくというところでございまして、現在、財務省におかれまして事実関係を調査されているということでございますので、私もそれは注視しているというところでございます。

○篠原(豪)委員 じゃ、その処分を見ながらということですね。

ちよつと加計学園の話、今時間がないので、一つしたいと思うんですけども、獣医学部新設をめぐることは、二月二十五日に首相に面会して、学部新設についての説明が記されていたことについては、きょう、もうここまでも議論がありました。

これはなぜ問題かといえ、一七年一月まで計画を知らなかったとするこれまでの首相答弁と明らかに食い違っているから問題だというのは、もう皆さん御存じのとおりです。

先ほど、加計学園のこの問題に対する愛媛県の文書ということについては、これは公文書じゃない、向こうのメモだという話が、長官、ありません。たけれども、私は前にこの話を聞いています。公文書管理法の二条の四では、取得したもので、省内で閲覧すればこれは行政文書、国の行政

文書になるんです。つくったものだけじゃなくて、取得を書いています。これはそうなんです。

それで、私、これが証明するできないかというこのちよつと提案なんです、愛媛県が言っていますので、ぜひ、政府として、今治市はどういふふうな記録になっているのかというのを参照したらいいと思うんですけども、もしよろしければ、政府の方から今治市に対して確認してみたいかがでしょうか。これは、済みません、長官に聞きます。別にいいです。これは大事な話なので、お願いします。いや、これは本場に大事な話です。……(菅)国務大臣「ちよつと事前に」と呼ぶ)わかりました。

○村上政府参考人 事実関係及びこれまでの公式な立場について、私の方から御説明申し上げます。

愛媛県の作成した文書につきましては、その評価については政府としてコメントする立場にないというの、るるこれまでコメントさせていただいているとおりでございます。

その上で申し上げれば、御指摘の今治市の記録でございますけれども、これは、衆議院及び参議院の予算委員会からの求めに応じまして、今治市の方が責任を持しまして、五月十一日に参議院に対して、五月二十四日に衆議院に対して、既にその資料の提出があったというふうに理解をさせていただきます。

○篠原(豪)委員 提出をされたんですか。

○村上政府参考人 委員会からの求めに応じまして、市として責任を持って提出できる資料を提出しました。その資料の提出の身をござらんいただきますと、あるものもある、ないものはない、こういうことで、出せるものをきちっと出しておりますというところで、今治市の方から責任を持って文書の提出があったというふうに理解しております。

○篠原(豪)委員 もう一度、政府の側から今治市に、そういうことはあったのかどうかというのは聞いていただければと思うんですよ。ですので、

そこを聞いていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今、事務方から答弁がありましたけれども、御指摘の今治市の記録については、既に衆議院及び参議院の予算委員会からの求めに応じて資料が提出されている、このように承知しています。

○山際委員長 篠原君、時間が過ぎておりますから。

○篠原(豪)委員 はい、わかりました。

ぜひ、やはり真実を明らかにするというのが大事で、例えば篠原豊さん、経済産業審議官も、出張記録には官用車を利用したと虚偽の記載をしています。虚偽の記載はいけないと思いますけれども、こういった状態があるので、しっかりとやはり事実解明に向けて取り組んでいただきたいのと、あと、やはり財務省さん、次から次に出てくるんですが、求めたものを出さないで、しっかりと、公文書、行政文書という観点から、これは大事ですので、指導していただきたいことをお願い申し上げます、時間ですから、きょうの質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○山際委員長 次に、内閣提出、特定複合観光施設区域整備法案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。石井国務大臣。

特定複合観光施設区域整備法案

〔本号末尾に掲載〕

○石井国務大臣 ただいま議題となりました特定複合観光施設区域整備法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

一昨年末に成立いたしました特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律においては、政府は同法の施行後一年以内をめぐり必要となる法制上の措置を講じなければならないこととされ

ております。

このため、同法並びに衆議院及び参議院内閣委員会の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議に基づき、特定複合観光施設区域整備推進会議において検討を行いました。さらに、全国で国民の御意見を直接伺う機会を設けた上で、日本型の特定複合観光施設に関する制度設計を進めてきたところであります。

この法律案は、国際会議場、展示場や日本の伝統、文化、芸術等を生かした観光の魅力増進施設等を一体的に設置、運営することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を推進するという政策目的を実現するものであり、同時に、世界最高水準のカジノ規制等によって、さまざまな懸念に万全の対策を講じるものであります。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、特定複合観光施設区域の整備について、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成、認定申請、その際の地域の合意形成等について規定しております。また、国土交通大臣は、認定区域整備計画の数が三を超えることとならないよう区域整備計画を認定することとしているほか、特定複合観光施設の設置運営事業者の監督等の制度を規定しております。

第二に、特定複合観光施設の設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができることとし、主要株主等その他の関係者についても、免許制等のもので所要の規制を設けております。また、カジノ行為の種類及び方法、カジノ関連機器等についても、所要の規制を設けております。さらに、日本人等のカジノ施設への入場回数について、連続する七日間で三回、連続する二十八日間で十回に制限するとともに、二十歳未満の者、暴力団員等に対し、カジノ施設への入場等を禁止しております。第三に、安易な入場を抑制する等の観点から、日本人等の入場者に対し、国と認定都道府県等が

それぞれ三千円の入場料を賦課することとしております。また、カジノ事業者に対し、国と認定都道府県等に納付金の納付を義務づけております。国庫納付金として、カジノ行為粗収益の二五％に相当する額及びカジノ管理委員会の経費のうちカジノ事業者に負担させることが相当なものの額の合計額を、認定都道府県等納付金として、カジノ行為粗収益の一五％に相当する額をそれぞれ納付させることとしております。

第四に、内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置し、委員長及び四名の委員については、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとしております。また、カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会等に関する規定を設けております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

最後に、この法律案は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において、順次、施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

速やかな御審議をよろしくお願い申し上げます。

○山際委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後四時四十五分開議

○山際委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、先例によりまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に遠山清彦君を指名いたします。

○山際委員長 次に、内閣提出、特定複合観光施設区域整備法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として特定複合観光施設区域整備推進本部事務局次長中川真君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長露木康浩君、スポーツ庁スポーツ総括官齋藤福栄君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山際委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○山際委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。神谷昇君。

○神谷(昇)委員 自由民主党の神谷昇でございます。

お時間をいただきましたしまして、私は、特定複合観光施設区域整備法案、いわゆるIR法につきまして質問をさせていただきたいと思っております。

このIRを整備するためには、まずそのスタートといたしまして、例えば都道府県でしたら議会の合意、そして、立地市町村そして政令都市では議会の同意が必要、これがスタートでございます。これから厳しい審査が幾つかあつて、そういうふうなプロセスを簡単に御説明いただきたいと思います。

○石井国務大臣 IR整備法案では、IR推進法の附帯決議を踏まえまして、区域整備計画の構想段階から地域において十分な合意形成が図られる

よう手続を定めております。

具体的には、都道府県等は、実施方針を定めるときは、実施方針に即して、I R事業者の公募選定を行うときは、協議会における協議や、協議会が組織されていない場合には立地市町村に協議をするということとしております。

また、区域整備計画の作成に当たり、都道府県等は、協議会における協議や、協議会が組織されていない場合には立地市町村等に協議をすること、公聴会の開催等、住民の意見を反映する措置を講ずることとしております。さらに、区域整備計画の認定申請に当たりまして、都道府県等は、都道府県等の議会の議決を経ること、都道府県については立地市町村の同意を得ることとしております。

これらの手続に基づきまして、地域の合意形成が十分図られる仕組みとしております。

○神谷(昇)委員 こういう巨大施設ができるということは、とにかくにも、やはり地元の支持、合意、そしてまた地元と共存共栄することが極めて重要であるというふうに通じておるところであります。

この法案はカジノ、カジノが大変目立っておりますけれども、考えてまいりますと、国際会議場、そしてまた見本市会場、そしてエンターテインメント施設、ショッピングセンターなど、いろいろな施設が複合してできるわけでありまして、特に、この日本では世界基準の国際会議場が極めて少ないわけでありまして。東京に五千人規模が二つ、日本にこの二つしかありません。そして、見本市会場は、またさらに、日本ではビッグサイトは九万六千平米ございますけれども、これは世界の六十八番目。せめて、二十万平米が世界の基準でございますから、そういう施設を民間の資金によってつくられ、そしてそのランニングコストはカジノの収益を充てるということになってまいります。

非常にこれは喜ばしいことでございますけれども、ただ、やはり、地域に大変な迷惑がかからないか、そしてまた、こういう巨大施設でございますから、反社会勢力があらゆる手段を使って触手を伸ばしてくる、こういうことが非常に危惧されているところでありまして。それと、きょうはギャンブル等依存症対策基本法が衆議院の本院議場で成立しましたけれども、このギャンブル依存症は、日本では他国に比べて極めて高いパーセントをしております。それが更に伸びていくのかというようなことが大変心配でございます。暴力団対策というんですか、それと、ギャンブル依存症対策についてお示しを願いたいと思っております。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。依存症対策を強化しなければならないということとは、I R推進法の附帯決議の中でも厳しく御決議をいただいているところでございます。これを受けまして、今御提案をさせていただいておりますI R整備法案の中では、依存防止対策として、そもそも、I R区域数を限定することですとか、カジノ施設の規模の制限、それから、一つのI R区域にはカジノの施設を一つに限るといった制限を置いているほか、日本人などを対象とした一律の入場回数制限ですとか入場料の賦課、さらには、事業者には依存防止規程をつくらせることを義務づけておりますし、また、それに基づきまして、利用者の個別の事情に応じた対応を充実させるという観点から、本人、家族の申出などによる利用制限措置などを事業者には義務づけているところでございます。

一方、反社会勢力の排除につきましては、そもそも、カジノ事業に参入できる事業者を厳しく、新しく設立されることになりましてカジノ管理委員会が背面調査をする規定を置いておりまして、事業者の参入時から、免許制度などを使いまして、事業者のみならず、その株主あるいは関連の事業者等々、そして従業員に至るまで、全ての背面調査をして、反社会勢力を排除するという措置を盛り込んでございます。

また、利用者として反社会勢力、暴力団員等が入ってくることを防ぐためにも、この国で初めての法案といたしまして、暴力団員等本人に入場することを禁止する規制をかけておりますし、また、カジノ事業者にも、こういう暴力団員等を入場させてはならないという義務づけをつけているところでございます。いずれの規制も、罰則をもつて担保しているということも、日本では初めての法案になるところでございます。

以上でございます。

○神谷(昇)委員 今、答弁をいただきました。反社会勢力、最近、厳しい法律がどんどんできてきて、総体的に暴力団員数が少なくなっている反面、例えば、うまく会社に入り込んで、それをうまく使って、そしていろいろなところに事業拡大している、そういうところが見られるわけでございます。

私は、日本の警察は世界一というふうに通じておりますので、その警察のいろいろな、あらゆる情報を駆使してそういうことのないように、そして、警察のそういう頑張りによって、世界一安心して安全で、そしてまた、来ていただいた方にも、その安心を担保して、日本の伝統文化等々を十分に楽しんでいただける、世界一を誇るI Rをつくっていただきたいと思っております。

今、日本も、この二十年間、非常に低迷をしておりまして、GDPが低迷しております。二十年間、ほぼ横ばいでありまして。そのためには、観光立国を目指すために観光産業をいかに栄えさせていくか、いわば観光立国日本の推進力になるようなすばらしいI Rをつくっていただくことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○山際委員 次に、濱村進君。濱村委員 公明党の濱村進でございます。きょうは、I R整備法案について質問をさせていただきます。

まず、ギャンブル等依存症対策基本法が通りま

したが、私、その質疑を聞いていて違和感を感じていた点がございます。

カジノ自体に対しての評価なんです、が、カジノとは何をしに行くところなのかということなんですけれども、これはそもそも、余裕資金のある方がその資金を費消しに行くところであると思っております。そういうところがなかなか認識がないというところは、非常に残念だな。これは、元ラスパガス市長の方も言われているわけでございます。既に普通にカジノがある国では、そのようにちゃんとカジノを正しく、適正に捉えているという認識、このことをしっかりと日本も認識するべきだということをまず冒頭に申し上げておきたいと思っております。

その上で、今回のI R整備法でございますが、I R、これは必置であるのがカジノでございますが、カジノがなくてもいいんじゃないかというふうな話がございます。

そこで、石井大臣にお伺いしたいと思っておりますが、我が国における成長産業として、観光は伸び代のある成長領域であると考えております。その成長を更に加速化させるために、展示場、国際会議場、ホテル、レストラン、あるいはスタジアムなど、投資すべき分野はあるわけでございますが、投資できる主体がなかなかないかというものが現状であろうと思っております。そうした観点から、カジノで収益を上げて、その収益を投資に回すことができるのは大きなメリットであると考えております。

一方で、特定複合観光施設区域にカジノ施設がなくてもよいではないかという議論がございまして、その議論について石井大臣の御所見をお伺いいたします。

○石井国務大臣 政府といたしましては、議員立法で成立をいたしましたI R推進法において、カジノを含むI Rの整備推進が国の責務とされていることから、同法に基づいて具体的な制度設計の検討を進め、今般、I R整備法案を提出したところでありまして。

カジノ収益も活用しまして、MICE施設等のさまざまな誘客施設が一体となった、国際競争力を有するIRを整備することによりまして、これまでになく国際的な展示、会議ビジネスを展開し、新たなビジネスの起爆剤とすること、日本の伝統、文化、芸術を生かしたコンテンツの導入により世界に向けた日本の魅力を発信すること、これらにより世界じゅうから観光客を集める滞在型観光モデルを確立することを実現いたします。我が国を観光先進国へと引き上げる原動力となることを期待をされております。

一方で、例えば東京ビッグサイトやパシフィコ横浜のように、我が国を代表する大規模なMICE施設については、投資額が多額であることの理由等によりまして、純粋に民間事業として整備、運営されている例は見られず、さらに、日本型IRのように、MICE施設に加え、さまざまな誘客施設を一体的に整備、運営しているものは存在していないと承知をしております。

これらのことから、魅力的な日本型IRを実現するために、国際会議場や家族で楽しめるエンターテインメント施設と、収益面での原動力となるカジノ施設が一体的に運営されることが必要と考えております。

○濱村委員 純粋に民間資金で収益が成り立つかどうかというのは非常に大事な論点だと思っております。

その上で、重ねて伺いますが、きょう、スポーツ庁からお越しいただいておりますので、一点聞きますが、私、かねてより、スポーツIRというのを進めるべきであるという考え方を持っております。これは、カジノがある場合、ない場合、それぞれ海外でもあるわけでございますけれども、カジノ収益にかわるような収益をスポーツ単体で、スポーツの試合で得ることができれば、その収益を還元することができれば、現在議論しているような複合観光施設区域の整備ができるのではないかと思っていたんです。ただ、残念ながら、そのような事例というのは

世界じゅうを見渡してみても存在するかどうか、これは、私、独力ではなかなか見つけれませんでした。

そこで、スポーツ庁にお伺いしたいんですが、そのような事例があるかどうか、確認をしたいと思ひます。

○齋藤政府参考人 議員御指摘の海外事例としては、スポーツの試合を行うスタジアム、アリーナが地域開発の一つの要素として活用されている事例がございます。

例えば、アメリカのロサンゼルスにありますアリーナのステイブルズセンターでは、バスケットやアイスホッケー等のスポーツをメインコンテンツとして集客を図り、年間約四百万人以上が訪れることで、周辺のホテルやレストラン等の収益向上に貢献しています。

また、カンザスシティでも、アリーナのスプリントセンターを地域開発の核として建設し、スポーツ等のさまざまなコンテンツを提供することで収益化を図り、毎年カンザスシティに一千万ドル以上を納めている事例もございます。

しかしながら、これらの事例も、スポーツ以外のさまざまな施設と複合的に整備することで成り立っており、そうした複合化を目指すことが重要と考えております。

○濱村委員 スポーツ以外に収益源がしっかりと立っているという意味でいうと、まず、そこが成り立たないといけないですね。

一方で、もう一つあるのは、今、日本でやろうとしているIRというのは、かなり大規模な展示場、国際会議場等々が必要であろう、その整備のために随分大きな投資額が必要であるということでございますので、なかなかスポーツでの収益では賄いきれないぞというのも現実問題であろうというふうに思っております。

こうしたスポーツ施設、要素として入っているような区域はあり得るということでございますし、日本でも、今回のIR整備法案では第二条一項の六号で読めるという認識でございます。

そういうことも含めて、日本が、これからの成長に資するような、皆さんがわくわく期待を持てるような、そういう施設を整備できることを祈念申し上げて、質問を終わります。

○山際委員長 次回は、来る三十日水曜午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時散会

特定複合観光施設区域整備法案 特定複合観光施設区域整備法

目次

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 特定複合観光施設区域

第一節 区域整備計画の認定等(第五条 第十四条)

第二節 認定設置運営事業者等の義務等(第十五条 第十九条)

第三節 設置運営事業者等の監査及び会計(第二十條 第二十八條)

第四節 認定設置運営事業者等の監督等(第二十九條 第三十四條)

第五節 区域整備計画の認定の取消し(第三十五條 第三十六條)

第六節 認定区域整備計画の実施の状況の評価等(第三十七條 第三十八條)

第三章 カジノ事業及びカジノ事業者

第一節 カジノ事業の免許等

第一款 カジノ事業の免許(第三十九條 第五十七條)

第二款 認可主要株主等(第五十八條 第六十四條)

第二節 カジノ事業者が行う業務

第一款 総則(第六十五條 第六十七條)

第二款 依存の防止のための措置及び入場規制等(第六十八條 第七十二條)

第三款 カジノ行為業務(第七十三條 第七十五條)

第四款 特定金融業務(第七十六條 第九十條)

第五款 カジノ行為区画内関連業務等(第九十一條 第九十二條)

第六款 カジノ事業者が行う業務に係る契約(第九十三條 第一百零二條)

第七款 犯罪による収益の移転防止のための措置(第一百零三条 第一百五五條)

第八款 カジノ事業に関するその他の措置(第一百六六條 第一百七三條)

第三節 カジノ事業者の従業者(第一百四四條 第一百四五條)

第四章 カジノ施設供用事業(第一百二十四條 第一百二十五條)

第五章 認可施設土地権利者(第一百三十六條 第一百四十一條)

第六章 カジノ関連機器等製造業等

第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等(第一百四十二條 第一百五十條)

第二節 型式検定等(第一百五十一條 第一百五十七條)

第三節 カジノ関連機器等製造業等の従業者(第一百五十八條)

第四節 指定試験機関(第一百五十九條 第一百七十二條)

第七章 カジノ施設への入場等の制限(第一百七十三條 第一百七五條)

第八章 入場料及び認定都道府県等入場料

第一節 入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等(第一百七十六條 第一百八十二條)

第二節 申告及び徴収(第一百八十三條 第一百九十一條)

第九章 国庫納付金及び認定都道府県等納付金

第一節 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等(第一百九十二條 第一百九十四條)

第二節 申告及び徴収(第一百九十五條)

第十章 カジノ事業者等の監督(第百九十六
条—第百九十七条)

第十一章 カジノ管理委員会(第百九十八
条—第百九十九条)

第十二章 雑則(第百九十九条—第百三十
五条)

第十三章 罰則(第百三十六条—第百五十
一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における人口の減
少、国際的な交流の増大その他の我が国を取り
巻く経済社会情勢の変化に対応して我が国の経
済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため
には、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を
促進することが一層重要となつてゐることに鑑
み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関す
る法律(平成二十八年法律第百十五号。以下「推
進法」という。)第五条の規定に基づく法制上の
措置として、適切な国の監視及び管理の下で運
営される健全なカジノ事業者の収益を活用して地
域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複
合観光施設区域の整備を推進することにより、
我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在
型観光を実現するため、特定複合観光施設区域
に関し、国土交通大臣による基本方針の作成、
都道府県等による区域整備計画の作成、国土交
通大臣による当該区域整備計画の認定等の制度
を定めるほか、カジノ事業者の免許その他のカジ
ノ事業者の業務に関する規制措置、カジノ施設
への入場等の制限及び入場料等に関する事項、
カジノ事業者が納付すべき国庫納付金等に関す
る事項、カジノ事業者等を監督するカジノ管理委
員会の設置、その任務及び所掌事務等に関する
事項その他必要な事項を定め、もつて観光及び
地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改
善に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「特定複合観光施設」と
は、カジノ施設と第一号から第五号までに掲げ
る施設から構成される一群の施設(これらと一
体的に設置され、及び運営される第六号に掲げ
る施設を含む。)であつて、民間事業者により一
体として設置され、及び運営されるものをい
う。

一 国際会議の誘致を促進し、及びその開催の
円滑化に資する国際会議場施設であつて、政
令で定める基準に適合するもの
二 国際的な規模の展示会、見本市その他の催
しの開催の円滑化に資する展示施設、見本市
場施設その他の催しを開催するための施設で
あつて、政令で定める基準に適合するもの
三 我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公
演その他の活動を行うことにより、我が国の
観光の魅力の増進に資する施設であつて、政
令で定めるもの
四 我が国における各地域の観光の魅力に関す
る情報を適切に提供し、併せて各地域への観
光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービス
の手配を一元的に行うことにより、国内にお
ける観光旅行の促進に資する施設であつて、
政令で定める基準に適合するもの
五 利用者の需要の高度化及び多様化に対応し
た宿泊施設であつて、政令で定める基準に適
合するもの
六 前各号に掲げるもののほか、国内外からの
観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施
設

2 この法律において「特定複合観光施設区域」と
は、一の特定複合観光施設を設置する一団の土
地の区域として、当該特定複合観光施設を設
置し、及び運営する民間事業者(施設供用事業
が行われる場合には、当該施設供用事業を行う民
間事業者を含む。)により当該区域が一体的に管
理されるものであつて、第九条第十一項の認定
を受けた同条第一項に規定する区域整備計画
(第十一條第一項の規定による変更の認定が

あつたときは、その変更後のもの。以下「認定
区域整備計画」という。)に記載された区域をい
う。

3 この法律において「設置運営事業」とは、次に
掲げる事業をいう。
一 特定複合観光施設を設置し、及び運営する
事業

二 前号に掲げる事業に附帯する事業
4 この法律において「設置運営事業者」とは、設
置運営事業を行う民間事業者をいう。

5 この法律において「施設供用事業」とは、特定
複合観光施設を構成する一群の施設の整備(新
設、改修又は増設をいう。)を一体的に行う業務
並びに設置運営事業者との契約に基づき当該特
定複合観光施設をその用途に応じて管理し及び
当該設置運営事業者に専ら使用させる業務並び
にこれらに附帯する業務を行う事業をいう。

6 この法律において「施設供用事業者」とは、施
設供用事業を行う民間事業者をいう。

7 この法律において「カジノ行為」とは、カジノ
事業者と顧客との間又は顧客相互間で、同一の
施設において、その場所に設置された機器又は
用具を用いて、偶然的な事情により金銭の得喪を
争う行為であつて、海外において行われてい
るこれに相当する行為の実施の状況を勘案して、
カジノ事業者の健全な運営に対する国民の信頼を
確保し、及びその理解を得る観点から我が国に
おいても行われることが社会通念上相当と認め
られるものとしてその種類及び方法をカジノ管
理委員会規則で定めるものをいう。

8 この法律において「カジノ事業」とは、次に掲
げる業務(以下「カジノ業務」という。)を行う事
業をいう。
一 カジノ施設におけるカジノ行為を顧客との
間で行い、又は顧客相互間で行わせることに
係る業務(以下「カジノ行為業務」という。)
二 カジノ行為を行う顧客の依頼を受けて当該
顧客の金銭について行う次に掲げる業務(第三
章において「特定金融業務」という。)

イ 銀行その他のカジノ管理委員会規則で定
める金融機関を介し、カジノ事業者の管理
する当該顧客の口座と当該顧客の指定する
預貯金口座との間で当該顧客の金銭の移動
に係る為替取引を行う業務(第三章第二節
第四款において「特定資金移動業務」とい
う。)

ロ 当該顧客の金銭を受け入れる業務(第八
十四条において「特定資金受入業務」とい
う。)

ハ 当該顧客に金銭を貸し付ける業務(第三
章第二節において「特定資金貸付業務」とい
う。)

二 金銭の両替を行う業務
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

9 この法律において「カジノ事業者」とは、第九
条第十一項の認定(第十一條第一項の規定によ
る変更の認定を含む。以下「区域整備計画の認
定」という。)を受けた設置運営事業者(以下「認
定設置運営事業者」という。)であつて、第三十
九条の免許を受けてカジノ事業を行うものをい
う。

10 この法律において「カジノ施設」とは、特定複
合観光施設区域に設置する施設であつて、カジ
ノ事業者がカジノ行為業務を行うための次に掲
げる区画により構成されるものをいう。
一 主としてカジノ行為を顧客との間で行い、
又は顧客相互間で行わせるための区画(以下
「カジノ行為区画」という。)

二 第七十条第一項の確認(次号において「本人
確認」という。)をするための区画(第三章にお
いて「本人確認区画」という。)

三 カジノ事業者がカジノ行為業務又は本人確
認に係る業務に附帯する監視、警備その他の
業務を行うための区画

11 この法律において「カジノ行為区画内関連業
務」とは、顧客の利便性の向上を図るためカジ
ノ行為区画において顧客に対して行う次に掲げ
る業務及びこれらに附帯する業務をいう。

一 設備を設けて飲食物の提供をする業務であつて、次のイ又はロのいずれにも該当しないもの

イ 顧客の接待(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第九十一条第九項において「風俗営業適正化法」という。)第二条第三項に規定する接待をいう。)を伴うもの
ロ 他から見通すことが困難であつて、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて行うもの

二 歌謡ショーその他の興行をする業務(顧客がカジノ行為を行いながら鑑賞することができるとは前号に掲げる業務に伴つて行われるものに限る。)であつて、同号イ又はロのいずれにも該当しないもの

三 物品の給付をする業務(第一号に掲げる業務を除く。)

12 この法律において「認可主要株主等」とは、会社当該会社が持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。以下この項及び第四十条第一項第七号において同じ。)(の子会社(持株会社がその総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式)についての議決権を含む。以下同じ。)(の過半数を保有する他の会社をいう。この場合において、持株会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該持株会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該持株会社の子会社とみなす。第四十条第一項第七号において同じ。)であるときは、当該持株会社を含む。)の主要株主等基準値(次の各号に掲げる区

分に応じ、当該各号に定める基準値をいう。以下同じ。)

一 以上の数の議決権又は株式若しくは持分(以下「議決権等」という。)(の保有者(他人(仮設人を含む。)(の名義をもつて保有する者を含み、国、地方公共団体その他これらに準ずるものとしてカジノ管理委員会規則で定める法人を除き、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、これを当該法人でない社団又は財団の名義をもつて保有される議決権等の保有者とみなす。以下同じ。))であつて、第五十八条第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。)(の認可を受けているもの)をいう。この場合において、持株会社が保有する議決権又は議決権等の保有者が保有する議決権等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する議決権等(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該持株会社若しくは当該議決権等の保有者に指図を行うことができるものに限り。)(その他カジノ管理委員会規則で定める議決権等を含むものとし、信託財産である議決権等、当該持株会社又は当該議決権等の保有者が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの(カジノ管理委員会規則で定める議決権等を除く。))及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式又はこれに係る議決権を含むものとし、一の者と株式又は持分の所有関係、親族関係その他カジノ管理委員会規則で定める特別の関係にある者が議決権等の保有者であるときは、当該特別の関係にある者が保有する当該議決権等は、当該一の者がこれを保有しているものとみなす。

一 議決権 総株主又は総出資者の議決権の百

分の五

二 株式又は持分 発行済株式(当該会社の有する自己の株式を除く。)(又は出資の総数又は総額の百分の五

13 この法律において「カジノ行為関連品類」とは、次に掲げるものをいう。

一 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者がカジノ行為に付随して相手方に提供する物品、金銭、役務その他の経済上の利益

二 顧客をカジノ行為に誘引するための手段として、カジノ事業者その他の事業者が商品の販売、役務の提供その他の取引に付随して相手方に提供する金銭その他の経済上の利益であつて、第七十三条第六項に規定するチップと交換することができるもの(前号に掲げるものを除く。)

14 この法律において「カジノ施設供用事業」とは、カジノ事業者との契約に基づきカジノ施設をその用途に応じて管理し及び当該カジノ事業者に専ら使用させる業務並びにこれに附帯する業務(以下「カジノ施設供用業務」という。)(を行う事業をいう。

15 この法律において「カジノ施設供用事業者」とは、区域整備計画の認定を受けた施設供用事業者(以下「認定施設供用事業者」という。))であつて、第百二十四条の免許を受けてカジノ施設供用事業を行うものをいう。

16 この法律において「認可施設土地権利者」とは、特定複合観光施設区域の土地に関する所有権若しくは地上権その他カジノ管理委員会規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利(第四十条第一項第十一号及び第五章において「施設土地に関する権利」という。)(を保有する者(国、地方公共団体及び第十條第二項に規定する認定設置運営事業者等を除く。以下「施設土地権利者」という。))であつて、第百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けているもの又は同

条第一項の認可を受けて設立されるものをいう。

17 この法律において「カジノ関連機器等」とは、専らカジノ行為業務において使用されるように設計された機器等(機器若しくは用具又はプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。次項第二号において同じ。))若しくはこれを記録した記録媒体をいう。以下同じ。))であつて、カジノ行為の結果、当該結果に基づく金銭の支払若しくはカジノ行為業務に関する会計事務又はこれらを監視する業務に関連するものとしてその種別、用途及び機能をカジノ管理委員会規則で定めるものをいう。

18 この法律において「電磁的カジノ関連機器等」とは、カジノ関連機器等のうち、次に掲げるものをいう。

一 電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によつて認識することができない方法を利用した機器又は用具

二 プログラム又はこれを記録した記録媒体等

19 この法律において「非電磁的カジノ関連機器等」とは、電磁的カジノ関連機器等以外のカジノ関連機器等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、推進法第三条の基本理念(次条において「基本理念」という。)(にのっとり、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策(特定複合観光施設区域の周辺地域の開発及び整備、交通環境の改善その他の特定複合観光施設区域の整備に伴い必要となる関連する施策を含む。次条及び次章第一節において同じ。))を策定し、及び実施するとともに、犯罪の発生予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持、青少年の健全育成、カジノ施設に入場した者がカジノ施設を利用したことに伴い受ける悪影響の防止並びにこれらの実施のために必要な体制の整備その他のカジノ施設の

設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 特定複合観光施設区域の整備に係る地方公共団体は、基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 特定複合観光施設区域

第一節 区域整備計画の認定等

(基本方針)

第五条 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項
- 二 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策に関する基本的な事項
- 三 設置運営事業等(設置運営事業又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業及び施設供用事業をいう。以下この章において同じ。)及び設置運営事業者等(設置運営事業者又は、施設供用事業が行われる場合には設置運営事業者及び施設供用事業者をいう。以下この節において同じ。)に関する基本的な事項
- 四 区域整備計画の認定に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため

の施策に関する基本的な事項

六 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の決定を経なければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(実施方針)

第六条 都道府県等(都道府県又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいい、当該指定都市の区域に特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の全部を包含するものに限る。))をいう。以下この節において同じ。は、特定複合観光施設区域を整備しようとするときは、第八条第一項の規定による選定に先立ち、基本方針に即して、当該特定複合観光施設区域の整備の実施に関する方針(以下この節において「実施方針」という。)を定めなければならない。

2 実施方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項
- 二 当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項
- 三 当該特定複合観光施設を構成する施設の種別、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項
- 四 設置運営事業等を行うとする民間事業者の募集及び選定に関する事項
- 五 設置運営事業等の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項
- 六 カジノ事業の収益を活用して地域の創意工

夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

七 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

3 前項第五号から第七号までに掲げる事項には、都道府県等が実施する施策及び措置に係るもの(特定複合観光施設区域を整備しようとする区域を管轄する都道府県公安委員会(以下この章において「公安委員会」という。))が実施する施策及び措置に係るものを含む。を記載するほか、必要に応じ、立地市町村等(当該都道府県等が都道府県等であるときは当該特定複合観光施設区域を管轄する都道府県公安委員会が指定都市であるときは当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む都道府県をいう。以下この章において同じ。))が実施する施策及び措置に係るもの(公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを除く。)を記載することができる。

4 都道府県等は、実施方針を定めようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

5 都道府県等は、実施方針に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

- 一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会
- 二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項

る事項(前号に掲げるものを除く。)

6 都道府県等は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、実施方針の変更について準用する。

(実施方針の策定の提案)

第七条 設置運営事業等を行うとする民間事業者(当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者。次項において同じ。))は、都道府県等に対し、実施方針を定めることを提案することができる。この場合において、当該民間事業者は、特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模、特定複合観光施設を構成する施設の種別、機能及び規模並びに当該設置運営事業等の概要及びその実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項を記載した書類その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

2 前項の都道府県等は、同項の規定による提案を踏まえた実施方針を定める必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした民間事業者者に通知しなければならない。

(民間事業者の選定)

第八条 都道府県等は、実施方針に即して、次条第一項の規定により同項に規定する区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請する民間事業者を公募の方法により選定するものとする。

2 都道府県等は、前項の規定による選定をしようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

(区域整備計画の認定)

第九条 都道府県等は、設置運営事業等を行うとする民間事業者と共同して、基本方針及び実

施方針に即して、特定複合観光施設区域の整備に関する計画（以下「区域整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。この場合において、当該民間事業者がまだ設立されていないときは、発起人その他の当該民間事業者を設立しようとする者と区域整備計画を共同して作成し国土交通大臣の認定を申請するものとする。

2 区域整備計画には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 区域整備計画の意義及び目標に関する事項

二 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項

三 設置運営事業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 特定複合観光施設を構成する施設の種類の機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業者及び設置運営事業者等に関する事項その他の設置運営事業者等の基本となる事項に関する計画（以下この章において「事業基本計画」という。）

五 前各号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

七 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

八 区域整備計画の実施により見込まれる経済的社会的効果に関する事項

九 第百七十九条第一項に規定する認定都道府県等入場料納入金の使途に関する事項

十 第百九十三条第一項に規定する認定都道府

府等納付金の使途（当該認定都道府県等納付金を立地市町村等その他の関係地方公共団体に交付する場合においては、その条件を含む。）に関する事項

3 前項第五号から第七号までに掲げる事項には、都道府県等が実施する施策及び措置に係るもの（公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを含む。）を記載するほか、必要に応じ、立地市町村等が実施する施策及び措置に係るもの（公安委員会が実施する施策及び措置に係るものを除く。）を記載することができる。

4 事業基本計画は、設置運営事業者等を行うとする民間事業者が作成する案に基づいて作成するものとする。

5 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、第十二条第一項に規定する協議会が組織されている場合には当該協議会における協議を、同項に規定する協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

6 都道府県等は、区域整備計画に定める次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。この場合において、第二号に定める者の同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

一 公安委員会が実施する施策及び措置に係る事項 公安委員会

二 立地市町村等が実施する施策及び措置に係る事項（前号に掲げるものを除く。） 立地市町村等

7 都道府県等は、区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

8 都道府県等は、第一項の規定による申請をしようとするときは、その議会の議決を経なければならない。

9 前項の場合において、当該都道府県等が都道

府県であるときは、当該都道府県は、あらかじめ、当該特定複合観光施設区域を整備しようとする区域をその区域に含む市町村及び特別区の同意を得なければならない。この場合において、当該同意については、地方自治法第九十六条第二項の規定の適用を妨げない。

10 第一項の規定による申請は、基本方針の公表後の政令で定める期間内にしなければならない。

11 国土交通大臣は、第一項の規定による申請があつた場合において、その区域整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 基本方針に適合するものであること。

二 国内外の主要都市との交通の利便性その他の経済的社会的条件からみて、特定複合観光施設区域の整備を推進することが適切と認められる地域であること。

三 事業基本計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一体的かつ継続的に行われると認められるものであること。

ロ 施設供用事業が行われる場合には、設置運営事業者等が設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携により行われると認められるものであること。

ハ 設置運営事業者等が会社法に規定する会社であつて、専ら設置運営事業（施設供用事業）にあつては、施設供用事業）を行うものとしてされていること。

ニ 設置運営事業者が特定複合観光施設を所有するものとされていること（施設供用事業が行われる場合には、施設供用事業者が所有する特定複合観光施設を設置運営事業者が使用するものとされていること）。

七 その認定をすることによつて、認定区域整備計画の数が三を超えることとならないこと。

12 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得るとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならない。

13 国土交通大臣は、特定複合観光施設区域の適正な整備を確保するため必要があると認めるときは、第十一項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

14 国土交通大臣は、第十一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を公示しなければならない。前項の規定により新たに条件を付し、又は変更したときも、同様とする。（認定の有効期間等）

第十条 区域整備計画の認定の有効期間は、前条第十一項の認定の日から起算して十年とする。

2 区域整備計画の認定を受けた都道府県等（以下「認定都道府県等」という。）は、区域整備計画の認定を受けた設置運営事業者等（以下「認定設

置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずると認められるものであること。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、設置運営事業者等が円滑かつ確実に行われると見込まれること。

四 前三号に掲げるもののほか、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策及び措置が適切に実施されると認められるものであること。

五 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現を図ることにより、観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること。

六 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置が実施されると認められるものであること。

第一類第一号 内閣委員会議録第二十一号 平成三十年五月二十五日

置運営業事業者等」といふ。と共同して、区域整備計画の認定の更新を受けることができる。

3 前項の更新を受けようとする認定都道府県等は、認定設置運営業事業者等と共同して、区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の六月前日から三月前までの期間内に、国土交通大臣に申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に当該申請をすることができないときは、国土交通大臣が当該事由を勘案して定める期間内に申請をしなければならない。

4 前条第五項から第九項まで及び第十一項から第十四項までの規定は、第二項の更新について準用する。

5 第三項の申請があつた場合において、区域整備計画の認定の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の区域整備計画の認定は、その有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、区域整備計画の認定の有効期間は、従前の区域整備計画の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年とする。

(認定区域整備計画の変更)

第十一条 認定都道府県等は、設置運営業又は施設供用事業の内容の変更又は譲渡、認定設置運営業事業者又は認定施設供用事業者の合併又は分割その他の事由により認定区域整備計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、認定設置運営業事業者等(設置運営業又は施設供用事業の譲渡により認定区域整備計画の変更をしようとするときは、当該事業を譲り受けようとする者を含む。)と共同して、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 認定都道府県等は、前項の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、認定設置運営業事

業者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合において、認定都道府県等は、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

3 第九条第五項から第九項までの規定は認定都道府県等が認定区域整備計画を変更しようとする場合について、同条第十一項から第十四項までの規定は認定区域整備計画の変更の認定について、それぞれ準用する。

4 第一項の規定による変更の認定を受けた認定区域整備計画に基づく設置運営業若しくは施設供用事業の譲渡又は認定設置運営業事業者若しくは認定施設供用事業者たる会社の合併若しくは分割があつたときは、設置運営業若しくは施設供用事業を譲り受けた会社、合併後存続する会社、合併により設立された会社又は分割により設置運営業若しくは施設供用事業を承継した会社は、認定設置運営業事業者又は認定施設供用事業者の地位を承継する。

(協議会)

第十二条 都道府県等は、実施方針の策定及び変更、設置運営業等を行おうとする民間事業者の選定、区域整備計画の作成及び認定区域整備計画の変更並びに第三十七条第二項の規定による認定区域整備計画の実施の状況の報告その他の必要な事項について協議するための協議会(以下この章において「協議会」といふ。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 都道府県等の長
 - 二 立地市町村等の長
 - 三 公安委員会
 - 四 都道府県等の住民、学識経験者、関係行政機関その他の都道府県等が必要と認める者
- 3 協議会に議長を置き、前項第一号に掲げる者をもつて充てる。

4 都道府県等は、第八条第一項の規定により設置運営業等を行おうとする民間事業者を選定

したときは、当該民間事業者を協議会の構成員として加えるものとする。

5 協議会の構成員は、当該協議会において協議が調つた事項については、当該協議の結果を尊重しなければならない。

6 国土交通大臣は、協議会の議長の求めに応じ、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(実施協定)

第十三条 認定都道府県等及び認定設置運営業事業者等は、第九条第十一項の認定の後速やかに、次に掲げる事項をその内容を含む協定(以下この章において「実施協定」といふ。)を締結しなければならない。設置運営業若しくは施設供用事業の譲渡又は認定設置運営業事業者若しくは認定施設供用事業者たる会社の合併若しくは分割により第十一条第一項の規定による変更の認定を受けたときも、同様とする。

一 設置運営業等の具体的な実施体制及び実施方法に関する事項(施設供用事業が行われる場合には、施設の管理その他の事項に係る認定設置運営業事業者と認定施設供用事業者との間の責任分担及び相互の連携に関する事項を含む)。

二 設置運営業等その他の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

三 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する施策その他の国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項

四 カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項

五 実施協定に違反した場合における措置に関する事項

六 実施協定の有効期間

七 前各号に掲げるもののほか、認定区域整備計画の適正な実施のために必要な事項として

2 国土交通省令で定めるもの

認定都道府県等及び認定設置運営業事業者等は、実施協定を締結しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 認定都道府県等及び認定設置運営業事業者等は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議し、これらの同意を得なければならない。

5 認定都道府県等は、実施協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該実施協定の概要を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(認定都道府県等の指示等)

第十四条 認定都道府県等は、認定区域整備計画の適正な実施及び前条第二項の認可を受けた実施協定の確実な履行のため、認定設置運営業事業者等に対して、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第二節 認定設置運営業事業者等の義務等

(認定設置運営業事業者等の事業実施義務等)

第十五条 認定設置運営業事業者等は、認定区域整備計画及び第十三条第二項の認可を受けた実施協定に従い、設置運営業等を行わなければならない。

2 認定設置運営業事業者等は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うため国及び認定都道府県等が実施する施策に協力しなければならない。

3 認定設置運営業事業者等は、カジノ事業の収益の活用に当たっては、カジノ事業が特定複合観光施設区域の整備の推進のため特別に認められるものであることに鑑み、第三十七条第一項の規定による評価の結果に基づき、当該収益を特定複合観光施設の整備その他設置運営業事業者の

(設置運營業等以外の事業の兼営の禁止)

2 監査人は、認定設置運営事業者等の業務を執

（監査人の報告義務）
第二十四条 監査人は、設置運営事業等において

第二十六条 監査人がその職務の執行について認定設置運営事業者等に対して次に掲げる請求をしたときは、当該認定設置運営事業者等は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査人の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にないときは、相当の担保の提供)の請求

(会社法の規定により選任された監査役等についての本法の適用関係)

第二十七条 認定設置運営事業者等に監査役が置かれるときは、第二十三条から前条までの規定の適用については、これを監査人とみなす。

2 認定設置運営事業者等に監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、第二十三条第一項の規定の適用については当該監査等委員会又は当該監査委員会を監査人と、同条第二項の規定の適用については当該監査等委員会が選定する監査委員を監査人と、前三条の規定の適用については当該監査等委員会の監査等委員又は当該監査委員会の監査委員を監査人とみなす。

(認定設置運営事業者等が行う業務の会計)

第二十八条 認定設置運営事業者等は、設置運営事業等について、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表で国土交通省令で定めるもの(第八項において「財務諸表」という。)の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ業務、カジノ行為区画内関連業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務並びにそれら以外の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

3 認定施設供用事業者は、国土交通省令で定めるところにより、カジノ施設供用業務及び第二条第一項各号に掲げる施設ごとの業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

4 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げ

る事項を記載した報告書(以下この条において「財務報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該事業年度経過後三月以内(やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、国土交通省令で定めるところによりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内に、国土交通大臣に提出しなければならない)。

一 経理の状況

二 業務の内容に関する重要な事項(前号に掲げる事項を除く。)

三 前二号に掲げるもののほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項

5 財務報告書には、定款その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

6 認定設置運営事業者等は、第四項の規定により財務報告書を提出するときは、国土交通省令で定めるところにより、監査人の監査を受けなければならない。この場合において、認定設置運営事業者等に監査役、監査等委員会又は監査委員会が置かれるときは、これらを監査人とみなす。

7 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、財務報告書の記載内容が国土交通省令に基づき適正であることを確認した旨を記載した確認書(以下この条において「確認書」という。)を、当該財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

8 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、財務諸表その他の財務報告に関する情報の適正性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める体制について、国土交通省令で定めるところにより評価を行った報告書(以下この条において「財務報告に係る内部統制報告書」という。)を、財務報告書と併せて認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

9 財務報告に係る内部統制報告書には、前項の国土交通省令で定める体制に関する事項を記載した書類その他の書類で国土交通省令で定めるものを添付しなければならない。

10 認定設置運営事業者等は、第四項、第五項及び第七項から前項までの規定により提出した財務報告書及びその添付書類、確認書又は財務報告に係る内部統制報告書及びその添付書類(以下この項において「財務報告書等」という。)に記載すべき重要な事項の変更その他財務報告書等の内容を訂正する必要があるものとして国土交通省令で定める事由があるときは、その内容を訂正した財務報告書等を、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。これらの事由がない場合において、認定設置運営事業者等が当該財務報告書等のうちに訂正を必要とするものがあると認めるときも、同様とする。

11 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度の期間を三月ごとに区分した各期間(国土交通省令で定める期間を除く。)ごとに、第四項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、法人の概況、事業の状況その他の国土交通省令で定める事項を記載した報告書(以下この条において「四半期報告書」という。)を、認定都道府県等の同意を得て、当該各期間経過後四十五日以内の国土交通省令で定める期間内(やむを得ない理由により当該期間内に提出することができないと認められるときは、国土交通省令で定めるところによりあらかじめ国土交通大臣の承認を受けた期間内に、国土交通大臣に提出しなければならない)。

12 第六項及び第七項の規定は前項の規定により提出する四半期報告書について、第十項の規定は前項の規定により提出した四半期報告書及びこの項において準用する第七項の規定により提出した確認書について、それぞれ準用する。

13 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を公告しなければならない。

一 財務報告書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。及びその添付書類

二 確認書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

三 財務報告に係る内部統制報告書(第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

四 四半期報告書(前項において準用する第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

五 前項において準用する第七項の規定により提出した確認書(前項において準用する第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)

14 認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる書類の内容である情報を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が継続して提供を受けることができる状態に置く措置を講ずることができる。この場合においては、同項の規定による公告をしたものとみなす。

15 認定設置運営事業者等が第四項、第十項(第十二項において準用する場合を含む。及び第十一項の規定により提出する財務報告書及び四半期報告書)には、当該認定設置運営事業者等と特別の利害関係(公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。又は監査法人が当該認定設置運営事業者等との間に有する同法第二十四条から第二十四条の三まで(これらの規定を同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の十一第一項又は第三十四条の十一の二に規定する関係及び公認会計士又は監査法人が認定設置運営事業者等に対し株主若しくは出資者として有

する関係又は認定設置運営事業者等の事業若しくは財産管理に關して有する関係で、財務の適正性の確保のために認めることが相当でない利害關係として国土交通省令で定めるものをいう。）のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。認定設置運営事業者等が第八項の規定により提出する財務報告に係る内部統制報告書（第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。）についても、同様とする。 16 前項の監査証明は、国土交通省令で定める基準及び手続によつて、これを行わなければならない。 17 公認会計士又は監査法人は、第十五項前段の監査証明を行うに当たつて、認定設置運営事業者等が行う業務における法令に違反する事実その他の財務の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実（次項第一号において「法令違反等事実」という。）を発見したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置を講ずべき旨を、遅滞なく、当該認定設置運営事業者等に書面で通知しなければならない。	し、設置運営事業等の健全な運営に著しい支障が生ずるおそれがあること。 二 前項の規定による通知を受けた認定設置運営事業者等が、同項の適切な措置を講じないこと。 19 前項の規定による申出をした公認会計士又は監査法人は、当該認定設置運営事業者等及び認定都道府県等に対し、当該申出をした旨及びその内容を書面で通知しなければならない。 20 国土交通大臣は、第十三項各号に掲げる書類の提出があつたときは、速やかに、その旨を關係行政機関の長に通知しなければならない。 第四節 認定設置運営事業者等の監督等（認定設置運営事業者等に対する報告の徴収等） 第二十九条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務又はその財産に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。 2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定設置運営事業者等に対し、当該認定設置運営事業者等が行う業務若しくはその財産に關し質問させ、又は当該認定設置運営事業者等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 3 前項の規定による質問又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 4 第二項の規定による質問及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 5 關係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、認定設置運営事業者等に対し設置運営事業等の実施の状況を報告することを求めるよう申し出ることができる。 （認定設置運営事業者等に対する指示等） 第三十条 国土交通大臣は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるとき	は、認定設置運営事業者等に対し、その実施に關し必要な措置を講ずべきことを指示することができる。 2 国土交通大臣は、認定設置運営事業者等が前項の指示に違反したときは、当該認定設置運営事業者等に対し、期限を付して、設置運営事業等の全部又は一部の停止を命ずることができる。 3 關係行政機関の長は、設置運営事業等の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、認定設置運営事業者等に対し必要な措置を講ずべきことを指示するよう申し出ることができる。 4 国土交通大臣は、第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （認定設置運営事業者等に対する指示等の通知） 第三十一条 国土交通大臣は、前条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、カジノ管理委員会及び認定都道府県等に当該処分内容及び理由を通知しなければならない。 第三十二条 国土交通大臣は、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について報告を求めることができる。 2 關係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、認定都道府県等に対し認定区域整備計画に記載された第九条第二項第五号から第七号までの施策及び措置の実施の状況を報告することを求めるよう申し出ることができる。 （認定都道府県等に対する措置の要求） 第三十三条 国土交通大臣は、認定区域整備計画の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、認定都道府県等に対し、その実施に關し必要な措置を講ずるよう求めることができる。 2 關係行政機関の長は、認定区域整備計画に記載された第九条第二項第五号から第七号までの施策及び措置の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、認定	都道府県等に対しその実施に關し必要な措置を講ずることを求めるよう申し出ることができる。 （認定都道府県等に対する指示等） 第三十四条 国土交通大臣は、認定都道府県等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除について必要な措置を講じていないと認められるときその他の認定区域整備計画の的確な実施のため特に必要があると認められるときは、認定都道府県等に対し、必要な指示をすることができる。 2 關係行政機関の長は、認定区域整備計画の実施に關し、認定都道府県等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を講じていないと認められるときは、国土交通大臣に対し、認定都道府県等に対し必要な指示をするよう申し出ることができる。 第五節 区域整備計画の認定の取消し（認定の取消し） 第三十五条 国土交通大臣は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、区域整備計画の認定を取り消すことができる。 一 認定区域整備計画が第九条第十一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるとき。 二 公益上必要があるものとして認定都道府県等から区域整備計画の認定の取消しの申請があつたとき。 三 認定設置運営事業者等が第三十条第一項又は第二項の規定による処分違反したとき。 四 認定都道府県等が前条第一項の指示に違反したとき。 2 關係行政機関の長は、国土交通大臣に対し、前項の規定による取消しに關し必要と認める意見を申し出ることができる。 3 第九条第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の規定による取消しについて準用する。 （認定の取消しの通知） 第三十六条 国土交通大臣は、前条第一項の規定
--	---	--	--

により区域整備計画の認定を取り消したときは、直ちに、カジノ管理委員会にその旨を通知しなければならない。

第六節 認定区域整備計画の実施の状況の評価等

(認定区域整備計画の実施の状況の評価)

第三十七条 国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画事業計画を含む。以下この条において同じ。の実施の状況について、評価を行わなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができる。この場合において、認定都道府県等は、認定区域整備計画のうち事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告するものとする。

3 認定都道府県等は、前項の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、認定都道府県等に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

6 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第一項の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。

(関係行政機関の協力)

第三十八条 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

第三章 カジノ事業及びカジノ事業者

第一節 カジノ事業の免許等

第一款 カジノ事業の免許

(免許等)

第三十九条 認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。この場合において、当該免許に係るカジノ行為区域で行う当該カジノ行為(第三十条第二項の規定による設置運営事業の停止の命令若しくは第二百四十四条第一項若しくは第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令又は第二百六条第八項の規定に違反して行われたものを除く。)については、刑法明治四十年法律第四十五号 第八十五条及び第八十六条の規定は、適用しない。

(免許の申請)

第四十条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区域の位置
- 三 行おうとするカジノ行為の種類及び方法
- 四 カジノ施設の構造及び設備の概要
- 五 使用しようとするカジノ関連機器等の種類その他カジノ関連機器等に関しカジノ管理委員会規則で定める事項
- 六 申請者の役員の氏名又は名称及び住所
- 七 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準

値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

八 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項

九 カジノ行為区域関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項

十 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の氏名又は名称及び住所並びに当該施設土地権利者が法人であるときは、その代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

十一 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の土地の所在及び面積並びに施設土地に関する権利の種類及び内容

十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画(次条において「申請認定区域整備計画」という。)に記載された認定設置運営事業者であることを示す書面
- 二 当該申請に係る特定複合観光施設の名称及び所在地並びにその概要を記載した書類
- 三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 定款及び登記事項証明書
- 五 第五十三条第一項の業務方法書
- 六 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款
- 七 第五十五条第一項の依存防止規程
- 八 第五十六条第一項の犯罪収益移転防止規程
- 九 貸借対照表
- 十 収支の見込みを記載した書類

十一 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

十二 当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該申請に係るカジノ施設の使用の権限、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し当該認定施設供用事業者との合意内容を示す書面

十三 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

十四 当該申請に係る特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書

十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者がある場合には、当該特定複合観光施設に係る第二百二十四条の免許の申請と同時にしなければならない。

(免許の基準等)

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者(営業に関し成年者と同一の行

為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

六 申請者がカジノ事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ事業に係る収支の見込みが良好であること。

七 申請認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域におけるカジノ施設の数が一を超えず、かつ、当該カジノ施設のカジノ行為区域のうち専らカジノ行為の用に供されるものとしてカジノ管理委員会規則で定める部分の床面積の合計が、カジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められるものとして政令で定める面積を超えないこと。

八 カジノ施設の構造及び設備がカジノ管理委員会規則で定める技術上の基準に適合すること。

九 使用しようとする電磁的カジノ関連機器等が、第五百五十一条第一項又は第二項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等であること。

十 使用しようとする非電磁的カジノ関連機器等が、第五百五十六条第一項の表示が付され、かつ、カジノ管理委員会規則で定める技術上の基準（第七十四条第一項及び第五百五十四条第一項第一号において「技術基準」という。）に適合すること。

十一 定款及び第五十三条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ事業を適正に遂行するために十分なものであること。

と。

十二 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款が、法令に適合し、かつ、カジノ管理委員会規則で定める基準に適合するものであること。

十三 第五十五条第一項の依存防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ行為に対する依存を防止するために十分なものであること。

十四 第五十六条第一項の犯罪収益移転防止規程が、法令に適合し、かつ、カジノ事業における犯罪による収益の移転防止（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第一条に規定する犯罪による収益の移転防止をいう。）のために十分なものであること。

十五 カジノ行為が区内関連業務を行おうとするときは、当該カジノ行為が区内関連業務がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがないものであること。

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 申請認定区域整備計画に記載された認定設置運営事業者でない者

ロ 第四十九条若しくは第二百四条第三項の規定により第三十九条の免許を取り消され、第二百三十条において準用する第四十九条の規定若しくは第二百六条第三項の規定により第二百二十四条の免許を取り消され、第四百四十九条において準用する第四百九条（第四号を除く。）の規定若しくは第二百八条第二項の規定により第四百三十三条第一項の許可を取り消され、第五百五十条第二項に

おいて準用する第四百四十九条において準用する第四十九条（第四号を除く。）の規定若しくは第二百九条の規定により第五百五十条第一項の認定を取り消され、第六百六十九条若しくは第二百十條第二項の規定により第五百五十九条第一項の規定による指定を取り消され、若しくはこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの免許、許可、認定若しくは指定に相当する行政処分を取り消され、又はこれらの免許、許可、認定若しくは指定を拒否され、当該取消し又は更新の拒否の日から起算して五年を経過しない者

ハ 第六十二条第一項若しくは第二百五条第二項の規定により第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を取り消され、第二百三十一条において準用する第六十二条第一項の規定若しくは第二百五条第二項の規定により第二百三十一条において準用する第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を取り消され、第二百三十九条第一項若しくは第二百七条第二項の規定により第二百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可を取り消され、第六百六十四条において準用する第六十二条第一項の規定若しくは第二百五条第二項の規定により第六百六十四条において準用する第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの認可に相当する行政処分を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

ニ 口若しくはハに規定する免許、許可、認定、指定若しくは認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日若しくは口若しくはハに規定するこれらに相当する行政処分の取消しの日前六十日以内に当該免

許、許可、認定、指定若しくは認可若しくはこれらに相当する行政処分を取り消された法人等の役員であつた者又はこれらの免許、許可、認定若しくは指定若しくはこれらに相当する行政処分の更新を拒否された法人等の役員であつた者で、当該取消し又は更新の拒否の日から起算して五年を経過しないもの

ホ 第二百四十八条第八項、第二百六条第七項、第二百八条第四項若しくは第二百十條第四項の規定により解任を命ぜられ、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員で、当該解任の日から起算して五年を経過しないもの

ヘ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) 二十歳未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱い扱われている者

(3) 前号ハからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

許、許可、認定、指定若しくは認可若しくはこれらに相当する行政処分を取り消された法人等の役員であつた者又はこれらの免許、許可、認定若しくは指定若しくはこれらに相当する行政処分の更新を拒否された法人等の役員であつた者で、当該取消し又は更新の拒否の日から起算して五年を経過しないもの

ホ 第二百四十八条第八項、第二百六条第七項、第二百八条第四項若しくは第二百十條第四項の規定により解任を命ぜられ、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた役員で、当該解任の日から起算して五年を経過しないもの

ヘ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうちに次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(1) 二十歳未満の者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取扱い扱われている者

(3) 前号ハからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

(4) 第四百九条若しくは第二百四十八条第七項の規定により第四百四十四条の確認を取り消され、第四百三十四條第二項において準用する第四百九条の規定若しくは第二百六

内閣委員会議録第二十一号

110

あるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。

5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないとときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、当該免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

(完成検査等)

第四十四条 カジノ事業者は、第三十九条の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設及び使用しようとするカジノ関連機器等について、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならぬ。

2 前項の検査の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、当該カジノ施設に係る第二百二十八条第一項の検査の

3 カジノ管理委員会は、第一項の検査の結果、当該カジノ施設及び使用しようとするカジノ関連機器等が第四十一条第一項第七号から第十号までに掲げる基準に適合していると認めるとき

4 カジノ管理委員会は、第一項の検査については、第二項に規定する場合には、その申請に係るカジノ施設を第百二十八条第一項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

ならない。

5 カジノ事業者は、第三十九条の免許に係る力
ジノ施設について、第一項の検査に合格した後
でなければ、その営業を開始してはならない。

6 カジノ事業者は、カジノ施設の営業を開始し
たときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員

会に届け出なければならない。

(会社の合併)

第四十五条 カジノ事業者たる会社がその合併に

より消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該合併後存続し、又は当該合併により設立された会社は、そのカジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 第一項の場合において、当該合併後存続する会社又は当該合併により設立された会社は、当該合併後遅滞なく、当該合併により消滅した会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

(会社の分割)

第四十六条 カジノ事業者たる会社が分割によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該分割についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 第一項の場合において、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該分割後遅滞なく、当該分割をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

(カジノ事業の譲渡)

第四十七条 カジノ事業者が譲渡によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該譲渡についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

ノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

2 第四十一条第一項(第五号及び第七号から第十号までを除く。)及び第二項(第五号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 第一項の場合において、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該譲渡後遅滞なく、当該譲渡をした会社が交付を受けた免許状をカジノ管理委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

(変更の承認等)

第四十八条 カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更(第三号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置

二 カジノ行為の種類又は方法

三 カジノ施設の構造若しくは設備(当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。)又はこれらの管理方法

四 役員

五 特定金融業務の実施の有無又は特定金融業務の種類若しくは内容その他特定金融業務に関するカジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の承認(同項第一号及び第三号に掲げる事項の承認に限る。第四項、第七項、第十一項及び第十二項において同じ。)の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合において、当該申請に係る変更と同時に当該カジノ施設供用事業者が当該カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の変更をしようとするときは、第百二十九条第一項の承認(同項第一号又は第二号に掲げる事項の承認に限る。第四項において同じ。)の申請と同時にしなければならない。

3 第四十一条第二項(第四号、第五号、第九号及び第十号を除く。)及び第二項(第一号、第四号及び第五号を除く。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 カジノ管理委員会は、第一項の承認については、第二項に規定する場合においては、その申請に係るカジノ施設に係る第百二十九条第一項の承認を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

5 カジノ事業者は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ事業者の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けた事項又は前項の規定による届出に係る事項が免許状の記載事項に該当するときは、遅滞なく、その書換えを受けなければならない。

7 カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

8 前項の検査の申請は、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、当該カジノ施設に係る第百二十九条第五項の検査の申請と同時にしなければならない。

9 カジノ管理委員会は、第七項の検査の結果、当該カジノ施設が第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

10 カジノ管理委員会は、第七項の検査については、第八項に規定する場合においては、その申請に係るカジノ施設を第百二十九条第五項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

11 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設(当該変更に係る部分に限る。次項において同じ。)について、第七項の検査に合格した後でなければ、これをカジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務の用に供してはならない。

12 カジノ事業者は、第一項の承認を受けてその構造又は設備を変更したカジノ施設の供用を開始したときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(免許の取消)

第四十九条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三十九条の免許を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第三十九条の免許、第四十三条第二項の更新又は第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは前条第一項の承認を受けたこと。

二 第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三 第四十一条第二項各号に掲げる事由のいずれかに該当していること。

四 正当な事由がないのに、第四十四条第三項の規定による合格の日から起算して六月以内にカジノ行為業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為業務を休止し、現にカジノ行為業務を行っていないこと。

(免許の失効)

第五十条 カジノ事業者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

一 第三十五条第一項の規定により区域整備計画の認定が取り消されたとき。

二 カジノ施設供用事業者がある場合において、第百二十四条の免許が取り消され、又は失効したとき。

(免許状の返納)

第五十一条 免許状の交付又は書換えを受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、免許状(第四号にあつては、発見し、又は回復した免許状)をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

一 カジノ事業を廃止し、又は譲渡したとき(第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けた場合を除く。)

二 第四十九条又は第二百四条第三項の規定により第三十九条の免許が取り消されたとき。

三 前条の規定により第三十九条の免許が失効したとき。

四 亡失により免許状の再交付を受けた場合において、亡失した免許状を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号に掲げる場合において、免許状の返納があつたときは、第三十九条の免許は、その効力を失う。

3 免許状の交付又は書換えを受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、免許状をカジノ管理委員会に返納しなければならない。

一 合併以外の事由により解散したとき 清算人又は破産管財人

二 合併により消滅したとき(当該消滅までに、合併後存続し、又は合併により設立される会社について第四十五条第一項の承認が与えられなかったときに限る。) 合併後存続し、又は合併により設立された会社の代表者

(定款)

第五十二条 カジノ事業者は、定款の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請が定款に係る第四十一条第一項第十二号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

うかを審査しなければならない。

(業務方法書)

第五十三条 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 カジノ行為業務及びこれに附帯する業務に関し、カジノ行為の種類及び方法に関する事項(賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。)、顧客に対する情報提供の方法に関する事項、カジノ行為が公平かつ公正に行われることを確保するための措置に関する事項、顧客のカジノ行為への誘引のための措置に関する事項並びに広告及び勧誘に関する事項

二 第七十条第一項の確認に関する事項

三 第一百十條第一項の措置に関する事項

四 第一百十條第一項の措置に関する事項

五 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

六 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容に関する事項

七 カジノ事業者が行う業務(カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務以外の設置運営事業に係る業務を含む。以下同じ。)の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該カジノ事業者が行う業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

八 カジノ事業者が行う業務の会計に関する事項

九 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前条の規定は、業務方法書の変更について準用する。

(カジノ施設利用約款)

第五十四条 カジノ施設利用約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 カジノ施設の利用に関する事項(第六十八条第一項第一号及び第二号に掲げるカジノ施設の利用を制限する措置に関する事項を含む。)

二 カジノ行為の種類及び方法に関する事項(賭金額、払戻率その他のカジノ行為に関する事項を含む。)

三 特定金融業務に関する事項

四 取引時確認(犯罪収益移転防止法第四条第六項に規定する取引時確認をいう。第五十六条第一項第一号において同じ。)及び第百四条各項の措置に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 第五十二条の規定は、カジノ施設利用約款の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十二号」と読み替へるものとする。

(依存防止規程)

第五十五条 依存防止規程には、第六十八条第一項及び第二項の措置に関する事項を記載しなければならない。

2 第五十二条の規定は、依存防止規程の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十三号」と読み替へるものとする。

(犯罪収益移転防止規程)

第五十六条 犯罪収益移転防止規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 取引時確認の的確な実施に関する事項

二 取引記録等(犯罪収益移転防止法第七条第三項に規定する取引記録等をいう。)の作成及び保存に関する事項

三 疑わしい取引の届出(犯罪収益移転防止法第八条第三項に規定する疑わしい取引の届出をいう。)に係る判断の方法に関する事項

四 第百三条第一項の規定による措置、第百四条各項の措置、第百五条の規定による表示及び第百九条第一項の規定による届出に関する事項

2 第五十二条の規定は、犯罪収益移転防止規程

の変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第四十一条第一項第十一号」とあるのは、「第四十一条第一項第十四号」と読み替へるものとする。

(名義貸しの禁止)

第五十七条 カジノ事業者は、自己の名義をもつて、他の者にカジノ事業を行わせてはならない。

第二款 認可主要株主等

(認可等)

第五十八条 次に掲げる取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になろうとする者又はカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等の設立をしようとする者は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

一 当該議決権等の保有者になろうとする者によるカジノ事業者の議決権等の取得

二 前号に掲げるもののほか、合併その他のカジノ管理委員会規則で定める取引又は行為

2 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者は、その免許の時に前項の認可を受けたものとみなす。

3 第一項の認可に係る取引若しくは行為又は法人等の設立によりカジノ事業者の認可主要株主等になつた者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

4 第一項に規定する取引若しくは行為又は法人等の設立以外の事由によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になつた者(以下この条において「特定保有者」という。)は、当該事由の生じた日から起算して六十日を経過する日(以下この条において「猶予期限日」という。)以内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

ただし、当該特定保有者が、猶予期限日後も引き続きカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者であることについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

5 特定保有者は、前項本文の措置によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならぬ。同項本文の措置によることなくカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときも、同様とする。

6 カジノ管理委員会は、第一項の認可を受けることなく同項に規定する取引若しくは行為によりカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になった者若しくはカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者として設立された法人等又は第四項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後もカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である者に対し、当該カジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認可の申請)

第五十九条 前条第一項又は第四項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名

二 申請者が法人等であるときは、その役員、氏名又は名称及び住所

三 当該申請に係る認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等の名称及び住所、代表者又は管理人の氏名並びに役員、氏名又は名称及び住所

四 主要株主等基準値以上の数の議決権等の保

有者になる取引若しくは行為又は主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になる法人等を設立する行為の内容

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款（これに準ずるものを含む。）

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(認可の基準)

第六十条 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者（営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）が十分な社会的信用を有する者であること。

二 第五十八条第一項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人等が設立されるときは、当該法人等が十分な社会的信用を有する者であること。

三 前二号に規定する者（第一号に規定する者にあつては、法人等であるものに限る。）の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

2 カジノ管理委員会は、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請について、その申請者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するときは、前項第二号に規定する法人等が第二号八に掲げる者に該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている

ときは、当該認可をしてはならない。

一 個人であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 第四十一条第二項第二号イ(2)から(5)まで又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人のうちに次の(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当する者がある者

(1) 個人であるときは、イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

(2) 法人であるときは、次号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

二 法人等であるときは、次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当する者

イ 第四十一条第二項第一号ロからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

ロ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しな

い者

ハ その役員のうち前号ハ(1)又は(2)に掲げる者のいずれかに該当する者がある者（変更の承認等）

第六十一条 カジノ事業者の認可主要株主等法人等であるものに限り、その役員の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

2 前条第一項及び第二項第二号ハに係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。

3 カジノ事業者の認可主要株主等は、氏名又は名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(認可の取消)

第六十二条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者の認可主要株主等について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第五十八条第一項若しくは第四項ただし書の認可又は前条第一項の承認を受けたこと

二 第六十条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと

三 第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること

2 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可主要株主等であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内にカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

る認可主要株主等であつた者に係る前項の措置について準用する。

(認可の失効)

第六十三条 第五十八条第一項の認可について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき、又は同条第四項ただし書の認可について第二号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可を受けた日から起算して六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめカジノ管理委員会の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る認可主要株主等がカジノ事業者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなつたとき。

2 前項第二号に係る部分に限る。)の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可主要株主等であつた者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。(株主等の社会的信用確保等)

第六十四条 カジノ事業者は、当該カジノ事業者の議決権等の保有者の十分な社会的信用を確保するために必要な措置として、当該議決権等の保有又は譲渡を制限する措置その他のカジノ管理委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該カジノ事業者の議決権等の保有者を記載した書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

第二節 カジノ事業者が行う業務

第一款 総則

(約款に基づく契約の締結)

第六十五条 カジノ事業者は、顧客にカジノ施設を利用させるときは、カジノ施設利用約款(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十四条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、そ

の変更後のもの)に限る。次項及び第九十四条において同じ。)に基づいて、これをしなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ施設利用約款の内容を顧客に提供しなければならない。

(カジノ施設の構造及び設備等)

第六十六条 カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備を、第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。この場合において、当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者があるときは、当該カジノ施設供用事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ施設供用事業者との緊密な連携の下に、これを行わなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ施設並びにその構造及び設備が第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するものでなければ、当該カジノ施設をカジノ事業の用に供してはならない。

3 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより計ったカジノ施設内の照度を、カジノ管理委員会規則で定める数値以下としてその業務を行つてはならない。

(カジノ行為粗収益の集計等)

第六十七条 カジノ事業者は、カジノ施設の営業の開始前に、カジノ行為粗収益(第九十二条第一項第一号に規定するカジノ行為粗収益をいう。以下この条において同じ。)の集計に関する業務の手順及び体制の手続を定め、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 カジノ事業者は、適正かつ確実に集計することができる集計方法としてカジノ管理委員会規則で定める方法により、カジノ行為粗収益を集計しなければならない。

3 カジノ事業者は、カジノ行為粗収益の集計の状況について、カジノ管理委員会規則で定める

ところにより、定期的に、当該カジノ事業者と第二十八条第十五項に規定する特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

4 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これにカジノ行為粗収益の集計の状況に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。

第二款 依存の防止のための措置及び入場規制等

(カジノ行為に対する依存の防止のための措置)

第六十八条 カジノ事業者は、カジノ行為に対する依存を防止するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、依存防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの(第五十五条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)に限る。第三項において同じ。)に従つて、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その講じた措置の内容及び実施の状況をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

一 入場者(カジノ行為区分画に入場しようとする者及びカジノ行為区分画に入場した後当該カジノ行為区分画に滞在する者)をいい、業務として入場する者その他の政令で定める者を除く。以下同じ。)又はその家族その他の関係者の申出により当該入場者のカジノ施設の利用を制限する措置

二 前号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点からカジノ施設を利用させることが不適切であると認められる者のカジノ施設の利用を制限する措置

三 カジノ施設の利用に関する入場者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他のカジノ施設の利用に関する入場者の適切な判断を助けるための措置

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ行為に対する依存による悪影響を防止する観点から必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置

2 カジノ事業者は、前項の措置を的確に実施するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前項の措置の的確な実施のための従業者に對する教育訓練の実施

二 前項の措置の的確な実施のための体制の整備(同項の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。)

三 前項の措置に関する評価の実施

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

3 カジノ事業者及びその従業者は、依存防止規程を守らなければならない。

4 カジノ事業者は、第一項の措置の的確な実施に関し、第二項第二号の統括管理する者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。

5 カジノ事業者は、第二項第三号の評価を行つたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該評価の結果をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

6 カジノ事業者は、第二十三条第一項の監査報告の内容(第一項の措置に関する部分に限る。)の通知を受けたときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に届け出なければならない。

(入場規制)

第六十九条 カジノ事業者は、政令で定める場合を除き、次に掲げる者をカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならない。

一 二十歳未満の者

二 第四十一条第二項第二号イ(8)に掲げる者

三 第三百八十一条第一項又は第二項の規定に違反して、入場料(第七十六條第一項に規定する入場料をいう。次号において同じ。)又は

認定都道府県等入場料(第百七十七条第一項に規定する認定都道府県等入場料をいう。)を納付しない者

四 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、カジノ施設に入場し、又は滞在しようとする日(次号において「入場等基準日」という。)から起算して過去七日間において第百七十六條第一項の規定により入場料を賦課されてカジノ行為区画(入場し、又は滞在しようとするカジノ施設以外のカジノ施設のカジノ行為区画を含む。)に入場した回数及び同条第三項の規定により入場料を再賦課され、又は同条第五項の規定により入場料を再々賦課された回数(同号及び次条第一項において「入場等回数」という。)が既に三回に達しているもの(直近の賦課入場時(第百七十六條第一項の規定により賦課された入場料の納付後初めてカジノ行為区画に入場した時をいう。)、再賦課基準時(同条第二項に規定する再賦課基準時をいう。))又は再々賦課基準時(同条第四項に規定する再々賦課基準時をいう。)) (同号において「賦課入場時等」という。))からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。

五 本邦内に住居を有しない外国人以外の者であつて、入場等基準日から起算して過去二十八日間における入場等回数が既に十回に達しているもの(直近の賦課入場時等からそれぞれ二十四時間を経過するまでの間にある者を除く。)

(入退場時の本人確認等)

第七十條 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード(本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居

を有する外国人であつて住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十條の四十五の表の上欄に掲げる者(以下この項において「中長期在留者等」という。))以外のものにあつては、

旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に掲げる旅券をいう。))その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの(の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。))の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数の確認をすることができるとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項(氏名、住所等(本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等にあつては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあつては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあつては国籍をいう。))、生年月日及び写真をいう。以下この条において同じ。))及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者(以下この節において「入場禁止対象者」という。))に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項(写真を除く。)

二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果

三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委

員会規則で定める事項

2 カジノ事業者は、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。次項において同じ。))が前条第四号又は第五号に掲げる者に該当するかどう(以下この条において「入場等回数制限対象者該当性」という。))について前項の確認をする方法により、カジノ管理委員会規則で定める数制限対象者該当性についての照会(第五項において単に「照会」という。))をしなければならない。この場合において、カジノ管理委員会は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、カジノ事業者に回答するものとする。

3 カジノ事業者は、入場者をカジノ行為区画に入場させたとき及び当該入場者がカジノ行為区画から退場したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、直ちに、当該入場者の本人特定事項その他のカジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

4 入場者は、第一項の確認を受けるときは、カジノ事業者に対し、当該確認に係る事項を偽つてはならない。

5 カジノ事業者及びその行う入場等回数制限対象者該当性についての確認に係る業務に従事する従業者は、当該確認以外の目的のためにカジノ管理委員会に対し照会をし、又は照会に対するカジノ管理委員会の回答により得られた情報(次項において「回答情報」という。))を当該確認以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

6 カジノ事業者及びその行う入場等回数制限対象者該当性についての確認に係る業務に従事していた従業者は、当該カジノ事業者がカジノ事業者に該当しなくなった後又は当該従業者が当該業務に従事しなくなった後においては、回答情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

(入場禁止対象者によるカジノ施設の利用の防

止のための措置)

第七十一條 カジノ事業者は、カジノ施設の適正な利用を確保するため、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ施設において入場禁止対象者を発見するために必要な措置、カジノ施設において入場禁止対象者を発見した場合においてこれをカジノ施設から退去させる措置その他入場禁止対象者によるカジノ施設の利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(入場規制等に係る規定の遵守のための措置)

第七十二條 カジノ事業者は、前三條の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前三條の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 前三條の規定の遵守のための行為準則の作成

三 前三條の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 カジノ事業者は、前項第二号の行為準則を作成したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、カジノ管理委員会に届け出なければならない。届け出た行為準則の内容を変更したときも、同様とする。

3 第六十八條第三項の規定は第一項第二号の行為準則について、同条第四項の規定は前三條の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十二條第一項第三号」と読み替へるものとする。

第三款 カジノ行為業務

(カジノ行為)

第七十三條 カジノ事業者は、入場禁止対象者及び第百七十四條第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者にカジ

ノ行為を行わせてはならない。

2 カジノ事業者は、カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせるときは、カジノ行為区画のうち第四十一条第一項第七号のカジノ管理委員会規則で定める部分において行い、又は行わなければならない。

3 カジノ事業者は、カジノ行為の公正性を確保し、又は著しく顧客の射幸心をそそることを防止するために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定めるカジノ行為に関する基準に従い、カジノ行為業務を行わなければならない。

4 カジノ事業者は、カジノ行為に関し、その公正性を確保し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ行為の方法その他顧客に参考となるべき情報を提供しなければならない。

5 カジノ事業者は、カジノ行為に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げ、又はカジノ行為の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 前二号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は不当な行為

6 カジノ事業者は、顧客との間でカジノ行為を行うときは、その得喪を争う金銭に代えて、チップ(金銭の額に相当する価値を有するものとして交付又は付与(以下この節及び第九十二条第一項第一号において「交付等」という。))をされる証票、電子機器その他の物又は番号、記号その他の符号であつて、カジノ行為を行うために提示、交付その他の方法により使用することができものをいう。以下同じ。))を使用しなければならない。

7 カジノ事業者は、顧客が当該カジノ事業者との間又は顧客相互間でカジノ行為を行うとき

は、その得喪を争う金銭に代えて、チップを顧客に使用させなければならない。

8 カジノ事業者は、顧客にチップの交付等をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客から、現金による支払のほか、元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める支払手段又はカジノ行為関連品類であつてこれと引換えにチップの交付等をするものとして顧客に提供されたもの以外の手段による支払を受けてはならない。

9 カジノ事業者は、前項の規定にかかわらず、本邦内に住居を有しない外国人である顧客がクレジットカード(それを提示し又は通知して、事業者から商品若しくは権利を購入し又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号(以下この項において「カード等」という。))であつて、当該顧客が当該カード等を提示し又は通知して事業者から商品若しくは権利を購入し又は有償で役務の提供を受けたときは、当該顧客に当該カード等を交付し、又は付与した者が当該事業者に当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額の金銭を直接に又は第三者を経由して交付するとともに、当該顧客からあらかじめ定められた時期までに当該代金若しくは当該対価の合計額の金銭を受領し、又はあらかじめ定められた時期ごとに当該合計額を基礎としてあらかじめ定められた方法により算定して得た額の金銭を受領するもの(次款の規定による特定資金貸付業務に係る規制を勘案してカジノ管理委員会が適当と認める条件によるものに限る。))を提示したときは、当該クレジットカードの利用による支払を受けて、当該顧客に対し、チップの交付等を行うことができる。

10 カジノ事業者は、顧客の求めに応じ、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、チップと引換えに、当該チップの価値(当該顧客が特定資金貸付契約(顧客からカジノ行為に供しよ

うとする金銭の貸付けに係る依頼を受け、当該顧客との間でカジノ事業者が締結する特定資金貸付業務に係る契約をいう。以下同じ。))に基づきカジノ事業者に対して債務を有する場合に、当該債務の額を控除した額に相当する現金又は元本の拠出があり、かつ、容易に換価することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるものを当該顧客に交付しなければならない。

11 カジノ事業者は、前各項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 前各項の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 前各項の規定の遵守のための行為準則の作成

三 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

12 第六十八条第三項及び前条第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第一項から第十項までの規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十三条第十一項第三号」と読み替えるものとする。

13 カジノ管理委員会があらかじめ指定するカジノ管理委員会の職員(次条において「指定職員」という。))は、カジノ事業者が第四十一条第三項の条件に違反し、第四十八条第一項の承認を受けられないでカジノ行為の種類若しくは方法を変更し、又は第一項から第十項まで若しくは第百二十四条の規定に違反してカジノ行為業務を行つていと認めるときは、当該カジノ事業者に対して、当該カジノ行為業務をやめるよう命ずることができる。

(カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等第七十四条 カジノ事業者は、カジノ行為業務を

行うに当たっては、第百五十一条第一項若しくは第二項の検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等又は第百五十六条第一項の表示が付され、かつ、技術基準に適合する非電磁的カジノ関連機器等(以下この条において「適合機器等」という。))以外の機器等をカジノ関連機器等の用途に使用し、又は適合機器等をその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用してはならない。

2 カジノ事業者は、増設、交替その他の事由によりカジノ関連機器等の変更(カジノ行為業務において大量に使用され又は廃棄されるトランプその他のカジノ管理委員会規則で定める非電磁的カジノ関連機器等)にあつては、その種別の変更に限る。をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更の場合を除き、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

3 カジノ管理委員会は、前項の承認の申請について、当該申請に係るカジノ関連機器等が適合機器等でないとときは、当該承認を与えてはならない。

4 カジノ事業者は、カジノ関連機器等について第二項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

5 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の管理に関し、点検及び修理の状況その他のカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

6 何人も、適合機器等以外の機器等がカジノ関連機器等の用途に使用され、又は適合機器等がその用途以外のカジノ関連機器等の用途に使用

されることを知りながら、カジノ事業者に対し、それぞれ適合機器等以外の機器等又は適合機器等を販売し、貸与し、又は授与してはならない。

7 指定職員は、第一項、第二項又は第四項の規定に違反して機器等が使用されていると認めるときは、カジノ事業者に対し、当該機器等の使用を継続してはならない旨を命ずることができ

8 指定職員は、前項の規定による命令をしたときは、当該カジノ事業者に対し、当該機器等について使用の継続を禁止する旨を記載した文書を交付し、かつ、当該機器等の見やすい箇所にその旨を表示する標章を貼り付けなければならない。

9 指定職員は、前項の規定による措置をとったときは、その旨をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

10 第八項の規定により貼り付けられた標章は、何人も、これを破損し、又は汚損してはならず、また、当該機器等につき必要な措置がとられたことについて、カジノ管理委員会規則で定める手続により、カジノ管理委員会の確認を受けた後でなければ、これを取り除いてはならない。

11 第八項の規定により交付する文書及び貼付する標章の様式は、カジノ管理委員会規則で定める。

(カジノ行為業務の状況等の報告)

第七十五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に関し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項に定めるもののほか、カジノ行為に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならない。

第四款 特定金融業務

(特定金融業務の規制)

第七十六条 カジノ事業者は、特定金融業務においては、顧客がチップの交付等を受けるための支払に充てようとする金銭、チップと引換えに交付された金銭又は特定資金貸付契約に基づくカジノ事業者に対する債務の弁済に充てようとする金銭以外の金銭を取り扱ってはならない。

2 カジノ事業者は、特定金融業務の実施に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げ、又は特定金融業務の内容のうち重要な事項を告げない行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 前三号に掲げるもののほか、偽りその他不正又は不当な行為

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める行為

3 カジノ事業者が第三十九条の免許を受けて行う特定金融業務については、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の規定は、適用しない。

4 カジノ事業者は、この款の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 この款の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 この款の規定の遵守のための行為準則の作成

三 この款の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

項中「第二項第二号」とあるのは、「第七十六条第四項第三号」と読み替えるものとする。

(特定金融業務の記録)

第七十七条 カジノ事業者は、特定金融業務を行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

一 当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日

二 当該特定金融業務を行った日時

三 当該特定金融業務の種別及び内容

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

(特定金融業務に関する報告書)

第七十八条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、一事業年度内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、特定金融業務に関する報告書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

(特定資金移動業務の規制)

第七十九条 カジノ事業者は、特定資金移動業務については、当該カジノ事業者の管理する顧客の口座及び当該顧客の指定する預貯金口座の名義がいずれも当該顧客のものでなければ、これを行ってはならない。

(特定資金移動履行保証金の供託)

第八十条 カジノ事業者は、一月を超えない範囲内でカジノ管理委員会規則で定める期間ごとに、当該期間における特定資金移動要履行保証額(各日における未達債務の額(カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務の額であつて、カジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。))と第八十二条

第一項の権利の実行の手続に関する費用の額としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額の合計額をいう。))の最高額(次条第三項第一号において「特定資金移動要供託額」という。)以上の額に相当する額の履行保証金

(以下この款において「特定資金移動履行保証金」という。)を、当該期間の末日(同号において「基準日」という。)から起算して一週間以内に、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 前項又は次条第二項の規定により供託する特定資金移動履行保証金は、国債証券、地方債証券その他のカジノ管理委員会規則で定める債券(社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第一項に規定する振替債を含む。))をもってこれに充てることができる。この場合において、当該債券の評価額は、カジノ管理委員会規則で定めるところによる。

(特定資金移動履行保証金保全契約等)

第八十一条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、特定資金移動履行保証金保全契約(銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める者が、特定資金移動業務を行うカジノ事業者のために、カジノ管理委員会の命令に応じて特定資金移動履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この条において同じ。))を締結したときは、当該特定資金移動履行保証金保全契約の効力の存する間、保全金額(当該特定資金移動履行保証金保全契約において供託されることとなつている金額をいう。以下この条において同じ。))について、特定資金移動履行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

2 カジノ管理委員会は、特定資金移動業務を利用する顧客の利益の保護のため必要があると認めるときは、特定資金移動履行保証金保全契約を締結したカジノ事業者又はその契約の相手方に対し、保全金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

一 基準日における特定資金移動要供託額が、その直前の基準日に係る前条第一項又は前項の規定により供託した特定資金移動履行保証金の額と保全金額の合計額を下回るとき。

二 次条第一項の権利の実行の手続が終了したとき。

三 特定資金移動業務に関し負担する債務の履行を完了した場合としてカジノ管理委員会規則で定めるとき。

(特定資金移動履行保証金の還付)

第八十二条 カジノ事業者がその行う特定資金移動業務に関し負担する債務に係る債権者は、第八十条第一項又は前条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

2 前項の権利の実行は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに、することができ

一 カジノ事業者について破産手続開始の申立て等(破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て又は外国倒産処理手続の承認の申立て(外国の法令上これらに相当する申立てを含む。)をいう。)がされたとき。

二 カジノ管理委員会に対し当該権利の実行の申立てがあつた場合において、カジノ管理委員会が当該申立てを理由があると認めるとき。

3 カジノ管理委員会は、前項各号に掲げる場合には、第一項の権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内にカジノ管理委員会に債権の申出をすべきこと及び当該期間内に債権の申出をしないときはその公示に係る特定資金移動履行保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことの公示をする措置その他の同項の権利の実行のために必要な措置を講じなければならない。

4 カジノ管理委員会は、第二項各号に掲げる場合において必要と認めるときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項の申出の受付その他の第一項の権利の実行のために必要な事務を銀行その他のカジノ管理委員会規則で定める者(以下この条において「権利実行事務代行者」という。)に委託することができる。この場合において、権利実行事務代行者は、他の法律の規定にかかわらず、この項の規定により委託を受けた業務を行うことができる。

5 前項の規定により業務の委託を受けた権利実行事務代行者又はその役員若しくは職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の権利の実行に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

(特定資金移動履行保証金の保管替えその他の手続)

第八十三条 前三条に規定するもののほか、カジノ事業者の所在地の変更に伴う第八十条第一項又は第八十一条第二項の規定により供託された特定資金移動履行保証金の保管替えその他特定資金移動履行保証金の供託に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則・法務省令で定める。

(特定資金受入業務の規制)

第八十四条 カジノ事業者は、特定資金受入業務においては、いかなる名義をもつてするかを問わず、顧客から手数料を受領し、又は顧客に利息を支払つてはならない。

2 カジノ事業者は、基準日特定資金受入残高(カジノ事業者が毎年三月三十一日及び九月三十日における顧客からの特定資金受入業務に係る受入残高としてカジノ管理委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。)が政令で定める額を超えるときは、当該基準日特定資金受入残高の二分の一の額(次項において「特定資金受入要供託額」という。)以上の額に相当する額の受入保証金(同項において「特定資金受入保証金」という。)を、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者に係るカジノ施設の最寄りの供託所に供託しなければならない。

3 第八十条第二項及び前三条の規定は、特定資金受入業務に係る特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定資金貸付業務の規制)

第八十五条 カジノ事業者は、特定資金貸付業務においては、次に掲げる者以外の者に金銭を貸し付けてはならない。

一 本邦内に住居を有しない外国人

二 カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭を当該カジノ事業者の管理する口座に預け入れている者

2 カジノ事業者は、返済期間が二月を超える特定資金貸付契約を締結してはならない。

3 カジノ事業者は、貸付金について、利息(みなし利息(礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに関し債権者の受ける元本以外の金銭(特定資金貸付契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものを除く。))のうち、金銭の貸付けに関して顧客に交付された書面の再発行の手数料その他の顧客の要請によりカジノ事業者が行う事務の費用としてカジノ管理委員会規則で定めるものを除いたものをいう。を含む。以下この項において同じ。))を付することを内容とする特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求してはならない。

4 カジノ事業者は、顧客が特定資金貸付契約の返済期限までに貸付金を返済しなかったときは、当該顧客に対し、その延滞した額につき年十四・六パーセントの割合で返済期限の翌日から起算して返済の日の前日までの日数によつて計算した額の範囲内において、違約金の支払を請求することができる。

5 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債務を主たる債務とする保証契約を締結してはならない。

6 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において、当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これを当該弁済をした顧客に返還しなければならない。

7 特定資金貸付契約の債務者その他カジノ管理委員会規則で定める者は、カジノ事業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、第七十七条の帳簿書類(利害関係がある部分に限る。)の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合において、カジノ事業者は、当該請求が当該請求をした者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒むことができない。

(返済能力に関する調査等)

第八十六条 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査し、その結果に基づいて貸付けの金額に係る限度額(次項において「貸付限度額」という。)を顧客ごとに定めなければならない。この場合において、カジノ事業者は、指定信用情報機関(貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第四十一条の十三第一項の規定による指定を受けた者をいう。以下この款において同じ。))が保有する信用情報(顧客の借入金金の返済能力に関する情報を含む。以下この款において同じ。)(顧客が本邦内に住居を有しない外国人であるときは、指定信用情報機関に相当するものとしてカジノ管理委員会が適当と認める者が保有する信用情報)を使用しなければならない。

2 カジノ事業者は、貸付限度額を超えて貸付け

をすることを内容とする特定資金貸付契約を締結してはならない。

(個人信用情報の提供等)

第八十七条 カジノ事業者は、当該カジノ事業者に対して信用情報の提供をすることを内容とする契約(以下この条において「信用情報提供契約」という。)を指定信用情報機関と締結したときは、遅滞なく、当該信用情報提供契約の締結前に締結した特定資金貸付契約(カジノ管理委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を当該指定信用情報機関に提供しなければならない。

- 一 顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの
- 二 契約年月日
- 三 貸付けの金額
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結したときは、遅滞なく、当該特定資金貸付契約に係る前項各号に掲げる事項(以下この条において「個人信用情報」という。)を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関(以下この条において「契約指定信用情報機関」という。)に提供しなければならない。

3 前二項の規定による個人信用情報の提供をしたカジノ事業者は、当該提供をした個人信用情報に変更があったときは、遅滞なく、その内容を契約指定信用情報機関に提供しなければならない。

4 カジノ事業者は、契約指定信用情報機関に顧客に係る信用情報の提供の依頼(当該顧客に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。)をしようとするときは、当該顧客から書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の

技術を利用する方法であつて、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下この款において同じ。)により同意を得なければならない。

5 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、顧客から書面又は電磁的方法により次に掲げる同意を得なければならない。

- 一 当該顧客に関する個人信用情報を契約指定信用情報機関に提供することについての同意
- 二 前号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が当該契約指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した事業者(次号において「契約事業者」という。)に提供することについての同意

三 第一号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が他の指定信用情報機関の契約事業者からの依頼に基づく当該他の指定信用情報機関の提供の依頼に応じ、当該他の指定信用情報機関の契約事業者に提供することについての同意

6 カジノ事業者は、前二項の同意を得たときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 カジノ事業者は、契約指定信用情報機関の商号又は名称を公表しなければならない。

8 カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事する従業者は、当該カジノ事業者から貸付けを受けようとする顧客の借入金の返済能力その他の金銭債務の返済能力に関する調査(以下この項において「返済能力等調査」という。)以外の目的のために契約指定信用情報機関に第四項の信用情報の提供の依頼をし、又は契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供してはならない。

9 カジノ事業者及びその行う特定資金貸付業務に従事していた従業者は、当該カジノ事業者が特定資金貸付業務を行わなくなった後又は当該

従業者が特定資金貸付業務に従事しなくなった後においては、契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供してはならない。

(取立て行為の規制)

第八十八条 カジノ事業者又は特定資金貸付契約に基づく債権の取立てについて当該カジノ事業者から委託を受けた者(当該者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)(以下この条において「カジノ事業者等」という。)は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをするに当たっては、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない。

- 一 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯としてカジノ管理委員会規則で定める時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の居宅を訪問すること。
- 二 顧客が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、前号のカジノ管理委員会規則で定める時間帯以外の時間帯に、顧客に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の居宅を訪問すること。

三 正当な理由がないのに、顧客の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は顧客の勤務先その他の居宅以外の場所を訪問すること。

四 顧客の居宅又は勤務先その他の顧客を訪問した場所において、顧客から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

五 立看板、貼り紙、電磁的方法その他何らの方法をもつてするかを問わず、顧客の借入れに関する事実その他顧客の私生活に関する事

実を顧客以外の者に明らかにすること。

六 顧客に対し、顧客以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により特定資金貸付契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

七 顧客以外の者に対し、顧客に代わつて債務を弁済することを要求すること。

八 顧客以外の者が顧客の居所又は連絡先を知らせることその他の債権の取立てに協力することを拒否している場合において、更に債権の取立てに協力することを要求すること。

九 顧客が、特定資金貸付契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人(以下この号において「弁護士等」という。)に委託し、又はその処理のために必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、顧客に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し顧客から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

十 顧客に対し、前各号(第六号を除く。)に掲げる言動のいずれかをすることを告げること。

2 カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客に対して書面又はこれに代わる電磁的方法により支払を催告するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 カジノ事業者の名称、住所及び電話番号
- 二 支払を催告する者の氏名
- 三 当該特定資金貸付契約を締結した年月日
- 四 貸付けの金額

五 支払の催告に係る債権の弁済期
六 支払を催告する金額
七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

3 前項に定めるもののほか、カジノ事業者等は、特定資金貸付契約に基づく債権の取立てをする場合において、顧客から請求があったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、取立てをする者の氏名又は名称及び住所その他カジノ管理委員会規則で定める事項を当該顧客に明らかにしなければならない。

(債権を譲り受ける者への通知)

第八十九条 カジノ事業者は、特定資金貸付契約に基づく債権を他の者に譲渡するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を当該債権を譲り受ける者に通知しなければならない。

一 当該債権が特定資金貸付契約に基づいて発生したことその他カジノ管理委員会規則で定める事項

二 当該債権を譲り受ける者が当該債権に関する行為について、次条において準用する第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項、前条並びにこの条の規定並びに第九十七條第一項及び第二項の規定の適用がある旨

(債権を譲り受けた者への規制)

第九十条 第七十七条、第八十五条第三項、第四項、第六項及び第七項並びに第八十八条の規定は特定資金貸付契約に基づく債権の譲渡があつた場合における当該債権を譲り受けた者が当該債権の取立てをするときについて、前条の規定は当該債権を譲り受けた者が当該債権を他の者に譲渡するときについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五款 カジノ行為区画内関連業務等
(カジノ行為区画内関連業務の規制)

第九十一条 カジノ事業者は、カジノ施設におい

ては、カジノ業務のほか、カジノ管理委員会の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務に限り、行うことができる。

2 カジノ事業者は、前項の承認を受けようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、その行おうとするカジノ行為区画内関連業務の種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書及びその添付書類をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請について、当該申請に係るカジノ行為区画内関連業務の内容がカジノ事業の健全な運営に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該承認を与えてはならない。

4 カジノ管理委員会は、カジノ事業の健全な運営の確保のため必要があると認めるときは、第一項の承認に条件を付し、及びこれを変更することができ。

5 第四十条第一項第九号に掲げる事項の記載がある同項の申請書により第三十九条の免許を受けたカジノ事業者は、その免許の時に当該カジノ行為区画内関連業務を行うことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

6 カジノ事業者は、第一項の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務の種別又は内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定を準用する。

7 カジノ管理委員会は、第一項の承認を受けたカジノ事業者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第一項又は前項の承認を受けたこと。
二 正当な事由がないのに、第一項若しくは前項の承認を受けた日第四十四条第一項の検査に合格する前に当該承認を受けたときは、

当該合格の日)から起算して六月以内に当該承認に係るカジノ行為区画内関連業務を開始せず、又は引き続き六月以上カジノ行為区画内関連業務を休止し、現にカジノ行為区画内関連業務を行っていないこと。

8 カジノ事業者は、自己の名称をもつて、他の者にカジノ行為区画内関連業務を行わせてはならない。

9 カジノ事業者が第一項の承認を受けて行うカジノ行為区画内関連業務については、風俗営業適正化法の規定は、適用しない。

(カジノ施設における物品給付等の制限)

第九十二条 カジノ事業者は、第九十五条第一項の認可を受けた契約に基づき当該契約の相手方が物品の給付又は役務の提供をする場合(第百条第一項の認可を受けた者が物品の給付又は役務の提供をする場合を含む。)を除き、カジノ施設において、当該カジノ事業者以外の者に入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせてはならない。

2 カジノ事業者以外の者は、前項に規定する場合を除き、カジノ施設において、入場者に対して物品の給付又は役務の提供をしてはならない。

第六款 カジノ事業者が行う業務に係る契約

(カジノ事業者が行う業務の委託)

第九十三条 カジノ事業者は、次に掲げる業務を除き、カジノ業務を他の者に委託してはならない。

一 カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理に係る業務
二 特定資金貸付契約に基づく債権の取立てに係る業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響が小さい業務としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

2 カジノ事業者は、その行う業務を他の者に委託するときは、カジノ管理委員会規則で定める

ところにより、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 カジノ事業者から業務の委託を受けた者は、当該カジノ事業者の許諾を受けた場合に限り、再委託をすることができる。再委託に係る契約を更新し、又は変更するときも、同様とする。

4 前項前段の規定により再委託を受けた者は、カジノ事業者から業務の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。

(契約の締結の制限)

第九十四条 カジノ事業者は、その行う業務に關し、次の各号のいずれにも該当する契約以外の契約(カジノ施設利用約款に基づく契約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この款において同じ。)を締結してはならない。

一 契約が次に掲げる基準に適合すること。

イ 相手方が十分な社会的信用を有する者であること。

ロ 相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。

ハ 相手方において当該契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。

二 出資、融資、取引その他の関係を通じて相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

ホ 当該契約の内容が、第九十二条第一項第一号に規定するカジノ行為粗収益の額に比例して算出される金額その他当該カジノ行為粗収益の全部又は一部の額に基づいて算出される金額を支払うものでないこと。

ヘ 当該契約の内容が、相手方にカジノ施設において入場者に対する物品の給付又は役務の提供をさせるものである場合(カジノ行為区画内関連業務又は前条第一項第三号

に掲げる業務を委託した者に当該委託に基づき物品の給付又は役務の提供をさせるものである場合を除く。）には、当該物品の給付又は役務の提供が、入場者の利便性の向上を図るものであってカジノ事業者以外のものでなければすることが困難なものであるとしてカジノ管理委員会規則で定めるものであること。

ト 当該契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

二 契約の相手方が次のイからトまでに掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

イ 第九十八条若しくは第二百四十五条第五項の規定により次条第一項の認可を取り消され、第九十三条第四項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百六条第四項の規定により第九十三条第二項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの認可に相当する行政処分を取り消された場合におけるこれらの認可又は行政処分に係る契約の相手方（当該取消しについて責めに帰すべき事由がある者に限る。）であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該契約の相手方が法人であるときは、当該認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日又は当該行政処分の取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でこれらの取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

ロ 第一百一条第三項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百四十五条第六項の規定により第九十三条第一項の認可を取り消され、第九十三条第四項において準用する第一百一条第三項において準用する第九十八条の規定若しくは第二百六条第五項の規定により第九十三条第四項において準用す

る第九十三条第一項の認可を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの認可に相当する行政処分を取り消された場合におけるこれらの認可又は行政処分に係る再委託に係る契約の相手方（当該取消しについて責めに帰すべき事由がある者に限る。）であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、当該認可の取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日又は当該行政処分の取消しの日前六十日以内に当該法人の役員であつた者でこれらの取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第八十五条若しくは第八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 個人であるときは、第四十一条第二項第二号イ（五）又は（八）に掲げる者のいずれかに該当する者

ホ 法人であるときは、その役員のうちにイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

ヘ 相手方の当該契約を締結する権限を有する使用人のうちにイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者
ト 出資、融資、取引その他の関係を通じて

相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちにイから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者
（契約の認可）

第九十五条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

一 カジノ業務に係る契約又はカジノ行為区画内関連業務に係る契約

二 カジノ事業者が行う業務の委託に係る契約（前号に掲げるものを除く。）

三 カジノ事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）

四 カジノ事業者が行う施設の賃貸に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）

五 前各号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

2 前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。
（認可の申請）

第九十六条 カジノ事業者は、前条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 相手方の氏名又は名称及び住所並びに相手方が法人であるときは、その代表者の氏名
二 相手方が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所
三 相手方において当該申請に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 当該契約の概要
2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項の認可を受けようとする契約の契約書

二 相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 相手方が法人であるときは、その定款及び登記事項証明書

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類
（認可の基準等）

第九十七条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る契約が第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可の申請について、相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。
（認可の取消し）

第九十八条 カジノ管理委員会は、第九十五条第一項の認可をした契約について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、当該認可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第九十五条第一項の認可を受けたこと。

二 第九十四条第一号イからトまでに掲げる基準に適合していないこと。

三 相手方が第九十四条第二号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当していること。
（契約の届出）

第九十九条 カジノ事業者は、次に掲げる契約を締結したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

一 第九十五条第一項各号に掲げる契約以外の

契約であつて、カジノ事業の健全な運営に影響を及ぼす業務としてカジノ管理委員会規則で定めるものに係るもの

二 第九十五条第一項各号及び前号に掲げる契約以外の契約であつて、一年以内に再度同一の相手方と締結するもの

(再委託契約に係る許諾の認可)

第百条 カジノ事業者は、第九十三条第三項に規定する再委託に係る契約(その更新又は変更を含む。次項及び次条において同じ。)の許諾をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けないで許諾をした再委託に係る契約は、その効力を生じない。

(許諾の認可の基準等)

第百一条 カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る再委託に係る契約が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 再委託に係る契約の相手方が十分な社会的信用を有する者であること。

二 再委託に係る契約の相手方が法人であるときは、その役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 再委託に係る契約の相手方において当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人があるときは、その者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

五 当該再委託に係る契約の内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適当であると認められること。

2 カジノ管理委員会は、前条第一項の認可の申請について、再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該認可をしてはならない。

一 第九十四条第二号イからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

二 再委託に係る契約の相手方の当該再委託に係る契約を締結する権限を有する使用人のうちに第九十四条第二号イから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて再委託に係る契約の相手方の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第九十四条第二号イから二までに掲げる者のいずれかに該当する者がある者

3 第九十六条及び第九十八条の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条第二項第二号及び第九十八条第三号中「第九十四条第二号イからホまで」とあるのは「第百一条第二項各号」と、同条第二号中「第九十四条第一号イからトまで」とあるのは「第百一条第一項各号」と読み替えるものとする。

(契約に係る規定の遵守のための措置)

第百二条 カジノ事業者は、第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のための行為準則の作成

三 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

定は前項第二号の行為準則について、第六十八条第四項の規定は第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第百二条第一項第三号」と読み替えるものとする。

第七款 犯罪による収益の移転防止のための措置

(取引時確認等の措置等の的確な実施のための措置)

第百三条 カジノ事業者は、犯罪収益移転防止法第十一条の規定にかかわらず、取引時確認等の措置(同条に規定する取引時確認等の措置をいう。)並びに次条各項の措置、第百五条の規定による表示及び第百九条第一項の規定による届出(以下この章において「取引時確認等の措置等」という。)を的確に実施するため、犯罪収益移転防止規程(第四十条第一項の申請書に添付されたもの)(第五十六条第二項において準用する第五十二条第一項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの)に限る。次項において同じ。に従つて、犯罪収益移転防止法第四十六条第六項に規定する取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 取引時確認等の措置等の的確な実施のための従業者に対する教育訓練の実施

二 取引時確認等の措置等の的確な実施のための体制の整備(取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任を含む。)

三 取引時確認等の措置等に関する評価の実施

四 前三号に掲げるもののほか、犯罪収益移転防止法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容又はカジノ事業の特性を勘案して講ずべきものとしてカジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八条第三項の規定は犯罪収益移転防止規程について、同条第四項の規定は取引時確認等の措置等の的確な実施について、同条第五項の規定は前項第三号の評価について、同条第六項の規定は取引時確認等の措置等に関する監査報告に係る届出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第百三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(チップの譲渡等の防止のための措置)

第百四条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人(自己と生計を一にする配偶者その他の親族)の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。及び当該カジノ事業者を除く。以下この款及び第百七十五条第一項において同じ。)に譲渡すること及びチップを他人から譲り受けることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(チップの譲渡等の禁止の表示)

第百五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、顧客がチップを他人に譲渡し、若しくはチップを他人から譲り受け、又はチップをカジノ行為区画の外に持ち出すことが禁止されている旨を、本人確認区画及びカジノ行為区画に表示しなければならない。

第八款 カジノ事業に関するその他の措置

(広告及び勧誘の規制)

第百六条 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない。

一 虚偽の又は誇大な表示又は説明

二 客観的事実であることを証明することができない表示又は説明

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある表示又は説明 二 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して、次に掲げる方法で広告をしてはならない。 一 特定複合観光施設区域以外の地域主として公共交通機関を利用する外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設として政令で定めるものを除く。次号において同じ。において、広告物（常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。）を表示すること。 二 特定複合観光施設区域以外の地域においてピラ等（ピラ、パンフレット又はこれらに類する広告の用に供される文書図画をいう。以下この号において同じ。）を頒布し、又は特定複合観光施設区域において二十歳未満の者に對してピラ等を頒布すること。 三 何人も、二十歳未満の者に対してカジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をしてはならない。 四 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して勧誘をするに際し、その相手方がカジノ施設を利用しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けようとする希望しない旨の意思を含む。）を表示したときは、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。 五 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を表示し、又は説明しなければならない。 一 二十歳未満の者がカジノ施設に入場してはならない旨 二 カジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係について注意を促すために必要なものとしてカジノ管理委員会規則で定める内容	六 何人も、カジノ事業又はカジノ施設に関して広告又は勧誘をするときは、二十歳未満の者に對するその影響及びカジノ施設の利用とカジノ行為に対する依存との関係に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることのないよう努めなければならない。 七 カジノ事業者は、前各項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 前各項の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施 二 前各項の規定の遵守のための行為準則の作成 三 前各項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置 八 第六十八條第三項及び第七十二條第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八條第四項の規定は第一項から第六項までの規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第六十六條第七項第三号」と読み替えるものとする。 九 カジノ管理委員会は、第六項の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をする者に對し、当該広告又は勧誘をするに当たつて従うべき指針（次条において「広告勧誘指針」という。）を示すことができる。 （広告又は勧誘の中止命令等） 第七十七條 カジノ管理委員会は、カジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘が、前条第一項から第五項までの規定に違反していると認めるときは、当該広告又は勧誘をした者に対し、期限を付して、当該広告若しくは勧誘を中止し、又はその内容を是正すべきことを命ずることができる。 二 カジノ管理委員会は、広告勧誘指針に従わず	にカジノ事業又はカジノ施設に関する広告又は勧誘をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 三 カジノ管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 四 カジノ管理委員会は、カジノ事業者若しくはカジノ施設に関する広告若しくは勧誘が前条第一項から第五項までの規定に違反しているおそれがあり、若しくは広告勧誘指針に従つてされていないおそれがあり、又は当該広告若しくは勧誘をした者が第二項の規定による勧告に従つていないおそれがあると認めるときは、当該広告又は勧誘をした者に対し、必要な報告を命じ、又はその職員に、当該広告若しくは勧誘をした者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、当該広告若しくは勧誘に関する文書その他の物件を検査させることができる。 五 第二十九條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。 第六十八條 カジノ事業者その他の事業者は、カジノ行為関連景品類を提供するに当たつては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該當することのないようになししなければならない。 二 カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。 一 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した日時 二 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した顧客の氏名 三 提供し、又はチップと交換したカジノ行為関連景品類の内容及び経済的価値 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委	員会規則で定める事項 三 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者以外の事業者が提供するカジノ行為関連景品類について、その内容、経済的価値及び提供方法の適切な把握その他の適正な提供の確保のために必要な措置を講じなければならない。 四 カジノ事業者は、前三項の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 前三項の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施 二 前三項の規定の遵守のための行為準則の作成 三 前三項の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置 五 第六十八條第三項及び第七十二條第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八條第四項の規定は第一項から第三項までの規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは、「第六十八條第四項第三号」と読み替えるものとする。 六 カジノ事業者がカジノ行為関連景品類（第二條第十三項第一号に掲げるものに限る。）を提供するとき、当該カジノ行為関連景品類については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第四条の規定は、適用しない。 （取引の届出等） 第九十九條 カジノ事業者は、顧客との間で、カジノ業務に係る取引のうち、チップの交付等をする取引その他の政令で定める取引であつて、政令で定める額を超える現金の受払いをするものを行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該取引の内容、金額その他カジノ管理委員会規則で定める事項
---	---	--	--

へ 取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務

ト 第六十六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な業務

チ 第一百八条第一項から第三項までの規定の

遵守のために必要な業務

めに必要な業務

又 第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務

条、第二百一十一条及び第二百二十二条の規定の遵守のために必要な業務前三号に掲げるもののほか、カジノ業務の

適正な実施の確保のために必要な業務として
カジノ管理委員会規則で定めるもの

第十五条 カジノ事業者は、前条の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した

申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

当該確認を受けようとする雇用する者その他の者（以下この節において「申請対象者」と

いう。の氏名、住所及び生年月日
一 申請対象者に従事させようとする特定力ジ

ノ業務の種別（前条各号に掲げる業務の別並
びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イか

らへまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事

項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四

号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう。第百十八条第一項において同じ。）

前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請対象者が次条第二項

台号に掲げる者のいずれにも該当しないことを
誓約する書面その他力ジノ管理委員会規則で定

ある書類を添付しなければならない。
(確認の基準)

第百十六条 カジノ管理委員会は、第百十四条の確認の申請があつたときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。 2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。 一 第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)、(4)、(5)、(7)又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者 二 この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条、第十一条若しくは第十七条の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十条(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一条の罪、犯罪収益移転防止法第二十五条から第三十一条までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 三 心身の故障により特定カジノ業務を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの (確認の有効期間等) 第百十七条 第百十四条の確認の有効期間は、当該確認の日から起算して三年とする。 2 前項の有効期間の満了後引き続き第百十四条の確認を受けた特定カジノ業務に従事する者(以下この節及び第二百四十七条において「確認特定カジノ業務従事者」という。)を当該特定カジノ業務に従事させようとするカジノ事業者	は、当該確認の更新を受けなければならない。 3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。 4 前二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)」とあるのは、「第四十一条第二項第二号イ(2)」と読み替えるものとする。 5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の確認は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。 6 第二項の更新がされたときは、当該確認の有効期間は、従前の確認の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。 (変更の承認等) 第百十八条 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請書を提出して、その承認を受けなければならない。 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 3 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請があつたときは、確認特定カジノ業務従事者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有する者であるかどうかを審査しなければならない。 4 カジノ管理委員会は、第一項の承認の申請について、申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときは、当該承認を与えてはならない。 5 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに	該当することとなつたときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 一 特定カジノ業務に従事しなくなつたとき 二 氏名又は住所の変更があつたとき 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定めるとき (確認の取消し) 第百十九条 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第百十四条の確認を取り消すことができる。 一 偽りその他不正の手段により第百十四条の確認、第百十七条第二項の更新又は前条第一項の承認を受けたこと 二 その従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有しておらず、又は十分な社会的信用を有していないこと 三 確認特定カジノ業務従事者が第百十六条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること (確認の失効) 第百二十条 確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、第百十四条の確認は、その効力を失う。 一 当該確認に係る特定カジノ業務に従事しなくなつたとき 二 当該確認に係るカジノ事業者の第三十九条の免許が取り消され、又は失効したとき (従業者の制限) 第百二十一条 カジノ事業者は、次に掲げる者をカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為(区内関連業務に従事させてはならない。)	一 十分な社会的信用を有する者でない者 二 第四十一条第二項第二号イ(1)、(5)、(7)若しくは(8)又は第百十六条第二項第二号に掲げる	者がいずれかに該当する者 2 カジノ事業者は、その雇用する者その他の者をカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為(区内関連業務に従事させたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。) 一 従事させた者の氏名、住所及び生年月日 二 従事させた者が従事する業務の内容 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項 3 カジノ事業者は、前項の規定による届出をする場合には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。 4 カジノ事業者は、第二項の規定により届出した者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。 一 当該者がカジノ業務(特定カジノ業務を除く。)又はカジノ行為(区内関連業務に従事しなくなつたとき) 二 第二項各号に掲げる事項に変更があつたとき (証明書の携帯等) 第百二十二条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為(区内関連業務に従事する者に、これらの業務に従事することその他カジノ管理委員会規則で定める事項を証する証明書を携帯させなければ、当該者をその業務に従事させてはならない。) (カジノ事業の従業者に係る規定の遵守のための措置) 第百二十三条 カジノ事業者は、第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条及び前二条の規定を遵守するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
--	--	---	---	--

一 第百十四條、第百十五條、第百十七條、第百十八條及び前二條の規定の遵守のための従業者に対する教育訓練の実施

二 第百十四條、第百十五條、第百十七條、第百十八條及び前二條の規定の遵守のための行為準則の作成

三 第百十四條、第百十五條、第百十七條、第百十八條及び前二條の規定の遵守のために必要な業務を統括管理する者及び当該業務を監査する者の選任

四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める措置

2 第六十八條第三項及び第七十二條第二項の規定は前項第二号の行為準則について、第六十八條第四項の規定は第百十四條、第百十五條、第百十七條、第百十八條及び前二條の規定の遵守について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「第二項第二号」とあるのは、「第百二十三條第一項第三号」と読み替えるものとする。

第四章 カジノ施設供用事業

(免許)

第百二十四條 認定施設供用事業者は、カジノ管理委員会からの免許を受けたときは、その認定区域整備計画に記載された特定複合観光施設区域においてカジノ施設供用事業を行うことができる。

(免許の申請)

第百二十五條 認定施設供用事業者は、前条の免許を受けようとするときは、第四十條第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びにカジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四十條第二項第二号、第四号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲

げる書類

二 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画（次条第二項第一号イにおいて「申請認定区域整備計画」という。）に記載された認定施設供用事業者であることを示す書面

三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 第百三十條において準用する第五十三條第一項の業務方法書

五 当該申請に係るカジノ施設の使用の権原、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に關し認定設置運営事業者との合意内容を示す書面

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

3 前条の免許の申請は、当該申請に係る特定複合観光施設に係る第三十九條の免許の申請と同時にしなければならない。

(免許の基準等)

第百二十六條 カジノ管理委員会は、第百二十四條の免許の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四十一條第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合することであること。

二 申請者が、人的構成に照らして、カジノ施設供用事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 申請者がカジノ施設供用事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ施設供用事業に係る収支の見込みが良好であること。

四 定款及び第百三十條において準用する第五十三條第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、カジノ施設供用事業を適正に遂行するために十分なものであること。

カジノ管理委員会は、第百二十四條の免許の

申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

一 申請者が次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 申請認定区域整備計画に記載された認定施設供用事業者でない者

ロ 第四十一條第二項第一号ロからへまでに掲げる者のいずれかに該当する者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 第四十一條第二項第二号イ（ロを除く。）又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

ロ 心身の故障によりカジノ施設供用事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

三 出資、融資、取引その他の關係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第四十一條第二項第二号イ（ロを除く。）又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者のうちに第六十條第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者のうちに第百三十八條第二項において準用する第六十條第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

3 カジノ管理委員会は、第百二十四條の免許については、その申請に係る特定複合観光施設に係る第三十九條の免許を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

(免許の有効期間等)

第百二十七條 第百二十四條の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ施設

供用事業を行おうとするカジノ施設供用事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとするカジノ施設供用事業者は、第一項の有効期間の満了の日の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 第百二十五條及び前条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに第百三十條において準用する第四十二條の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第百二十五條第一項中「第十号及び第十一号」とあるのは「及び第十号」と、同条第二項第一号中「から第十一号まで、第十三号」とあるのは「第十号」と、同条第三項及び前条第三項中「第三十九條の免許」とあるのは「第四十三條第二項の更新」と、同条第一項第一号中「から第五号まで、第七号及び第八号」とあるのは「及び第三号」と、同条第二項第二号イ中（ロ）とあるのは「（1）及び（ロ）」と、同項第四号中「第六十條第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第百三十八條第二項において準用する第六十條第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。

5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の免許は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、当該免許の有効期間は、従前の免許の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

(完成検査)

第百二十八條 カジノ施設供用事業者は、第百二十四條の免許を受けた後において、当該免許に係るカジノ施設の工事が完成したときは、その施設について、カジノ管理委員会の検査を申請

しなければならない。

2 前項の検査の申請は、当該申請に係るカジノ施設に係る第四十四条第一項の検査の申請と同時にしなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の検査の結果、当該カジノ施設が第二百二十六条第一項第一号（第四十一条第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

4 カジノ管理委員会は、第一項の検査については、その申請に係るカジノ施設を第四十四条第一項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

（変更の承認等）

第二百二十九条 カジノ施設供用事業者は、次に掲げる事項の変更（第二号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置

二 カジノ施設の構造若しくは設備（専らカジノ事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。）又はこれらの管理方法

三 役員

2 前項の承認（同項第三号に掲げる事項の承認を除く。第四項から第六項までにおいて同じ。）の申請は、当該申請に係る変更と同時に当該カジノ事業者が当該カジノ施設の構造若しくは設備又はこれらの管理方法の変更をしようとするときは、第四十八条第一項の承認（同項第一号又は第三号に掲げる事項の承認に限る。第四項及び第六項において同じ。）の申請と同時にしなければならない。

3 第二百二十六条第一項及び第二項（第一号、第四号及び第五号を除く。）の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「から第五号まで」とあるのは、

「第三号」と読み替えるものとする。

4 カジノ管理委員会は、第一項の承認については、第二項に規定する場合においては、その申請に係るカジノ施設に係る第四十八条第一項の承認を与えるときでなければ、これを与えてはならない。

5 カジノ施設供用事業者は、第一項の承認を受けたカジノ施設の構造又は設備の変更に係る工事を完成したときは、遅滞なく、カジノ管理委員会の検査を申請しなければならない。

6 前項の検査の申請は、第一項の承認と同時に第四十八条第一項の承認を受けたカジノ事業者がある場合には、同条第七項の検査の申請と同時にしなければならない。

7 カジノ管理委員会は、第五項の検査の結果、当該カジノ施設が第二百二十六条第一項第一号（第四十一条第一項第七号及び第八号に係る部分に限る。）に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、これを合格させてはならない。

8 カジノ管理委員会は、第五項の検査については、第六項に規定する場合においては、その申請に係るカジノ施設を第四十八条第七項の検査に合格させるときでなければ、これを合格させてはならない。

（カジノ事業の免許に関する規定の準用）
第三百三十条 第四十一条第三項、第四十二条及び第四十九条から第五十一条までの規定は第二百二十四条の免許について、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第五項、第六項、第十一項及び第十二項、第五十二条、第五十三条（第一項第一号から第六号までを除く。）並びに第五十七条の規定はカジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用事業について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（認可主要株主等に関する規定の準用）
第三百三十一条 前章第一節第二款の規定は、カジノ施設供用事業者の認可主要株主等について準

用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（カジノ施設供用事業者が行う業務の規制）
第三百三十二条 カジノ施設供用事業者は、カジノ施設供用事業者が行う業務（カジノ施設供用業務以外の施設供用業務に係る業務を含む。以下同じ。）を他の者に委託するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 カジノ施設供用事業者は、カジノ事業者との責任分担に従い、及び当該カジノ事業者との緊密な連携の下に、カジノ施設並びに当該カジノ施設供用事業者が管理する部分に係るカジノ施設の構造及び設備を、第四十一条第一項第七号及び第八号に掲げる基準に適合するよう維持しなければならない。

（カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約）
第三百三十三条 カジノ施設供用事業者は、その行う業務に関し、第九十四条各号（第一号ホ及びヘを除く。）のいずれにも該当する契約以外の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。以下この条において同じ。）を締結してはならない。

2 カジノ施設供用事業者は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。締結した契約を更新し、又は変更しようとするときも、同様とする。

一 カジノ施設供用業務に係る契約
二 カジノ施設供用事業者が行う業務の委託に係る契約（前号に掲げるものを除く。）

三 カジノ施設供用事業者が行う業務に係る資金調達に係る契約（第一号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、その契約の期間又はその契約に基づき支払う金額がカジノ管理委員会規則で定める期間又は金額を超える契約

3 前項の認可を受けないで締結した同項各号に掲げる契約は、その効力を生じない。

4 第九十三条第三項及び第四項並びに第九十六条から第九十二条までの規定は、カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定の業務に従事する者の確認）
第三百三十四条 カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ施設供用業務（次項及び次条において「特定カジノ施設供用業務」という。）に従事させてはならない。

一 一次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）
イ 内部監査
ロ 財務
ハ イ又はロに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事

二 二次に掲げる業務を統括管理する業務
イ 第三百三十二条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のために必要な業務
ロ この項の規定、次項において準用する第九十五条、第九十七条及び第九十八条の規定並びに次条の規定の遵守のために必要な業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める業務
第二百三十五条から第二百四十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（従業者の制限等）
第三百三十五条 カジノ施設供用事業者は、第二百三十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用

業務(特定カジノ施設供用業務を除く。)に従事させてはならない。

2 第二百二十一条第二項から第四項までの規定は、カジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用業務(特定カジノ施設供用業務を除く。)について準用する。

3 第二百二十三条の規定は、カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章 認可施設土地権利者(認可等)

第三百三十六条 第三十九条の免許に係る特定複合観光施設区域の土地について、施設土地に関する権利の移転若しくは設定をする取引若しくは行為又は施設土地権利者になる法人の設立その他のカジノ管理委員会規則で定める取引若しくは行為若しくは、地方公共団体並びに当該特定複合観光施設区域に係るカジノ事業者及びカジノ施設供用事業者(以下この項において「国等」という。)が当該施設土地に関する権利を取得する取引及び行為を除く。)であつて施設土地権利者の変更を伴うものをしようとする者(国等を除く。)は、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けないでした同項に規定する取引又は行為(施設土地に関する権利の移転又は設定をする取引又は行為に限り、政令で定める取引又は行為を除く。)は、その効力を生じない。

3 認定設置運営事業者が第三十九条の免許を受けたときは、当該免許の申請書に記載された施設土地権利者は、その免許の時に第一項の認可を受けたものとみなす。

4 第一項の認可に係る取引又は行為により認可施設土地権利者になった者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

5 第一項に規定する取引又は行為以外の事由により施設土地権利者になった者(以下この条において「特定施設土地権利者」という。)は、当該事由の生じた日から起算して六十日を経過する日(以下この条において「猶予期限日」という。)以内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定施設土地権利者が、猶予期限日後も引き続き当該施設土地に関する権利を保有することについてカジノ管理委員会の認可を受けたときは、この限りでない。

6 特定施設土地権利者は、前項本文の措置により施設土地権利者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項本文の措置によることなく施設土地権利者でなくなったときも、同様とする。

7 カジノ管理委員会は、第一項の認可を受けることなく同項に規定する取引若しくは行為により施設土地権利者になった者又は第五項ただし書の認可を受けることなく猶予期限日後も施設土地権利者である者に対し、施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認可の申請)

第三百三十七条 前条第一項又は第五項ただし書の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに当該申請者が法人であるときは、その代表者の氏名

二 申請者が法人であるときは、その役員の氏名又は名称及び住所

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の名称及び住所、代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所

四 当該申請に係る土地の所在及び面積

五 当該申請に係る施設土地に関する権利の種類及び内容

六 前条第一項に規定する取引若しくは行為又は同条第五項に規定する事由の内容

七 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 申請者が法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

三 当該申請に係る認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人の定款(これに準ずるものを含む。)

四 土地の登記事項証明書

五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(認可の基準)

第三百三十八条 カジノ管理委員会は、第三百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 次に掲げる者が十分な社会的信用を有する者であること。

イ 申請者(営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人)

ロ 第三百三十六条第一項の認可の申請の場合において、当該認可を受けて法人が設立されるときは、当該法人

ハ イ又はロに掲げる者(イに掲げる者にあつては、法人であるものに限る。)の役員の健全な運営を図る見地から適當であると認められること。

二 前条第一項第六号に掲げる内容がカジノ事業の健全な運営を図る見地から適當であると認められること。

2 第六十条第二項の規定は、第三百三十六条第一項及び第五項ただし書の認可の申請について準用する。この場合において、第六十条第二項中

「前項第二号」とあるのは、第三百三十八条第一項第一号ロと、「法人等」とあるのは「法人」と読み替えるものとする。

(認可の取消し)

第三百三十九条 カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第三百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により第三百三十六条第一項若しくは第五項ただし書の認可又は第三百四十一条において準用する第六十一条第一項の承認を受けたこと。

二 前条第一項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三 前条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

2 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

3 第三百三十六条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により認可が取り消された場合における認可施設土地権利者であつた者に係る前項の措置について準用する。

(認可の失効)

第四百四十条 第三百三十六条第一項の認可について次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき、又は同条第五項ただし書の認可について第二号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該認可は、その効力を失う。

一 当該認可を受けた日から起算して六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめカジノ管理委員会の承認があつたときを除く。)

一 当該認可を受けた日から起算して六月以内に当該認可があつた事項が実行されなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめカジノ管理委員会の承認があつたときを除く。)

二 当該認可に係る認可施設土地権利者が施設土地権利者でなくなつたとき。

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により認可が失効したときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であつた者は、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならぬ。

(認可主要株主等に関する規定の準用)

第百四十一条 第六十一条第一項及び第二項の規定は認可施設土地権利者に係る変更の承認について、同条第三項の規定は認可施設土地権利者に係る軽微な変更の届出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「法人等」とあるのは「法人と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「第百三十八条第一項(第二号を除く。)の規定及び同条第二項において準用する前条第二項」と読み替へるものとする。

第六章 カジノ関連機器等製造業等

第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等

(定義)

第百四十二条 この章において「カジノ関連機器等製造業」とは、カジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいう。

2 この章において「カジノ関連機器等製造業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等製造業を行う者をいう。

3 この章において「カジノ関連機器等輸入業者」とは、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいう。

4 この章において「カジノ関連機器等輸入業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等輸入業を行う者をいう。

5 この章において「カジノ関連機器等販売業」とは、カジノ関連機器等を販売し、又は貸与する事業をいう。

6 この章において「カジノ関連機器等販売業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器

器等販売業を行う者をいう。

7 この章において「カジノ関連機器等修理業」とは、カジノ関連機器等を保守し、又は修理する事業をいう。

8 この章において「カジノ関連機器等修理業者」とは、次条第一項の許可を受けてカジノ関連機器等修理業を行う者をいう。

9 この章において「カジノ関連機器等外国製造業」とは、外国において、本邦に輸出されるカジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売する事業をいう。

10 この章において「カジノ関連機器等外国製造業者」とは、第百五十条第一項の認定を受けてカジノ関連機器等外国製造業を行う者をいう。

(許可)

第百四十三条 カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業(以下「カジノ関連機器等製造業等」という。)を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可(カジノ関連機器等製造業に係るものに限る。)は、製造所ごとに受けなければならない。

(許可の申請)

第百四十四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
二 許可を受けようとするカジノ関連機器等製造業等の種別

三 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の所在地並びにその構造及び設備の概要

四 取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別
五 申請者の役員の氏名又は名称及び住所
六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で

定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 定款及び登記事項証明書

三 第百四十八条第一項の業務方法書

四 貸借対照表

五 収支の見込みを記載した書類

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(許可の基準等)

第百四十五条 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者が当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該カジノ関連機器等製造業に係る収支の見込みが良好であること。

五 カジノ関連機器等製造業の許可を受けようとするときは、製造所の構造及び設備並びに技術水準が、第百五十一条又は第百五十四条の規定を遵守してカジノ関連機器等を製造するために適切なものであり、かつ、カジノ関連機器等製造業を的確に遂行するために十分なものであること。

六 定款及び第百四十八条第一項の業務方法書の規定が、法令に適合し、かつ、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を適正に遂行するために十分なものであること。

2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 会社法に規定する会社でない者
ロ 第四十一条第二項第一号ロからホまでに掲げる者のいずれかに該当する者

ハ この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は組織的犯罪処罰法第十七条の罪、犯罪収益移転防止法第三十一条の罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者
(1) 第四十一条第二項第二号イ(1)から(5)まで、(7)又は(8)に掲げる者のいずれかに該当する者

(2) この法律若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法第百八十五条若しくは第百八十七条の罪、組織的犯罪処罰法第九條第一項から第三項まで、第十條、第十一條若しくは第十七條の罪、暴力団対策法第四十六条から第四十九条まで、第五十條(第一号に係る部分に限る。)若しくは第五十一條の罪、犯罪収益移転防止法第二十五條から第三十一條までの罪その他政令で定める罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、当該刑

の執行を終わり、又は当該刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(3) 心身の故障により当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

口 法人であるときは、前号ロ又はハに掲げる者のいずれかに該当する者

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに前号イ(3)を除く。又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

(許可の有効期間等)

第四百四十六條 第四百四十三條第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ関連機器等製造業等を行うとするカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者、カジノ関連機器等販売業者又はカジノ関連機器等修理業者以下「カジノ関連機器等製造業者等」という。は、当該許可の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとするカジノ関連機器等製造業者等は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 第四百四十四條及び前条(第二項第一号イを除く。)の規定並びに第四百四十九條において準用する第四十二條の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第二号イ(1)中第四十一條第二項第二号イ(1)とあるのは、「第四十一條第二項第二号イ(2)」と読み替えるものとする。

5 第三項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、同項の

有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

6 第二項の更新がされたときは、当該許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

(変更の承認等)

第四百四十七條 カジノ関連機器等製造業者等は、次に掲げる事項の変更(第二号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一 取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別

二 カジノ関連機器等製造業の許可に係る製造所の構造又は設備

三 役員

2 第四百四十五條(第二項第一号を除く。)の規定は、前項の承認について準用する。

3 カジノ関連機器等製造業者等は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ関連機器等製造業者等の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(業務方法書)

第四百四十八條 業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 カジノ関連機器等製造業に係る業務に関し、その種別に応じたカジノ関連機器等の管理の方法(カジノ関連機器等製造業及びカジノ関連機器等輸入業に係る業務にあつては、第四百五十一條又は第四百五十四條の規定の遵守のための管理の方法を含む。)

二 カジノ関連機器等製造業に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体

制その他当該カジノ関連機器等製造業に係る業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ関連機器等製造業に係る業務の適正な実施を確保するために必要な事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

2 カジノ関連機器等製造業者等は、業務方法書の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。

3 カジノ管理委員会は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請が業務方法書に係る第四百四十五條第一項第六号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第四百四十九條 第四十一條第三項、第四十二條、第四十五條から第四十七條まで、第四十八條第六項、第四十九條第四号を除く。、第五十一條(第一項第三号を除く。)、第五十二條及び第五十七條の規定は、カジノ関連機器等製造業者等及びカジノ関連機器等製造業並びに第四百四十三條第一項の許可について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第四百五十條 カジノ関連機器等外国製造業を行うとする者は、カジノ管理委員会の認定を受けることができる。

2 第四百四十三條第二項、第四百四十四條(第一項第二号を除く。)、及び第四百四十五條から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第四百四十六條第四項中「第四百四十四條」とあるのは、「第四百四十四條第一項第二号を除く。」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二節 型式検定等

(型式検定)

第四百五十一條 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならない。ただし、その型式について次項の検定に合格した電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合については、この限りでない。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができる。

3 カジノ管理委員会は、前二項の検定(以下この章において「検定」という。)の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならない。

一 当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。

二 当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、及び検査する設備、体制及び手続(第五百十三條第三号において「設備等」という。)がカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。

三 申請者がカジノ関連機器等輸入業者である場合において、当該申請に係る型式の電磁的カジノ関連機器等を製造した者がその製造所及び当該電磁的カジノ関連機器等の種別に係る前条第一項のカジノ関連機器等外国製造業の認定を受けていないこと。

4 検定を受けた者は、当該検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等に、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等である旨の表示

を付さなければならない。

5 何人も、検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等以外の機器等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(検定の有効期間)

第百五十二条 検定の有効期間は、電磁的カジノ関連機器等の種別に応じて、カジノ管理委員会規則で定める期間とする。

(合格の取消し)

第百五十三条 カジノ管理委員会は、検定に合格した型式について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、検定の合格を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により当該検定を受けたこと。

二 検定に合格した型式が第百五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと。

三 検定に合格した型式の電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は検査する設備等が第百五十一条第三項第二号のカジノ管理委員会規則で定める基準に適合していないこと。

(自己確認)

第百五十四条 カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、非電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について、自ら確認をしなければならない。ただし、次項の確認がされた非電磁的カジノ関連機器等を輸入する場合については、この限りでない。

一 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、当該非電磁的カジノ関連機器等が技術基準に適合することを確保できるものであること。

二 製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が前号の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が定められ、かつ、当該事項が適切なものであること。

められ、かつ、当該事項が適切なものであること。

2 カジノ関連機器等外国製造業者は、非電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項について、自ら確認をすることができる。

3 前二項の確認(以下この条において「自己確認」という。)をしたカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者(以下この節において「自己確認実施製造業者等」という。)は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

一 当該自己確認実施製造業者等の名称及び住所並びに代表者の氏名

二 当該自己確認に係る非電磁的カジノ関連機器等の種別

三 第一項第一号の設計及び同項第二号の措置に関する事項

四 当該自己確認の結果

五 前各号に掲げるもののほか、自己確認の方法に関する事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

4 自己確認実施製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項第四号及び第五号に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 自己確認実施製造業者等は、第一項第一号の設計又は同項第二号の措置に関する事項の変更をしようとするときは、改めて自己確認をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6 カジノ管理委員会は、第三項(前項後段において準用する場合を含む。)次条第一項及び第三項において同じ。)の規定による届出があつたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

らない。第三項第一号に掲げる事項に係る第百四十七条第三項(第百五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による変更の届出があつたときも、同様とする。

(設計合致義務等)

第百五十五条 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者を除く。)は、非電磁的カジノ関連機器等を製造する場合には、当該非電磁的カジノ関連機器等を前条第三項の規定による届出に係る同条第一項第一号の設計(次項及び次条第一項において「届出設計」という。)に合致させるようにしなければならない。

2 自己確認実施製造業者等(カジノ関連機器等輸入業者に限る。)は、届出設計に合致しない非電磁的カジノ関連機器等を輸入してはならない。

3 自己確認実施製造業者等は、製造し、又は輸入した非電磁的カジノ関連機器等について、前条第三項の規定による届出に係る同条第一項第二号の措置に関する事項に従つて検査をし、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第百五十六条 自己確認実施製造業者等は、届出設計に基づき製造された非電磁的カジノ関連機器等について前条第三項の検査の記録を作成したときは、当該非電磁的カジノ関連機器等にカジノ管理委員会規則で定める表示を付さなければならない。

2 何人も、前項に規定する非電磁的カジノ関連機器等以外の機器等に同項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(記録)

第百五十七条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与又は保守若しくは修理その他のカジノ関連機器等の管理に関しカジノ管理委員会規則で定め

める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

第三節 カジノ関連機器等製造業者等の従業員

第百五十八条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げる業務(第三項において「特定カジノ関連機器等製造業務等」という。)に従事させてはならない。

一 カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務

二 カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督をする業務

2 前項の確認(カジノ関連機器等製造業に係るものに限り。)は、製造所ごとに受けなければならない。

3 第百十五条から第百二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者(以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。)について、第百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 指定試験機関

(指定) 第百五十九条 カジノ管理委員会は、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、検定に必要な試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 前項の申請をしようとする者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲

ける基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

五 職員、設備、試験の実施方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

六 申請者が前号の試験事務の実施に關する計画を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者であること。

5 カジノ管理委員会は、第二項の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 申請者が次のイからハまでに掲げる者のいずれかに該当すること。

イ 株式会社（監査役、監査等委員会又は監査委員会を置くものに限る。）又は一般社団法人（監事を置くものに限る。）若しくは一般財団法人でない者

ロ 第四百四十五條第二項第一号ロ又はハに掲げる者のいずれかに該当する者

ハ その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがある者

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 第四百四十五條第二項第二号イ（三）を除く。）又はロに掲げる者のいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により試験事務を適正かつ確実に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者のうちに第四百四十五條第二項第二号イ（三）を除く。）又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者のうちに第六十條第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。

（指定の有効期間等）

第六十條 前条第一項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続き試験事務を行おうとする指定試験機関は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該指定の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする指定試験機関は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、同項の有効期間の満了後も当該処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 第二項の更新がされたときは、当該指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して三年とする。

（指定試験機関の役員を選任及び解任）

第六十一條 指定試験機関は、その役員を選任し、又は解任しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請して、その認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けないでした役員を選任又は解任は、その効力を生じない。

（事業計画の認可等）

第六十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、当該指定後遅滞なく）、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、当該事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、カジノ管理委員会に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第六十三條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程（以下この条及び第二百十條第二項第二号において「試験事務規程」という。）を作成し、カジノ管理委員会の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

3 カジノ管理委員会は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、当該試験事務規程を變更すべきことを命ずることができる。

（指定試験機関の認可主要株主等）

第六十四條 第三章第一節第二款の規定は、指定試験機関（株式会社であるものに限る。第九十九條第一項及び第二百五條第一項において同じ。）の認可主要株主等について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定の業務に従事する者の確認）

第六十五條 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、試験事務に關して行われる次に掲げる業務（次項において「特定試験業務」という。）に従事させてはならない。

一 電磁的カジノ関連機器等の型式が第五百五十一條第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に關する業務

二 電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理又はその監督をする業務

2 第六十五條から第二百十條までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十條第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百二十三條の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（秘密保持義務等）

第六十六條 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（試験事務に關する事項の記録等）

第六十七條 指定試験機関は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これに試験事務に關する事項でカジノ管理委員会規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。

（試験事務の休廃止）

第六十八條 指定試験機関は、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところによ

り、カジノ管理委員会に申請して、その許可を受けなければならない。

(指定の取消し等)

第百六十九条 カジノ管理委員会は、指定試験機関について、次の各号に掲げる事実のいずれかが判明したときは、第百五十九条第一項の規定による指定を取り消し、又は期限を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 偽りその他の不正の手段により第百五十九条第一項の規定による指定又は第百六十条第二項の更新を受けたこと。

二 第百五十九条第四項各号に掲げる基準に適合していないこと。

三 第百五十九条第五項各号に掲げる事由のいずれかに該当していること。

(カジノ管理委員会による試験事務の実施等)

第百七十条 カジノ管理委員会は、第百五十九条第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る指定試験機関が行う試験事務を行なうことができる。

2 カジノ管理委員会は、指定試験機関が第百六十八条の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条若しくは第百二十条第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第百七十一条 カジノ管理委員会は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第百五十九条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第百六十八条の許可をしたとき。

三 第百六十九条若しくは第百二十条第一項若しくは第二項の規定により、第百五十九条第

一項の規定による指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第一項の規定により試験事務を行わないこととするとき、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき。

(カジノ管理委員会規則への委任)

第百七十二条 この節並びに第二百二条及び第二百十条に規定するもののほか、検定に必要な試験及び指定試験機関に関する事項その他この節の規定の施行に関し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。

第七章 カジノ施設への入場等の制限

(入場制限)

第百七十三条 第六十九條各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、カジノ施設に入場し、又は滞在してはならない。

(カジノ行為の制限)

第百七十四条 第六十九條各号に掲げる者は、カジノ行為を行ってはならない。

2 次の各号に掲げる者は、政令で定める場合を除き、当該各号に定めるカジノ施設において、カジノ行為を行ってはならない。

一 推進法第十七条第一項に規定する本部長、推進法第十八条第一項に規定する副本部長、推進法第十九条第一項に規定する本部長及び推進法第二十二條第二項に規定する事務局長その他の職員 全てのカジノ施設

二 基本方針及び区域整備計画に関する事務に従事する政府職員(前号に掲げる者を除く。)

三 カジノ管理委員会の委員長、委員、専門委員及び事務局長の職員 全てのカジノ施設

四 認定都道府県等の職員(当該認定都道府県等に係る認定区域整備計画に関する事務に従事する者に限る。)

記載された特定複合観光施設区域に設置されるカジノ施設

五 カジノ事業者の従業者(役員以外の者にあつては、カジノ業務又はカジノ行為の区域内関連業務に従事する者に限る。)

六 カジノ施設供用事業者の従業者(役員以外の者にあつては、カジノ施設供用業務に従事する者に限る。)

が管理するカジノ施設(チップの譲渡等の制限)

第百七十五条 顧客は、チップを他人に譲り渡し、又はチップを他人から譲り受けてはならない。

2 顧客は、チップをカジノ行為の区域の外に持ち出してはならない。

第八章 入場料及び認定都道府県等入場料

第一節 入場料及び認定都道府県等入場料の賦課等

(入場料の賦課等)

第百七十六条 国は、入場者(本邦内に住居を有しない外国人を除く。以下この節において同じ。)に対し、当該入場者がカジノ行為の区域に入場しようとする時に、三千円の入場料を賦課するものとする。

2 前項の規定は、入場料を納付した者が当該入場料の納付後初めてカジノ行為の区域に入場した時から二十四時間を経過する時(以下この条において「再賦課基準時」という。)

までの間に反復してカジノ行為の区域に入場しようとする場合には、適用しない。

3 国は、入場者が再賦課基準時になおカジノ行為の区域に滞在しているときは、当該入場者に対し、第一項に定める額の入場料を再賦課するものとする。

4 第一項の規定は、入場料を再納付した者が再賦課基準時から二十四時間を経過する時(以下この条において「再々賦課基準時」という。)

までの間に反復してカジノ行為の区域に入場しようとする場合には、適用しない。

行為の区域に滞在しているときは、当該入場者に対し、第一項に定める額の入場料を再々賦課するものとする。

6 第一項の規定は、入場料を再々納付した者が再々賦課基準時から二十四時間を経過する時までの間に反復してカジノ行為の区域に入場しようとする場合には、適用しない。

(認定都道府県等入場料の賦課等)

第百七十七条 認定都道府県等は、入場者に対し、当該入場者がカジノ行為の区域に入場しようとする時に、三千円の認定都道府県等入場料を賦課するものとする。

2 前条第二項から第六項までの規定は、認定都道府県等の認定都道府県等入場料について準用する。

(入場料及び認定都道府県等入場料の徴収)

第百七十八条 カジノ事業者は、入場者から、そのカジノ行為の区域への入場の前に、国が賦課する入場料及び認定都道府県等が賦課する認定都道府県等入場料を徴収しなければならない。

2 カジノ事業者は、入場者から、国が再賦課する入場料及び再々賦課する入場料並びに認定都道府県等が再賦課する認定都道府県等入場料及び再々賦課する認定都道府県等入場料を徴収しなければならない。

(入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の納付等)

第百七十九条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、前条の規定により徴収すべき入場料の額に相当する額(以下この章において「入場料納入金」という。)

及び認定都道府県等入場料の額に相当する額(以下この章において「認定都道府県等入場料納入金」という。)

を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 国は、認定都道府県等入場料納入金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等入場料納入金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日ま

で認定都道府県等に払い込むものとする。

3 カジノ事業者は、第一項の規定により国に納付した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金のうち入場者から徴収できなかった入場料又は認定都道府県等入場料に相当する部分については、当該入場者に対して求償権を有する。

(証票)

第百八十条 カジノ管理委員会及び認定都道府県等は、それぞれ、カジノ事業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該カジノ事業者が入場料及び認定都道府県等入場料を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証票を交付しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の証票をそのカジノ行為区画に入場しようとする者に見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第一項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4 カジノ事業者は、第三十九条の免許が取り消され、又は失効したときは、遅滞なく、第一項の証票を、それぞれ、カジノ管理委員会及び認定都道府県等に返納しなければならない。

(入場料及び認定都道府県等入場料の納付義務等)

第百八十一条 入場者は、カジノ行為区画に入場しようとするときは、その入場の前に、国が賦課する入場料及び認定都道府県等が賦課する認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならない。

2 入場者は、国が再賦課する入場料及び再々賦課する入場料並びに認定都道府県等が再賦課する認定都道府県等入場料及び再々賦課する認定都道府県等入場料をカジノ事業者に納付しなければならない。

3 カジノ事業者は、入場料及び認定都道府県等入場料の全部又は一部を立て替え、又は補填してはならない。

(政令への委任)

第百八十二条 この節に定めるもののほか、入場料及び認定都道府県等入場料に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 申告及び徴収

(入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告等)

第百八十三条 カジノ事業者は、各月ごとに、当該月に係る第百七十九条第一項の規定により納付すべき入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の額その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申告書を、その翌月の政令で定める日までにカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項の申告書の記載に誤りがあることを知ったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。

3 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認めたときは、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額を決定し、第五項に規定する場合を除き、カジノ事業者に納入の告知をするものとする。

4 前項の納入の告知を受けたカジノ事業者は、同項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額の入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金(第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金)があるときは、その額を控除した額を、その告知を受けた日から起算して十五日以内に国に納付しなければならない。

5 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が第一項の規定による申告に基づき納付した入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金の額が第三項の規定によりカジノ管理委員会が決定した額を超えるときは、その超える額又は入場料納入金若しくは認定都道府県等入場料納入金に係る過誤納金について、カジノ管理委員会規則

で定めるところにより、入場料納入金、認定都道府県等入場料納入金その他この節の規定による徴収金(以下この節において単に「徴収金」という。)のうち未納のものがあるときはこれに充当し、なお残余があればその時以後に納付すべき徴収金の額から順次控除するものとする。ただし、当該残余については、カジノ事業者がカジノ事業を廃止したときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

6 カジノ管理委員会は、前項の規定による充当、控除又は還付をしたときは、その旨をカジノ事業者に通知しなければならない。

(加算金)

第百八十四条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が前条第四項の規定により入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなければならぬときは、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の加算金を徴収する。ただし、カジノ事業者が、天災その他やむを得ない理由により、同条第一項の申告書を提出することができず当該入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなければならなくなつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金が千円未満であるときは、同項の加算金は、徴収しない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定により加算金を徴収するときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ事業者に対し、期限を指定して、その納付すべき加算金の額を通知しなければならない。

(特別加算金)

第百八十五条 前条第一項本文に規定する場合において、カジノ事業者がその入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき申告書を提出していたときは、政令で定めるところにより、当該カジノ事業者に対し、加算金の額の計算の基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額(その入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていらない事実に基づく入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に係る加算金に代え、当該基礎となるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に百分の三十五を乗じて得た額の特別加算金を徴収する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により徴収する特別加算金について準用する。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第百八十六条 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が徴収金を納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項の規定による督促をするときは、当該カジノ事業者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 カジノ管理委員会は、第一項の規定による督促を受けたカジノ事業者がその指定の期限までに徴収金を完納しないときは、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第百八十七条 カジノ管理委員会は、前条第一項の規定による督促をしたときは、当該督促に係る入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額につき年十四・五パーセントの割合で納付期限の翌日から起算してその完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した額

の延滞金を徴収する。ただし、督促に係る入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額は、その納付のあつた入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、徴収しない。ただし、第四号に掲げる場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。
一 督促状に指定した期限までに入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を完納したとき。

二 納付義務者の住所又は居所が不明のため、公示送達の方法により督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第百八十八条 徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続等)

第百八十九条 徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

る。

(時効)

第百九十条 徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行使することができる時から五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 カジノ管理委員会が行う徴収金の納入の告知又は第百八十六条第一項の規定による督促は、時効の更新の効力を生ずる。

(政令への委任)

第百九十一条 この節に定めるもののほか、入場料納入金及び認定都道府県等入場料納入金の申告及び徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 国庫納付金及び認定都道府県等納付金

第一節 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付等

(国庫納付金の納付等)

第百九十二条 カジノ事業者は、政令で定めるところにより、各月ごとに、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額の合計額(以下この章において「国庫納付金」という。)を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

一 イに掲げる額からロに掲げる額を減じて得た額とハに掲げる額の合計額(以下この節において「カジノ行為粗収益」という。)の百分の十五に相当する額

イ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客から交付等を受けたチップの価額(それと引換えに第七十三条第十項に規定する現金又はカジノ管理委員会規則で定めるものを交付したチップの価額を除く。)の総額

ロ 当該カジノ事業者が当該各月に顧客に対して交付等をしたチップの価額(第七十三条第八項に規定する現金による支払、カジノ管理委員会規則で定める支払手段による支払若しくはカジノ行為関連品類による支払又は同条第九項に規定するクレジット

カードの利用による支払を受けて交付等をしたチップの価額を除く。)の総額

ハ 当該カジノ事業者が当該各月に行わせた顧客相互間のカジノ行為により得られた利益に相当する額

二 カジノ管理委員会が行うカジノ施設に関する秩序の維持及び安全の確保を図るための必要かつ合理的な施策に要する費用のうち当該カジノ事業者が負担させることが相当なものの額としてカジノ管理委員会が定める額

2 カジノ行為粗収益が零を下回るときは、その翌月に納付すべき国庫納付金のうち、前項第一号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額は、零とする。この場合において、零を下回る額は、その翌々月に納付すべき同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上控除するものとする。ただし、控除してもなお控除しきれない部分の額があるときは、当該控除しきれない部分の額は、その翌々月の翌月以後の各月に納付すべき国庫納付金のうち、同号に掲げる額の計算の基礎となるカジノ行為粗収益の額の計算上順次控除するものとする。

(認定都道府県等納付金の納付等)

第百九十三条 カジノ事業者は、認定都道府県等に納付する納付金として、政令で定めるところにより、各月ごとに、当該月のカジノ行為粗収益の百分の十五に相当する額(以下この章において「認定都道府県等納付金」という。)を、その翌月の政令で定める日までに国に納付しなければならない。

2 前条第二項の規定は、認定都道府県等納付金について準用する。

3 国は、認定都道府県等納付金の納付があつたときは、政令で定めるところにより、当該認定都道府県等納付金として納付された額を、当該納付があつた月の翌々月の末日までに認定都道府県等に払い込むものとする。

(政令への委任)

第百九十四条 この節に定めるもののほか、国庫納付金及び認定都道府県等納付金の納付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二節 申告及び徴収

第百九十五条 前章第二節の規定は、国庫納付金及び認定都道府県等納付金について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十章 カジノ事業者等の監督

(監督)

第百九十六条 カジノ管理委員会は、毎年、カジノ事業者及びカジノ施設供用事業者の業務及び經理の監査をしなければならない。

(カジノ事業者が行う業務等に関する報告の徴収等)

第百九十七条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ事業者について第三十九条の免許を受けた後も引き続き第四十一条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか(次項において「免許基準適合性」という。)又は当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 議決権等の保有者
二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者
三 カジノ施設供用事業者
四 認可施設土地権利者
五 カジノ関連機器等製造業者等
六 当該カジノ事業者から業務の委託を受けた者(当該者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。
七 当該カジノ事業者の契約(第六十五条第一項に規定するカジノ施設利用約款に基づく契

約その他の契約で顧客との間で締結するもの、雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。）の相手方（前号に掲げる者を除く。）

八 出資、融資、取引その他の関係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者

九 特定資金貸付契約に基づく債権を譲り受けた者

十 第二十八条第十五項の監査証明又は第六十七条第三項の監査を行った公認会計士又は監査法人

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、当該カジノ事業者若しくは当該カジノ事業者に係る同項第一号から第九号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業員の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問、立入検査及び収去について準用する。

（カジノ施設供用事業者が行う業務等に関する報告の徴収等）

第百九十八条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設供用事業者に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業員若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ施設供用事業者について第百二十四条の免許を受けた後も引き続き第百二十六条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「免許基準適合性等」という。）又は当該カジノ施設供用事業者が行う業務

若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 議決権等の保有者

二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ施設供用事業者の事業活動に支配的な影響力を有する者

三 カジノ事業者

四 認可施設土地権利者

五 当該カジノ施設供用事業者から業務の委託を受けた者（当該者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）

六 当該カジノ施設供用事業者の契約（雇用契約及び国又は地方公共団体との間の契約を除く。）の相手方（前号に掲げる者を除く。）

七 出資、融資、取引その他の関係を通じて前二号に掲げる者の事業活動に支配的な影響力を有する者

八 第二十八条第十五項の監査証明を行った公認会計士又は監査法人

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、免許基準適合性等若しくは当該カジノ施設供用事業者が行う業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該カジノ施設供用事業者若しくは当該カジノ施設供用事業者に係る同項第一号から第七号までに掲げる者若しくはこれらの者の従業員の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

（認可主要株主等の業務等に関する報告の徴収等）

第百九十九条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ事業者、カジノ施設供用事業者若しくは指定試験機関の認可主要株主等又はその従業員若しくは従業者であつた者に対し、当該認可主要株主等について

第五十八条第一項若しくは第四項ただし書（これらの規定を第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。第二百五条第二項において同じ。）の認可を受けた後も引き続き第六十条第一項各号（第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合しているかどうか及び第六十条第二項各号（第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。）に掲げる者のいずれにも該当していないかどうか（次項において「認可基準適合性等」という。）又は当該認可主要株主等の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、認可基準適合性等若しくは当該認可主要株主等の業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認可主要株主等の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

（認可施設土地権利者の業務等に関する報告の徴収等）

第二百条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、認可施設土地権利者又はその従業員若しくは従業者であつた者に対し、当該認可施設土地権利者について第百三十六條第一項若しくは第五項ただし書の認可を受けた後も引き続き第百三十八条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当していないかどうか（次項において「認可基準適合性等」という。）又は当該認可施設土地権利者の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、認可基準適合性等若しくは当該認可施設土地権利者の業務若しくはその財産に関し質問させ、又は当該認可施設土地権利者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

（カジノ関連機器等製造業者等の業務等に関する報告の徴収等）

第二百一条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、カジノ関連機器等製造業者等若しくは出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ関連機器等製造業者等の事業活動に支配的な影響力を有する者又はこれらの者の従業員若しくは従業者であつた者に対し、当該カジノ関連機器等製造業者等について第百四十三条第一項の許可を受けた後も引き続き第百四十五条第一項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当していないかどうか（次項において「許可基準適合性等」という。）又は当該カジノ関連機器等製造業者等の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、許可基準適合性等若しくは当該カジノ関連機器等製造業者等の業務若しくはその財産に関し質問させ、当該カジノ関連機器等製造業者等若しくは出資、融資、取引その他の関係を通じて当該カジノ関連機器等製造業者等の事業活動に支配的な影響力を有する者若しくはこれらの者の従業員の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験に必要な限度に

において非電磁的カジノ関連機器等を無償で収去させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問、立入検査及び収去について準用する。

(指定試験機関の業務等に関する報告の徴収等)
第二百二条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関若しくは当該指定試験機関に係る次に掲げる者又はこれらの者の従業者若しくは従業者であつた者に対し、当該指定試験機関について第五十九条第一項の規定による指定を受けた後も引き続き同条第四項各号に掲げる基準に適合しているかどうか及び同条第五項各号に掲げる事由のいづれにも該当していないかどうか(次項において「指定基準適合性等」という。)又は当該指定試験機関の業務若しくはその財産に関し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

一 議決権若しくは株式の保有者(当該指定試験機関が株式会社である場合に限り。)又は社員(当該指定試験機関が一般社団法人である場合に限り。)若しくは評議員(当該指定試験機関が一般財団法人である場合に限り。)
二 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該指定試験機関の事業活動に支配的な影響力を有する者

2 カジノ管理委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の関係者に対し、指定基準適合性等若しくは当該指定試験機関の業務若しくはその財産に関する質問させ、又は当該指定試験機関若しくは当該指定試験機関に係る同項各号に掲げる者若しくはこれらの者の従業者の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

(カジノ管理委員会の職員の権限)

第二百三条 カジノ管理委員会の職員は、第七十三條第十三項又は第七十四條第七項の規定の施行に必要な限度において、カジノ事業者若しくはその従業者若しくはこれらの関係者に質問し、又はカジノ施設に立ち入り、カジノ関連機器等その他の物件を検査することができる。

2 第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問及び立入検査について準用する。

(カジノ事業者に対する監督処分)

第二百四條 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が行う業務又は当該カジノ事業者の財産の状況に照らして、そのカジノ事業者の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ事業者若しくはカジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ事業者に対し、期限を付して、そのカジノ事業又はカジノ行為区画内関連業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
二 当該カジノ事業者が行う業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

三 第四十一條第三項の規定により第三十九條の免許に付された条件又は第九十一條第四項の規定により同条第一項の承認に付された条件に違反したとき。

3 カジノ管理委員会は、カジノ事業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、

第三十九條の免許又は第九十一條第一項の承認を取り消すことができる。

4 カジノ管理委員会は、カジノ事業者がカジノ事業の健全な運営に著しく支障を及ぼすおそれのある方法で第九十一條第一項の承認に係るカジノ行為区画内関連業務を行ったときは、当該承認を取り消し、又は当該カジノ行為区画内関連業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

5 カジノ管理委員会は、第九十五條第一項の認可を受けた契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
二 当該契約に係る業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

6 カジノ管理委員会は、第百條第一項の認可を受けた許諾に係る再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。
二 当該再委託に係る業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

7 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ業務従事者が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ業務従事者についての第百十四條の確認を取り消すことができる。

8 カジノ管理委員会は、カジノ事業者の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

認可主要株主等に対する監督処分)

第二百五條 カジノ管理委員会は、カジノ事業、カジノ施設供用事業又は指定試験機関が行う試験事務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これらを行うカジノ事業者、カジノ施設供用事業者又は指定試験機関(以下この条において「カジノ事業者等」という。)の認可主要株主等に対し、監督上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ事業者等の認可主要株主等がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したときは、第五十八條第一項又は第四項ただし書の認可を取り消すことができる。

3 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可主要株主等であつた者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に、カジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第二項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可に係る認可主要株主等であつた者は、前項の措置によりカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項の措置によることなくカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなったときも、同様とする。

5 カジノ管理委員会は、第三項のカジノ管理委員会が指定する期間の経過後もカジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である者に対し、当該カジノ事業者等の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(カジノ施設供用事業者に対する監督処分)
第二百六條 カジノ管理委員会は、カジノ施設供

用事業者が行う業務又は当該カジノ施設供用事業者の財産の状況に照らして、そのカジノ施設供用事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、業務方法書の変更、業務の運営若しくは財産の状況の改善計画の提出その他の当該カジノ施設供用事業者が行う業務の運営若しくは当該カジノ施設供用事業者の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ施設供用事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、期限を付して、そのカジノ施設供用事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 当該カジノ施設供用事業者が行う業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

三 第三百三十条において準用する第四十一条第三項の規定により第二百二十四条の免許に付された条件に違反したとき。

3 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二百二十四条の免許を取り消すことができる。

4 カジノ管理委員会は、第二百三十三条第二項の認可を受けた契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 当該契約に係る業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

5 カジノ管理委員会は、第二百三十三条第四項において準用する第百条第一項の認可を受けた許

諾に係る再委託に係る契約の相手方が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該認可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 当該再委託に係る業務に関し他の法令の規定に違反したとき。

6 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ施設供用業務従事者が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ施設供用事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ施設供用業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ施設供用業務従事者についての第三百三十四条第一項の確認を取り消すことができる。

7 カジノ管理委員会は、カジノ施設供用事業者の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ施設供用事業者が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ施設供用事業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

8 カジノ事業者は、その使用するカジノ施設に係るカジノ施設供用事業者が第一項又は第二項の規定によりそのカジノ施設供用事業の全部又は一部の停止を命じられたときは、当該停止の期間中は、当該カジノ施設（当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。）においてカジノ事業及びカジノ行為区画内関連業務を行うことができない。

（認可施設土地権利者に対する監督処分）

第二百七条 カジノ管理委員会は、カジノ事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、認可施設土地権利者に対し、監督上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、認可施設土地権利者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこ

れらに基づく処分に違反したときは、第三百三十六条第一項又は第五項ただし書の認可を取り消すことができる。

3 前項の規定により認可が取り消されたときは、当該認可に係る認可施設土地権利者であった者は、カジノ管理委員会が指定する期間内に当該認可に係る施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 第二項の規定により認可が取り消された場合において、当該認可に係る認可施設土地権利者であった者は、前項の措置により当該認可に係る施設土地権利者でなくなったときは、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。同項の措置によることなく当該認可に係る施設土地権利者でなくなったときも、同様とする。

5 カジノ管理委員会は、第三項のカジノ管理委員会が指定する期間の経過後も当該認可に係る施設土地権利者である者に対し、当該認可に係る施設土地権利者でなくなるよう、所要の措置を講ずべきことを命ずることができる。

（カジノ関連機器等製造業者等に対する監督処分）

第二百八条 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等の業務又は財産の状況に照らし、そのカジノ関連機器等製造業者等の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該カジノ関連機器等製造業者等に対し、当該カジノ関連機器等製造業者等の財産の状況の改善に必要な措置を講ずべきことを命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該カジノ関連機器等製造業者等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第百四十三条第一項の許可若しくは第百五十一条第一項の検定の合格を取り消し、又は期限を付して、そのカジノ関連機器等

製造業者等の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 カジノ関連機器等製造業者等に関し他の法令の規定に違反したとき。

三 第百四十九条において準用する第四十一条第三項の規定により第百四十三条第一項の許可に付された条件に違反したとき。

3 カジノ管理委員会は、確認特定カジノ関連機器等製造業者等従事者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ関連機器等製造業者等が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定カジノ関連機器等製造業者等従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定カジノ関連機器等製造業者等従事者についての第百五十八条第一項の確認を取り消すことができる。

4 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等製造業者等の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又はカジノ関連機器等製造業者等が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該カジノ関連機器等製造業者等に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（カジノ関連機器等外国製造業者に対する監督処分）

第二百九条 カジノ管理委員会は、カジノ関連機器等外国製造業者（第百四十二条第十項に規定するカジノ関連機器等外国製造業者をいう。以下この条及び第二百七条第四項第三号において同じ。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第百五十条第一項の認定又は第百五十一条第二項の検定の合格を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

二 カジノ関連機器等外国製造業（第百四十二

条第九項に規定するカジノ関連機器等外国製造業をいう。）に關し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に違反したとき。

三 第五百十條第二項において準用する第四百十九條において準用する第四十一條第三項の規定により第五百十條第一項の認定に付された条件に違反したとき。

四 カジノ管理委員会が、必要があると認め、カジノ関連機器等外国製造業者に対し、カジノ管理委員会規則で定めるところにより必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

五 カジノ管理委員会が、必要があると認め、その職員に、カジノ関連機器等外国製造業者の製造所その他のカジノ関連機器等を業務上取り扱う場所においてその構造若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件についての検査をさせ、又は従業者その他の関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由がないのに答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

（指定試験機関に対する監督処分）

第二百十條 カジノ管理委員会は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をし、又はその必要の限度において、期限を付して当該試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 カジノ管理委員会は、指定試験機関が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第五百十九條第一項の規定による指定を取り消し、又は期限を付して、その試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 試験事務規程によらないで試験事務を行つたとき。

三 試験事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

3 カジノ管理委員会は、確認特定試験業務従事者が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその確認特定試験業務従事者がその違反行為をしたときは、当該確認特定試験業務従事者についての第五百六十五條第一項の確認を取り消すことができる。

4 カジノ管理委員会は、指定試験機関の役員が第二項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、又は指定試験機関が同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合においてその役員がその違反行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（監督処分のお知らせ）

第二百十一條 カジノ管理委員会は、第四十九條（第三百十條において準用する場合を含む。）、第九十一條第七項、第九十八條（第一百一條第三項（第九十三條第四項において準用する場合を含む。）及び第九十三條第四項において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第九十九條、第九百三十四條第二項において準用する場合を含む。）、第二百四條若しくは第二百六條（第八項を除く。）、第二百四條若しくは第二百七條第一項の規定によるカジノ事業者若しくはカジノ施設供用事業者に対する命令をしたときは、直ちに、国土交通大臣に当該処分の内容及び理由を通知しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、前項に規定する処分（第九十八條、第二百四條第五項及び第六項並びに第二百六條第四項及び第五項の規定による処分を除く。）をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（聴聞の特例）

第二百十二條 カジノ管理委員会は、第二百四條

第一項、第二項若しくは第四項の規定によりカジノ事業若しくはカジノ行為区画内関連業務の停止を命じようとするとき、第二百六條第一項若しくは第二項の規定によりカジノ施設供用事業の停止を命じようとするとき、第二百八條第一項若しくは第二項の規定によりカジノ関連機器等製造業等の停止を命じようとするとき、又は第二百十條第一項若しくは第二項の規定により指定試験機関の試験事務の停止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八號）第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第十一章 カジノ管理委員会

（設置）

第二百十三條 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九號）第四十九條第三項の規定に基づいて、カジノ管理委員会を置く。

2 カジノ管理委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

（任務）

第二百十四條 カジノ管理委員会は、カジノ施設の設置及び運営に關する秩序の維持及び安全の確保を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第二百十五條 カジノ管理委員会は、前條の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 カジノ事業の監督に關すること。
- 二 カジノ施設供用事業の監督に關すること。
- 三 カジノ関連機器等製造業等の監督に關すること。
- 四 カジノ施設の適正な利用に關すること。
- 五 前各号に掲げる事務を行うために必要な調査及び研究に關すること。
- 六 所掌事務に係る国際協力に關すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づきカジノ管理委員会に属せられた事務

（職権行使の独立性）

第二百十六條 カジノ管理委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（組織等）

第二百十七條 カジノ管理委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

3 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、カジノ管理委員会の所掌事務の遂行につき公正な判断をすることができ、かつ、識見の高い者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

4 次に掲げる者は、委員長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

三 カジノ事業者、カジノ施設供用事業者、カジノ関連機器等製造業者等又はカジノ関連機器等外国製造業者の従業者

四 指定試験機関の役員又は職員

五 認可主要株主等若しくは認可施設土地権利者又はこれらの者が法人等であるときはその従業者

六 第三号に規定する事業者の団体の従業者（任期等）

第二百十八條 委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員長及び委員は、再任されることができる。

3 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前條第三項の規定

にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができ、

5 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員長又は委員を罷免しなければならぬ。

(身分保障)

第二百十九条 委員長及び委員は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 第二百七条第四項各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき。

二 この法律の規定に違反して刑に処せられたとき。

三 カジノ管理委員会により、心身の故障のため職務を執行することができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第二百二十条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第二百二十一条 委員長は、カジノ管理委員会の会務を総理し、カジノ管理委員会を代表する。

2 カジノ管理委員会は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。(会議)

第二百二十二条 カジノ管理委員会の会議は、委員長が招集する。

2 カジノ管理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をす

ることができない。

3 カジノ管理委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 第二百十九条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

5 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

(専門委員)

第二百二十三条 カジノ管理委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、カジノ管理委員会の申出に基づいて内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第二百二十四条 カジノ管理委員会の事務を処理させるため、カジノ管理委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政治運動等の禁止)

第二百二十五条 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

2 委員長及び常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。(秘密保持義務)

第二百二十六条 委員長、委員、専門委員及び事務局の職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職務を

退いた後も、同様とする。

(給与)

第二百二十七条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(公務所等への照会)

第二百二十八条 カジノ管理委員会は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、公務所、公私の団体その他の関係者に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。

(調査の委託)

第二百二十九条 カジノ管理委員会は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる調査の一部を、その調査を適切に行うことができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に適合する者に委託することができる。

一 第一百五十九条第一項の規定による指定(第六百六十条第二項の更新を含む。)の申請、第六百六十一条第一項の認可の申請、第六百六十四条において準用する第五十八条第一項又は第四項ただし書の認可の申請又は第六百六十五条第一項の確認の申請に対する審査のために必要な調査

二 第二百三十四条第一項各号に掲げる処分に係る申請に対する審査のために必要な調査

三 前章(第二百一十一条及び第二百十二条を除く。)の規定による監督のために必要な調査

2 前項の規定により事務の委託を受けた者若しくはその従業者又はこれらであつた者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしはならない。

3 第一項の規定により事務の委託を受けた者又はその従業者であつて当該委託に係る事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(規則の制定)

第二百三十条 カジノ管理委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するた

め、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、カジノ管理委員会規則を制定することができる。

第十二章 雑則

(国庫納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当)

第二百三十一条 政府は、第九十二条第一項に規定する国庫納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第三条の国の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

2 前項の規定の適用については、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

(認定都道府県等納付金の観光の振興に関する施策等に必要な経費への充当)

第二百三十二条 認定都道府県等は、第九十三条第一項に規定する認定都道府県等納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の第一条の目的及び第四条の地方公共団体の責務を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

(手数料の徴収)

第二百三十三条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

一 第四十二条第三項(第三百十条及び第四百九十九条(第五百十条第二項において準用する場合を含む。))において準用する第四号及び次条第一項第二号において同じ。)において準用する場合を含む。)の再交付を申請する者

二 第四十四条第一項、第四十八条第七項、第二百二十八条第一項又は第二百二十九条第五項の検査を受ける者

三 第四十八条第一項(第四号を除く。)、第七

十四条第二項、第百十八條第一項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。)、第百二十九條第一項(第三号を除く。)(又は第百四十七條第一項(第三号を除く。、第百五十條第二項において準用する場合を含む。))の承認を申請する者 四 第五十二條第一項(第五十三條第二項(第百三十四條において準用する場合を含む。)、第五十四條第二項、第百三十五條第二項、第五十六條第二項、第百三十七條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第六十七條第一項又は第百四十八條第二項(第百五十條第二項において準用する場合を含む。))の認可を申請する者 五 第百五十一條第一項又は第二項の検定を受ける者 六 第百五十九條第一項に規定する試験を受ける者(次項に規定する者を除く。) 2 指定試験機関が行う第百五十九條第一項に規定する試験を受ける者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、納付された手数料は、当該指定試験機関の収入とする。 (審査費用の徴収) 第二百三十四條 次に掲げる処分に係る申請をする者は、次項から第四項までに定めるところにより、その審査に要する費用を国に納付しなければならない。 一 第三十九條若しくは第百二十四條の免許又は第百四十三條第二項若しくは第百二十七條第二項の更新 二 第四十五條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四十六條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四十七條第一項(第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、第四十八條第一項(第四号に係る部分に限る。)、第六十一條第一項(第百三十一條及び第百四十一條において準用する場合を含む。)、第九十一條第一項若しくは第六項、第百二十九條第一項第三号に係る部分に限る。)(又は第百四十七條第一項(第三号に係る部分に限る。、第百五十條第二項において準用する場合を含む。))の承認 三 第五十八條第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第百三十一條において準用する場合を含む。)、第九十五條第一項、第百三十三條第四項において準用する場合を含む。、第百三十三條第二項又は第百三十六條第一項若しくは第五項ただし書の認可 四 第百十四條、第百三十四條第一項若しくは第百五十八條第一項の確認又は第百十七條第二項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))の更新 五 第百四十三條第一項の許可又は第百四十六條第二項の更新 六 第百五十條第一項の認定又は同条第二項において準用する第百四十六條第二項の更新 2 前項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。 3 第一項の審査に際し、前項の概算額の算定の基礎となつた調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となつた場合には、第一項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。 4 前二項の規定により概算額として納付された額が第一項の費用の額に比し不足があるときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、そのカジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。	一項(第百三十一條及び第百四十一條において準用する場合を含む。)、第九十一條第一項若しくは第六項、第百二十九條第一項第三号に係る部分に限る。)(又は第百四十七條第一項(第三号に係る部分に限る。、第百五十條第二項において準用する場合を含む。))の承認 三 第五十八條第一項若しくは第四項ただし書(これらの規定を第百三十一條において準用する場合を含む。)、第九十五條第一項、第百三十三條第四項において準用する場合を含む。、第百三十三條第二項又は第百三十六條第一項若しくは第五項ただし書の認可 四 第百十四條、第百三十四條第一項若しくは第百五十八條第一項の確認又は第百十七條第二項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))の更新 五 第百四十三條第一項の許可又は第百四十六條第二項の更新 六 第百五十條第一項の認定又は同条第二項において準用する第百四十六條第二項の更新 2 前項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。 3 第一項の審査に際し、前項の概算額の算定の基礎となつた調査の範囲を超えてカジノ管理委員会において追加の調査が必要となつた場合には、第一項に規定する者は、政令で定めるところにより、カジノ管理委員会が算定して通知する当該追加の調査に要する費用の概算額を、カジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。 4 前二項の規定により概算額として納付された額が第一項の費用の額に比し不足があるときは、同項に規定する者は、政令で定めるところにより、そのカジノ管理委員会が算定して通知する同項の費用の不足額をカジノ管理委員会の指定する日までに国に納付しなければならない。	い。 5 カジノ管理委員会は、第二項若しくは第三項の概算額又は前項の不足額の納付がそれぞれ前三項の政令で定めるところによりされなかつたときは、その申請を却下することができる。 6 第百八十六條から第百九十一條までの規定は、第一項に規定する者が納付すべき第四項の不足額について準用する。 7 カジノ管理委員会は、第二項若しくは第三項の概算額又は第四項の不足額を第一項に規定する者に通知するときは、その総額のほかその内訳を通知しなければならない。ただし、同項の審査の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、当該内訳を通知することを要しない。 8 前各項に定めるもののほか、第一項の費用の納付に關し必要な事項は、カジノ管理委員会規則で定める。 (外国執行当局への情報提供) 第二百三十五條 カジノ管理委員会は、この法律に相當する外国の法令を執行する外国の当局(以下この条において「外国執行当局」という。)(に對し、その職務(この法律に規定するカジノ管理委員会の職務に相當するものに限る。次項において同じ。))の遂行に資すると認める情報を提供することができる。 2 前項の規定による情報の提供については、当該情報(が当該外国執行当局の職務の遂行以外に使用されず、かつ、次項の同意がなければ外国の刑事事件の捜査(その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。)(又は審判(同項において「捜査等」という。))に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。 3 カジノ管理委員会は、外国執行当局からの要請があつたときは、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第一項の規定により提供した情報を当該要請に係る外国の刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることができ。	一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。 二 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。 三 日本国が行う同種の要請に應ずる旨の要請国の保証がないとき。 4 カジノ管理委員会は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に掲げる場合に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に掲げる場合に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならない。 第十三章 罰則 第二百三十六條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 第三十條第二項の規定による設置運営事業の停止の命令に違反して、設置運営事業(カジノ行為業務に係る部分に限る。))を行つたとき。 二 偽りその他不正の手段により第三十九條の免許を受けたとき。 三 偽りその他不正の手段により第四十三條第二項の更新を受けたとき。 四 偽りその他不正の手段により第四十五條第一項、第四十六條第一項又は第四十七條第一項の承認を受けたとき。 五 第五十七條の規定に違反して、自己の名義をもつて他の者にカジノ事業を行わせたとき。 六 第九十三條第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる業務以外のカジノ業務(カジノ行為業務に係る部分に限る。))を委託したとき。
---	--	--	---

き。

七 第二百四十四条第一項又は第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令に違反して、カジノ事業カジノ行為業務に係る部分に限る。）を行ったとき。

八 第二百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設（当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。）においてカジノ事業（カジノ行為業務に係る部分に限る。）を行ったとき。

2 前項（第一号、第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定は、刑法第八十五条及び第八十六条の規定の適用を妨げない。

第二百三十七條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十条第二項の規定による設置運営事業等の停止の命令に違反して、設置運営事業（カジノ行為業務に係る部分を除く。）又は施設供用事業を行ったとき。

二 第四十一条第三項の規定により付した条件に違反したとき。

三 第四十四条第五項の規定に違反して、カジノ施設の営業を開始したとき。

四 第四十八条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認を受けたとき。

五 第四十八条第十一項の規定に違反したとき。

六 第六十九条の規定に違反して、同条各号に掲げる者をカジノ施設に入場させ、若しくは滞在させたとき、又は第七十三条第一項の規定に違反して、第七十四条第二項の規定によりカジノ行為を行つてはならないこととされている者にカジノ行為を行わせたとき。

七 第七十三条第二項の規定に違反して、同項に規定する場所以外のカジノ行為区画の場所においてカジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせたとき。

八 第七十四条第一項の規定に違反したとき。

九 第七十四条第二項の規定に違反してカジノ関連機器等の変更をしたとき、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十 第七十四条第六項の規定に違反したとき。

十一 第二百二十四条の免許を受けずにカジノ施設供用事業を行ったとき（その行為が第三十三条第二項の認可を受けた契約（同項第一号に掲げるものに限る。）に基づくものである場合を除く。）又は偽りその他の不正の手段により第二百二十四条の免許を受けたとき。

十二 偽りその他の不正の手段により第二百二十七条第二項の更新を受けたとき。

十三 偽りその他の不正の手段により第三十条において準用する第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けたとき。

十四 第三十条において準用する第五十七条の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ施設供用事業を行わせたとき。

十五 第四十三条第一項の規定に違反してカジノ関連機器等製造業等を行ったとき、又は偽りその他の不正の手段により同項の許可を受けたとき。

十六 偽りその他の不正の手段により第四十六条第二項の更新を受けたとき。

十七 偽りその他の不正の手段により第四十九条において準用する第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の承認を受けたとき。

十八 第四百九十九条において準用する第五十七条の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ関連機器等製造業等を行わせたとき。

十九 第七十九条第一項の規定に違反して、入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金を納付しなかつたとき。

二十 第九十二条第一項又は第九十三条第一項の規定に違反して、国庫納付金又は認定都道府県等納付金を納付しなかつたとき。

二十一 第二百四十四条第一項又は第二項の規定によるカジノ事業の停止の命令に違反して、カジノ事業（カジノ行為業務に係る部分を除く。）を行ったとき。

二十二 第二百六条第一項又は第二項の規定によるカジノ施設供用事業の停止の命令に違反したとき。

二十三 第二百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設（当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。）においてカジノ事業（カジノ行為業務に係る部分を除く。）を行ったとき。

二十四 第二百八条第一項又は第二項の規定によるカジノ関連機器等製造業等の停止の命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第七十三条の規定に違反して、カジノ施設に入場した者（第六十九条第二号に掲げる者に限る。）

二 第七十四条第二項の規定に違反した者

3 第一項（第四号（第四十八条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、刑法第八十五条及び第八十六条の規定の適用を妨げない。

第二百三十八條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定に違反して、設置運

営事業以外の事業を営んだとき。

二 第六十七条第一項前段の規定に違反したとき、又は同項後段の規定に違反してカジノ行為粗収益の集計に関する手続を変更したとき。

三 第七十条第一項の規定に違反して、同項の確認をしないで、入場者を入場させ、又は退場させたとき。

四 第七十九条の規定に違反して、特定資金移動業務を行ったとき。

五 第八十七条第八項の規定に違反して、返済能力等調査以外の目的のために契約指定信用情報機関に信用情報の提供の依頼をし、又は契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を返済能力等調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。

六 情を知つて、前号の違反行為をした者から信用情報の提供を受けたとき。

七 第八十七条第九項の規定に違反して、契約指定信用情報機関から提供を受けた信用情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

八 情を知つて、前号の違反行為をした者から信用情報の提供を受けたとき。

九 第八十八条第一項（第九十条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十 第九十一条第一項の規定に違反して同項の承認を受けたカジノ行為区画内関連業務以外の業務を行つたとき、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十一 第九十一条第八項の規定に違反して、自己の名義をもって他の者にカジノ行為区画内関連業務を行わせたとき。

十二 第九十三条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる業務以外のカジノ業務（カジノ行為業務に係る部分を除く。）を委託したとき。

十三 第九十五条第一項の規定に違反して、同項各号に掲げる契約を締結し、若しくは当該契約を更新し、若しくは変更したとき、又は

偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

十四 第百条第一項の規定に違反して許諾をしたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

十五 第百二十九条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十六 第百三十条において準用する第四十一条第三項の規定により付した条件に違反したとき。

十七 第百三十条において準用する第四十八条第十一項の規定に違反したとき。

十八 第百四十七条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

十九 第百四十九条において準用する第四十一条第三項の規定により付した条件に違反したとき。

二十 第百四十四条第一項、第二項又は第四項の規定によるカジノ行為区画内関連業務の停止の命令に違反したとき。

二十一 第百六条第八項の規定に違反して、同条第一項又は第二項の規定により停止を命じられたカジノ施設供用事業に係るカジノ施設(当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。)においてカジノ行為区画内関連業務を行ったとき。

第二百三十九条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第二項の規定に違反して、施設供用事業以外の事業を営んだとき。

二 第二十八条第四項の規定による財務報告書若しくは同条第五項の規定によりこれに添付すべき書類若しくは同条第八項の規定による

財務報告に係る内部統制報告書若しくは同条第九項の規定によりこれに添付すべき書類(いずれも同条第十項の規定によりその内容を訂正したものを含む。)の提出をせず、又はこれらに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第二十九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第三十条第一項の規定による指示に違反したとき。

五 第四十条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第四十条第二項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 第五十二条第一項(第五十三条第二項、第五十三条において準用する場合を含む。)、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十六条第二項及び第百三十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、定款、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程又は犯罪収益移転防止規程を変更したとき。

七 第五十八条第一項(第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者になつたとき若しくは主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者である法人等を設立したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の認可を受けたとき。

八 偽りその他不正の手段により第五十八条第四項ただし書(第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。又は第百三十六条第五項ただし書の認可を受けたとき。九 第五十八条第六項(第六十二条第三項(第百

三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。)、第百三十一条及び第百六十四条において準用する場合を含む。又は第二百五条第五項の規定による命令に違反したとき。

十 第七十三条第五項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽のことを告げたとき。

十一 第七十三条第十三項又は第七十四条第七項の規定による命令に違反したとき。

十二 第七十六条第二項第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽のことを告げたとき。

十三 第七十八条の規定による報告書の提出をせず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

十四 第八十条第一項又は第八十四条第二項の規定に違反したとき。

十五 第八十一条第二項(第八十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

十六 第八十四条第一項の規定に違反して、手数料を受領し、又は利息を支払ったとき。

十七 第八十五条第一項の規定に違反して、金を貸し付けたとき。

十八 第八十五条第二項の規定に違反して特定資金貸付契約を締結したとき、又は同条第五項の規定に違反して保証契約を締結したとき。

十九 第八十五条第三項(第九十条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、特定資金貸付契約を締結し、又は利息を受領し、若しくはその支払を要求したとき。

二十 第八十六条第一項の規定による調査をせず、又は当該調査の結果に基づく貸付限度額を定めないで、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十一 第八十六条第二項の規定に違反して、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十二 第八十七条第一項から第三項までの規定に違反したとき。

二十三 第八十七条第四項の規定に違反して、顧客からの同意を得ずに、当該顧客に係る信用情報の提供の依頼をしたとき、又は同条第五項の規定に違反して、顧客からの同意を得ずに、特定資金貸付契約を締結したとき。

二十四 第九十一条第四項の規定により付した条件に違反したとき。

二十五 第九十一条第六項の規定に違反して同項に規定する事項を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたとき。

二十六 第九十二条第一項の規定に違反して、入場者に対する物品の給付若しくは役務の提供をさせたとき、又は同条第二項の規定に違反して、物品の給付若しくは役務の提供をしたとき。

二十七 第百六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して、虚偽の表示若しくは説明をしたとき、又は同条第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる方法で広告をしたとき。

二十八 第百七条第一項の規定による命令に違反したとき。

二十九 第百七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

三十 第百二十五条第一項(第百二十七条第四項において準用する場合を含む。)の申請書又は第百二十五条第二項(第百二十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

三十一 第百三十三条第二項の規定に違反して、同項各号に掲げる契約を締結し、若しくは当該契約を更新し、若しくは変更したとき、又は偽りその他不正の手段により同項の

認可を受けたとき。

三十二 第三百三十三条第四項において準用する
第百条第一項の規定に違反して許諾をしたと
き、又は偽りその他不正の手段により同項の
認可を受けたとき。

三十三 第三百三十六条第一項の規定に違反して
同項に規定する取引若しくは行為をしたと
き、又は偽りその他不正の手段により同項の
認可を受けたとき。

三十四 第三百三十六条第七項(第百三十九条第
三項において準用する場合を含む。)(又は第
二百七条第五項の規定による命令に違反したと
き。

三十五 第四百四十四条第一項(第百四十六
条第四項において準用する場合を含む。)(の申請書
又は第百四十四条第二項(第百四十六条第四
項において準用する場合を含む。)(の規定によ
りこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして
提出したとき。

三十六 第五百五十一条第一項の規定に違反し
て、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は
輸入したとき。

三十七 第五百五十四条第三項(同条第五項後段
において準用する場合を含む。)(の規定による
届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十八 第百八十条第二項から第四項までの規
定に違反したとき。

三十九 第百九十七條第一項若しくは第二百一
条第二項の規定による報告若しくは資料の提
出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料
の提出をしたとき、又は第百九十七條第二項
若しくは第二百一条第二項の規定による質問
に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
し、若しくはこれらの規定による検査若しく
は収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したと
き。

四十 第百九十八条第一項の規定による報告若
しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報
告若しくは資料の提出をしたとき、又は同条

第二項の規定による質問に対して答弁をせ
ず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項
の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避したとき。

四十一 第二百二条第一項の規定による報告若
しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報
告若しくは資料の提出をし、又は同条第二項
の規定による質問に対して答弁をせず、若し
くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したと
き(いずれもその違反行為をした者が指定試
験機関の役員又は職員である場合を除く。)(。

四十二 第二百三条第一項の規定による質問に
対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を
し、又は同項の規定による検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避したとき。

四十三 第二百四條第一項、第二百六條第一項
又は第二百八條第一項の規定による命令(カ
ジノ事業若しくはカジノ行為区域内関連業
務、カジノ施設供用事業又はカジノ関連機器
等製造業等の停止の命令を除く。)(に違反した
とき。

四十四 第二百二十九条第二項の規定に違反し
て、秘密を漏らしたとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以
下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又
はこれを併科する。

一 本人特定事項を隠蔽する目的で、第七十條
第四項の規定に違反する行為(本人特定事項
に係るものに限る。)(をした者

二 第百七十五條第一項又は第二項の規定に違
反した者

第二百四十條 次の各号のいずれかに該当する
ときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲
役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこ
れを併科する。

一 第六十一條第一項(第百三十一條、第百四
十一條及び第百六十四條において準用する場
合を含む。以下この号において同じ。)(の規定

に違反して役員を変更したとき、又は偽りそ
の他不正の手段により同項の承認を受けたと
き。

二 第七十條第五項の規定に違反して、入場等
回数制限対象者該当性についての確認以外の
目的のためにカジノ管理委員会に対し照会を
し、又は回答情報を当該確認以外の目的に使
用し、若しくは第三者に提供したとき。

三 情を知つて、前号の違反行為をした者から
回答情報の提供を受けたとき。

四 第七十條第六項の規定に違反して、回答情
報を使用し、又は第三者に提供したとき。

五 情を知つて、前号の違反行為をした者から
回答情報の提供を受けたとき。

六 第九十一條第二項(同条第六項において準
用する場合を含む。)(の申請書又は添付書類に
虚偽の記載をして提出したとき。

七 第九十六條第一項(第百一条第三項(第百三
十三條第四項において準用する場合を含む。
以下この号において同じ。)(及び第百三十三條
第四項において準用する場合を含む。)(の申請
書又は第九十六條第二項(第百一条第三項及
び第百三十三條第四項において準用する場合
を含む。)(の規定によりこれに添付すべき書類
に虚偽の記載をして提出したとき。

八 第百十四條、第百三十四條第一項若しくは
第百五十八條第一項の規定に違反してその雇
用する者その他の者を特定カジノ業務、特定
カジノ施設供用業務若しくは特定カジノ関連
機器等製造業務等に従事させたとき、又は偽
りその他不正の手段によりこれらの規定の確
認を受けたとき。

九 偽りその他不正の手段により第百七十七條第
二項(第百三十四條第二項及び第百五十八條
第三項において準用する場合を含む。)(の更新
を受けたとき。

十 第百四十八條第二項又は第百四十九條にお
いて準用する第五十二條第一項の規定に違反
して、業務方法書又は定款を変更したとき。

十一 第百九十九條第一項若しくは第二百条第
一項の規定による報告若しくは資料の提出を
せず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提
出をしたとき、又は第百九十九條第二項若し
くは第二百条第二項の規定による質問に対し
て答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若
しくはこれらの規定による検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避したとき。

十二 第二百五條第一項又は第二百七條第一項
の規定による命令に違反したとき。

第二百四十一條 次の各号のいずれかに該当す
るときは、その違反行為をした者は、百万円以
下の罰金に処する。

一 第十七條第一項の規定による届出をしない
で営業を開始し、又は虚偽の届出をしたと
き。

二 第十九條第一項の承認を受けずに設置運
営事業等を廃止したとき。

三 第二十八條第七項(同条第十二項において
準用する場合を含む。)(の規定による確認書
(同条第十項(同条第十二項において準用する
場合を含む。)(の規定によりその内容を訂正し
たものを含む。)(若しくは同条第十一項の規定
による四半期報告書(同条第十二項において
準用する同条第十項の規定によりその内容を
訂正したものを含む。)(の提出をせず、又はこ
れらに虚偽の記載をして提出したとき。

四 第二十八條第十三項の規定による公告をせ
ず、又は虚偽の公告をしたとき。

五 第五十九條第一項(第百三十一條及び第百
六十四條において準用する場合を含む。)(の申
請書又は第五十九條第二項(第百三十一條及
び第百六十四條において準用する場合を含む。)(
の規定によりこれに添付すべき書類に虚
偽の記載をして提出したとき。

六 第六十七條第四項の規定に違反して、帳簿
を備えず、これに記録すべき事項を記録せ
ず、若しくはこれを保存せず、又は帳簿に虚
偽の記録をしたとき。

六 第六十七條第四項の規定に違反して、帳簿
を備えず、これに記録すべき事項を記録せ
ず、若しくはこれを保存せず、又は帳簿に虚
偽の記録をしたとき。

七 第六十八條第一項若しくは第七十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 第七十七條(第九十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿書類を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

九 第八十五條第七項(第九十條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、相当の理由がないのに、帳簿書類の閲覧又は謄写の請求を拒んだとき。

十 第八十八條第二項若しくは第三項又は第八十九條(これらの規定を第九十條において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

十一 第九十九條(第百三十三條第四項において準用する場合を含む。)、第百九十九條第一項若しくは第百二十一條第二項(第百三十五條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第百十八條第一項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、の規定に違反して確認特定カジノ業務従事者、確認特定カジノ施設供用業務従事者若しくは確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者の従事する業務の種別を変更したとき、又は偽りその他不正の手段により第百十八條第一項の承認を受けたとき。

十三 第百二十二條の規定に違反したとき。

十四 第百三十七條第一項の申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十五 第百五十一條第四項若しくは第百五十六條第一項の規定による表示を付さず、又は虚偽の表示を付したとき。

十六 第百五十一條第五項又は第百五十六條第二項の規定に違反して、表示を付し、又は紛らわしい表示を付したとき。

十七 第百五十四條第四項(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第百五十五條第三項若しくは第百五十七條の規定に違反して、記録を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

十八 第百八十一條第三項の規定に違反して、入場料又は認定都道府県等入場料を立て替え、又は補填したとき。

第二百四十二條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八條第五項(第百三十條において準用する場合を含む。)、第六十一條第三項(第百三十一條、第百四十一條及び第百六十四條において準用する場合を含む。)、第七十四條第四項若しくは第百四十七條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十一條第一項又は第三項(これらの規定を第百三十條及び第百四十九條において準用する場合を含む。)、の規定に違反したとき。

三 第六十四條第二項(第百三十一條において準用する場合を含む。)、の規定による書類の提出をせず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

四 第六十八條第五項若しくは第六項(これらの規定を第百三十三條第二項において準用する場合を含む。若しくは第七十二條第二項(第七十三條第十二項、第七十六條第五項、第百二十三條第十二項、第百三十三條第四項において準用する場合を含む。)、第百六十六條第八項、第百八十八條第五項、第百九十一條第三項及び第百二十三條第二項(第百三十五條第三項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七十條第一項後段、第七十四條第五項若しくは第百八條第二項の規定に違反して、記

録を作成せず、若しくはこれを保存せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

六 第七十四條第十項の規定に違反したとき。

七 第百十五條第一項(第百十七條第四項(第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)、第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))の申請書又は第百十五條第二項(第百十七條第四項、第百三十四條第二項及び第百五十八條第三項において準用する場合を含む。))の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百四十三條 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。))の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の従業者が、その法人又は人の業務若しくは財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二百三十六條第一項(第四号を除く。)、五億円以下の罰金刑

二 第二百三十七條第一項(第六号、第十三号、第十七号、第十九号及び第二十号を除く。)、又は第二百三十八條(第二号から第九号までを除く。)、三億円以下の罰金刑

三 第二百三十九條第一項(第六号から第十号まで、第十二号から第十四号まで、第十六号から第二十三号まで、第二十七号、第三十三号、第三十四号、第三十八号及び第四十四号を除く。)、一億円以下の罰金刑

四 第二百三十六條第一項第四号、第二百三十七條第一項第六号、第十三号、第十七号、第十九号若しくは第二十号、第二百三十八條第二号から第九号まで、第二百三十九條第一項第六号から第十号まで、第十二号から第十四号まで、第十六号から第二十三号まで、第二十七号、第三十三号、第三十四号、第三十八号及び第四十四号を除く。)

一億円以下の罰金刑

第二百三十九條第一項(第六号から第十号まで、第十二号から第十四号まで、第十六号から第二十三号まで、第二十七号、第三十三号、第三十四号、第三十八号及び第四十四号を除く。)

十七号、第三十三号、第三十四号、第三十八号若しくは第四十四号又は第二百四十條から前条まで、各本条の罰金刑

2 前項の規定により第二百三十六條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 法人でない社団又は財団について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二百四十四條 カジノ事業者の従業者が、そのカジノ行為に係る職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第二百四十五條 カジノ事業者の従業者になろうとする者が、その担当すべきカジノ行為に係る職務に関し、請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、カジノ事業者の従業者になつた場合において、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 カジノ事業者の従業者であつた者が、その従業者であつた期間中請託を受けてそのカジノ行為に係る職務に関して不正の行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

第二百四十六條 前二條の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百四十七條 第二百四十四條若しくは第二百四十五條の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百

平成三十年五月二十五日

第一條第四十七號の二の次に次の一号を加え

四十七の三 カジノ管理委員会の非常勤の委員

(登録免許税法の一部改正)

第六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の二の次に次のように加える。

(一) 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第 号）第三十九条（免許等）のカジノ事業の免許（更新の免許を除く。）

(二) 特定複合観光施設区域整備法第二百二十四条(免許)の力
ジノ施設供用事業の免許(更新の免許を除く。)

(二) 特定複合観光施設区域整備法第百四十三条第一項許可のカジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等販売業又はカジノ関連機器等修理業、

(四) 業の許可(更新の許可を除く。)
特定複合観光施設区域整備法第百五十条第一項(カジ

ノ関連機器等外国製造業の認定)のカジノ関連機器等外国製造業の認定(更新の認定を除く。)

第七條 行政機關が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「個人情報保護委員会」の下に、「カジノ管理委員会」を加える

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八條 行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

別表に次のように加える。

第 号	特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第七十四号)	第八項	第四条
-----	-----------------------------	-----	-----

第九條 個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条第一号中「又は国家公安委員会を
「国家公安委員会又はカジノ管理委員会」に改
める。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条本文中「個人情報保護委員会規則の下に」「カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただだし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第十一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四十七号を第四十八号とし、第四十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四十号中「第二十二條第一項第十五号」を「第二十二條第一項第十六号」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十九号の次に次の一号を加える。

四十 特定複合観光施設区域整備法(平成三十
十年法律第 号)第二条第九項に規定
するカジノ事業者

第四条第一項中「第二条第二項第四十三号」を「第二条第二項第四十四号」に、「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に改め、同条第二項及び第五項の表国等（人格のない社団又は財団を除く。）の項中「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二条第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。

第七條第二項中「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に、「別表第二條第二項第四十四号に掲げる者の項」を「別表第二條第二項第四十五号に掲げる者の項」に改める。

第八條第一項及び第十二條第一項中「第二條第二項第四十四号から第四十七号まで」を「第二條第二項第四十五号から第四十八号まで」に改める。

第十三条第一項中「事項」の下に、「特定複合観光施設区域整備法第百九条第一項の規定による届出に係る事項」を加える。

第二十二條第一項第一号中「第四十六号」を「第四十七号」に改め、同項第十二号中「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十三号中「第四十七号」を「第四十八号」に改め、同項第十四号中「第四十一号」を「第四十二号」に、「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十七号中「第二條第二項第四十五号」を「第二條第二項第四十六号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第二條第二項第四十四号」を「第二條第二項第四十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第二條第二項第四十号」を「第二條第二項第四十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五 第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 カジノ管理委員会

第二十二條第四項中「第二條第二項第四十一號」を「第二條第二項第四十二號」に改める。

第二十三條第一項第一号中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同号イ中「大臣の下」に「又は委員会」を加え、同号ニ中「第二條第二項第四十号」を「第二條第二項第四十一号」に改め、同号ホ中「第二條第二項第四十五号」を「第二條第二項第四十六号」に改める。

に掲げる者の項中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改め、同表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十六号」を「第二条第二項第四十七号」に改め、同表第二条第二項第四十七号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に改め、同表第二条第二項第四十八号に掲げる者の項の次に次のように加える。

第二条第二項第四十号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引
-----------------	--	---

（産業競争力強化法の一部改正）

第十二条 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四百四十七条第三項本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正）

第十三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。
（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部改正）

第十四条 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

四 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第 号）第九條第十二項（同法第十條第四項、第十一條第三項、第十九條第二項及び第三十五條第三項において準用する場合を含む。）又は第三十七條第四項の規定により意見を述べること。

第十九條第二項中「国務大臣」の下に「及びカジノ管理委員会委員長」を加える。
（生産性向上特別措置法の一部改正）

第十五条 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第五十二條第三項本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「カジノ管理委員会規則」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十六条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「取扱いの確保」の下に「カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保」を加える。

第四条第三項第五十九号の二の次に次の一号を加える。
五十九の三 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第 号）第二百十五條に規定する事務

カジノ管理委員会 特定複合観光施設区域整備法

理由

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。